

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-1	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. <b>監督職員</b>とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。<b>受注者</b>には、主として主任監督員及び監督員が対応する。</p> <p><b>監督職員</b>は、主に、<b>受注者</b>に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>の処理、工事実施のための詳細図等の作成<b>および</b>交付または<b>受注者</b>が作成した図面の<b>承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会、段階確認</b>、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を<b>確認</b>することを含む）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する通知等を行う者をいう。</p>	<p>1-1-2 用語の定義</p> <p>1. <b>監督職員</b>とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称している。<b>受注者</b>には、主として主任監督員及び監督員が対応する。</p> <p><b>監督職員</b>は、主に、<b>受注者</b>に対する<b>指示、承諾</b>または<b>協議</b>の処理、工事実施のための詳細図等の作成<b>及び</b>交付または<b>受注者</b>が作成した図面の<b>承諾</b>を行い、また、<b>契約図書</b>に基づく工程の管理、<b>立会、段階確認</b>、工事材料の試験または検査の実施（他のものに実施させ当該実施を<b>確認</b>することを含む）の処理、関連工事の調整、<b>設計図書</b>の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担任者（規則第2条第1項第6号に規定する契約担任者をいう。）に対する<b>通知</b>等を行う者をいう。</p>	表現の変更
共-1-2	<p>12. <b>図面</b>とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、<b>設計図書</b>に基づき<b>監督職員</b>が<b>受注者</b>に<b>指示</b>した図面及び<b>受注者</b>が<b>提出</b>し、<b>監督職員</b>が<b>書面</b>により<b>承諾</b>した図面を含むものとする。</p>	<p>12. <b>図面</b>とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図等をいう。なお、<b>設計図書</b>に基づき<b>監督職員</b>が<b>受注者</b>に<b>指示</b>した図面及び<b>受注者</b>が<b>提出</b>し、<b>監督職員</b>が<b>書面</b>により<b>承諾</b>した図面を含むものとする。</p>	なお書き以降改行
共-1-3	<p>32. <b>工事着手日</b>とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあつてはそれを含む）の初日をいう。</p>	<p>32. <b>工事着手日</b>とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の<b>設置</b>または測量をいう。）、詳細設計<b>付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。</b></p>	表現の変更
共-1-4	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. <b>受注者</b>は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	<p>1-1-6 施工計画書</p> <p>1. <b>受注者</b>は、請負代金が500万円以上の場合には、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。ただし、請負代金が500万円未満であっても監督職員が指示した場合は同様に提出しなければならない。</p>	
共-1-5	<p><b>受注者</b>は、<b>施工計画書</b>を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、<b>施工計画書</b>に<b>次</b>の事項について記載しなければならない。また、<b>監督職員</b>がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、<b>受注者</b>は、維持工事等簡易な工事においては<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	<p><b>受注者</b>は、<b>施工計画書</b>を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。</p> <p>この場合、<b>施工計画書</b>に<b>以下</b>の事項について記載しなければならない。また、<b>監督職員</b>がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、<b>受注者</b>は、維持工事等簡易な工事においては<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得て、記載内容の一部を省略することができる。</p>	表現の変更
共-1-7	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p><b>受注者</b>は、下請負に付する場合には、<b>次</b>の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>1-1-12 工事の下請負</p> <p><b>受注者</b>は、下請負に付する場合には、<b>以下</b>の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-8	1-1-16 調査・試験に対する協力 2. <b>受注者</b> は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、 <b>次</b> の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	1-1-16 調査・試験に対する協力 2. <b>受注者</b> は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、 <b>以下</b> の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表現の変更
	4. <b>受注者</b> は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査及び施工実態調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	4. <b>受注者</b> は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査及び施工実態調査 <b>等</b> の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	表現の変更
	5. <b>受注者</b> は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。なお、前記の点検調査には発注者が「 <b>公共工事現場点検強化事業</b> 」を委託している「 <b>調査監</b> 」が実施する場合も含むものとする。	5. <b>受注者</b> は、発注者が施工体制等の点検調査を実施する時は、これに協力しなければならない。 なお、前記の点検調査には発注者が「 <b>公共工事現場点検強化事業</b> 」を委託している「 <b>調査監</b> 」が実施する場合も含むものとする。	なお書き以降改行
共-1-9	1-1-17 工事の一時中止 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき <b>次</b> の各号に該当する場合においては、あらかじめ <b>受注者</b> に対して <b>通知</b> した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47臨機の措置により、 <b>受注者</b> は、適切に対応しなければならない。	1-1-17 工事の一時中止 1. 発注者は、契約書第20条の規定に基づき <b>以下</b> の各号に該当する場合においては、あらかじめ <b>受注者</b> に対して <b>通知</b> した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-47臨機の措置により、 <b>受注者</b> は、適切に対応しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
共-1-10 共-1-11	1-1-20 支給材料及び貸与品 6. <b>受注者</b> は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料 <b>または貸与物件の返還</b> 」の規定に基づき返還する場合、 <b>監督職員の指示</b> に従うものとする。なお、 <b>受注者</b> は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	1-1-20 支給材料及び貸与品 6. <b>受注者</b> は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料 <b>又は貸与品</b> 」の規定に基づき返還する場合、 <b>監督職員の指示</b> に従うものとする。 なお、 <b>受注者</b> は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	表現の変更 なお書き以降改行
共-1-11	1-1-22 建設副産物 3. <b>受注者</b> は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、 <b>産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）</b> により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、 <b>監督職員</b> から請求があった場合はこれを <b>提示</b> しなければならない。なお、 <b>受注者</b> は、 <b>産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表</b> を作成し、 <b>監督職員</b> に提出しなければならない。	1-1-22 建設副産物 3. <b>受注者</b> は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、 <b>産業廃棄物管理票（紙マニフェストまたは電子マニフェスト）</b> により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、 <b>監督職員</b> から請求があった場合はこれを <b>提示</b> しなければならない。なお、 <b>受注者</b> は、 <b>産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表</b> を作成し、 <b>監督職員</b> に提出しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-12	7. <b>受注者</b> は、建設発生土については、第1編1-1-21建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。	7. <b>受注者</b> は、建設発生土については、第1編1-1-22建設副産物2項の規定により適切に処理しなければならない。	誤謬

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-18	1-1-25 完成検査 2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	1-1-25 完成検査 2. 受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。	表現の変更
	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	4. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表現の変更
	7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	7. 受注者は、当該完成検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	誤謬
共-1-18	1-1-26 既済部分検査等 3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。	1-1-26 既済部分検査等 3. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。	表現の変更
共-1-19	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	誤謬
共-1-19	1-1-27 中間検査 5. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-22第2項の規定を準用する。	1-1-27 中間検査 5. 検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 6. 受注者は、当該中間検査については、第1編1-1-23監督職員による検査（確認を含む）及び立会等第2項の規定を準用する。	表現の変更  誤謬
共-1-19 共-1-20	1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	1-1-29 施工管理 3. 受注者は、長崎県が定める「長崎県建設工事施工管理基準」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、「長崎県建設工事施工管理基準」のうち品質管理資料、出来形管理資料、写真管理資料を、完成時まで提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は直ちに提示しなければならない。なお、「長崎県建設工事施工管理基準」に定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-20	1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1-1-32 工事中の安全管理 1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針（社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	誤謬
共-1-20	4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	4. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	誤謬
共-1-21	17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	17. 受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。	表現の変更
共-1-22	19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。	19. 受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示しなければならない。	表現の変更
共-1-22	22. 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改定法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	22. 監督職員が、労働安全衛生法（平成18年6月2日改正法律第50号）第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	誤謬
共-1-22	26. 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	26. 受注者は、工事中用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第28条によって処置するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-23	<p>29. <b>受注者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、<b>監督職員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成22年12月17日総理府・国土交通省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について<b>施工計画書</b>へ具体的に記載しなければならない。</p>	<p>29. <b>受注者</b>は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、<b>監督職員</b>、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。また、施工段階において一時的に公共道路を開放する場合は、安全対策について<b>施工計画書</b>へ具体的に記載しなければならない。</p>	改定による修正
共-1-24	<p>39. <b>受注者</b>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成16年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>39. <b>受注者</b>は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成23年12月26日改正 政令第424号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを<b>確認</b>しなければならない。<b>また、道路交通法施工令（平成24年3月22日改正政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）第57条に基づく許可を得ていることを確認</b>しなければならない。</p>	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-25	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. <b>受注者は、以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51条）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。</b></p> <p>また、トンネル坑内作業で使用する建設機械についても、前記同様の取扱いとする。対象となる建設機械は下記に示す。</p>	<p>1-1-36 環境対策</p> <p>6. <b>受注者は、工事の施工にあたり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成17年法律第51号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</b></p> <p><b>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</b></p> <p><b>受注者はトンネル坑内作業において表1-4に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-4の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付け国総施第215号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。</b></p> <p>トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、<b>監督職員と協議するものとする。</b></p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要										
共-1-26	<table border="1" data-bbox="336 316 1052 774"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul> </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。	<p style="text-align: center;"><b>表1-3</b></p> <table border="1" data-bbox="1176 316 1881 853"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p><b>一般工用建設機械</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul> </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの</li> <li>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p><b>一般工用建設機械</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの</li> <li>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>		表現の変更
機種	備考												
<ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。												
機種	備考												
<p><b>一般工用建設機械</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル（車輪式）</li> <li>ブルドーザ</li> <li>発動発電機（可搬式）</li> <li>空気圧縮機（可搬式）</li> <li>油圧ユニット</li> </ul> <p>以下に示す基礎工用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油圧ハンマ</li> <li>パイプロハンマ</li> <li>油圧式鋼管圧入・引抜機</li> <li>油圧式杭圧入引抜機</li> <li>アースオーガ</li> <li>オールケーシング掘削機</li> <li>リバースサーキュレーションドリル</li> <li>アースドリル</li> <li>地下連続壁施工機</li> <li>全回転型オールケーシング掘削機</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>ホイールクレーン</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。												
<ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認の交付を受けているもの</li> <li>排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>													
共-1-26	<table border="1" data-bbox="324 901 1041 1085"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul> </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<p style="text-align: center;"><b>表1-4</b></p> <table border="1" data-bbox="1142 901 1870 1141"> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul> </td> <td>ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている<b>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外</b>の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	機種	備考	<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <b>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外</b> の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>		
機種	備考												
<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。												
機種	備考												
<p>トンネル工用建設機械</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バックホウ（ベースマシン含む）</li> <li>トラクタショベル</li> <li>大型ブレーカ</li> <li>コンクリート吹付機</li> <li>ドリルジャンボ</li> <li>ダンブトラック</li> <li>トラックミキサ</li> </ul>	ディーゼルエンジン（エンジン出力30 Kw以上260 Kw以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている <b>大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外</b> の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。												
<ul style="list-style-type: none"> <li>オフロード法の2011年基準適合表示又は2011年基準同等適合表示が付されているもの</li> <li>トンネル工用排出ガス対策建設機械として指定を受けたもの</li> </ul>													
	<p>8. <b>受注者</b>は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、長崎県の環境物品等調達方針で定める特定調達品目を使用するよう努めるものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる<b>設計図書</b>の変更については、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、長崎県の環境物品等調達方針で定める特定調達品目を使用するよう努めるものとする。なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる<b>設計図書</b>の変更については、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。</p>	なお書き以降改行										

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-27	<b>1-1-39 諸法令の遵守</b>	<b>1-1-39 諸法令の遵守</b>	
	(2) 建設業法（平成20年5月改正 法律第100号）	(2) 建設業法（平成24年8月改正 法律第53号）	改定による修正
	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第28号）	(3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年6月改正 法律第51号）	改定による修正
	(4) 労働基準法（平成20年6月改正 法律第89号）	(4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）	改定による修正
	(5) 労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）	(5) 労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号）	改定による修正
	(6) 作業環境測定法（平成18年6月改正 法律第50号）	(6) 作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号）	改定による修正
	(8) 雇用保険法（平成22年3月改正 法律第15号）	(8) 雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号）	改定による修正
	(9) 労働者災害補償保険法（平成22年3月改正 法律第15号）	(9) 労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号）	改定による修正
	(10) 健康保険法（平成22年5月改正 法律第35号）	(10) 健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号）	改定による修正
	(11) 中小企業退職金共済法（平成18年6月改正 法律第66号）	(11) 中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号）	改定による修正
	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成21年7月改正 法律第79号）	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	改定による修正
	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成21年7月改正 法律第79号）	(13) 出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号）	改定による修正
	(14) 道路法（平成22年3月改正 法律第20号）	(14) 道路法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
	共-1-28	(15) 道路交通法（平成21年7月改正 法律第79号）	(15) 道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）
(16) 道路運送法（平成21年6月改正 法律第64号）		(16) 道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号）	改定による修正
(17) 道路運送車両法（平成20年4月改正 法律第21号）		(17) 道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号）	改定による修正
(19) 地すべり等防止法（平成19年3月改正 法律第23号）		(19) 地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号）	改定による修正
(20) 河川法（平成22年3月改正 法律第20号）		(20) 河川法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
(21) 海岸法（平成22年6月改正 法律第41号）		(21) 海岸法（平成23年5月改正 法律第37号）	改定による修正
(22) 港湾法（平成22年6月改正 法律第41号）		(22) 港湾法（平成24年3月改正 法律第15号）	改定による修正
(24) 漁港法（平成12年5月改正 法律第78号）		(24) 漁港漁場整備法（平成23年8月改正 法律第105号）	改定による修正
(25) 下水道法（平成17年6月改正 法律第70号）		(25) 下水道法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
(26) 航空法（平成21年6月改正 法律第51号）		(26) 航空法（平成23年5月改正 法律第54号）	改定による修正
(29) 森林法（平成18年6月改正 法律第50号）		(29) 森林法（平成24年6月改正 法律第42号）	改定による修正
(30) 環境基本法（平成20年6月改正 法律第83号）		(30) 環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号）	改定による修正
(31) 火薬類取締法（平成21年7月改正 法律第85号）		(31) 火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号）	改定による修正
(32) 大気汚染防止法（平成22年5月改正 法律第31号）		(32) 大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	改定による修正
(33) 騒音規制法（平成17年4月改正 法律第33号）		(33) 騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
(34) 水質汚濁防止法（平成22年5月改正 法律第31号）		(34) 水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号）	改定による修正
(35) 湖沼水質保全特別措置法（平成22年5月改正 法律第31号）		(35) 湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号）	改定による修正
(36) 振動規制法（平成16年6月改正 法律第94号）		(36) 振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成22年5月改正 法律第34号）		(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-29	(38) 文化財保護法 (平成19年3月改正 法律第7号)	(38) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	改定による修正
	(39) 砂利採取法 (平成12年5月改正 法律第91号)	(39) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	改定による修正
	(40) 電気事業法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(40) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	改定による修正
	(41) 消防法 (平成21年5月改正 法律第34号)	(41) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	改定による修正
	(42) 測量法 (平成19年5月改正 法律第55号)	(42) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	改定による修正
	(43) 建築基準法 (平成20年5月改正 法律第40号)	(43) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号)	改定による修正
	(44) 都市公園法 (平成16年6月改正 法律第109号)	(44) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	改定による修正
	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成16年12月改正 法律第147号)	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(46) 土壌汚染対策法 (平成21年4月改正 法律第23号)	(46) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(47) 駐車場法 (平成18年5月改正法律第46号)	(47) 駐車場法 (平成23年12月改正法律第122号)	改定による修正
	(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (平成22年5月改正 法律第37号)	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号)	改定による修正
	(51) 船員法 (平成20年6月改正 法律第53号)	(51) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号)	改定による修正
	(53) 船舶安全法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(53) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号)	改定による修正
	(54) 自然環境保全法 (平成21年6月改正 法律第47号)	(54) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(55) 自然公園法 (平成21年6月改正 法律第47号)	(55) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(59) 技術士法 (平成18年6月改正 法律第50号)	(59) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(60) 漁業法 (平成19年6月改正 法律第77号)	(60) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)	改定による修正
	(61) 漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号)		改定による修正
	(62) 空港法 (平成20年6月改正 法律第75号)	(61) 空港法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(63) 計量法 (平成18年3月改正 法律第10号)	(62) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)	改定による修正
	(64) 厚生年金保険法 (平成22年4月改正 法律第27号)	(63) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	改定による修正
	(65) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	(64) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	改定による修正
	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第1号)	改定による修正
	(67) 最低賃金法 (平成20年5月改正 法律第26号)	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改定による修正
	(68) 職業安定法 (平成21年7月改正 法律第79号)	(67) 職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)	改定による修正
	(69) 所得税法 (平成22年3月改正 法律第6号)	(68) 所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)	改定による修正
	(70) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	(69) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	改定による修正
	(71) 船員保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)	(70) 船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)	改定による修正
	(72) 著作権法 (平成21年7月改正 法律第73号)	(71) 著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)	改定による修正
	(73) 電波法 (平成21年4月改正 法律第22号)	(72) 電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)	改定による修正
	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成19年6月改正 法律第90号)	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)	改定による修正
	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成22年3月改正 法律第15号)	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)	改定による修正
	(76) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	(75) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(77) 毒物及び劇物取締法（平成13年6月改正 法律第87号）	(76) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
	(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成18年法律第62号）	(77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月法律第51号）	改定による修正
	(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正法律第18号）	(78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月改正法律第18号）	改定による修正
	(80) 警備業法（平成17年7月改正 法律第87号）	(79) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）	改定による修正
	(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正 法律第102号）	(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）	改定による修正
	(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成19年3月改正 法律第19号）	(81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）	改定による修正
	(83) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）	(82) 建設副産物対策と建設工事公衆災害防止対策要綱（長崎県土木部）（平成18年技 第118号）	改定による修正
共-1-29	1-1-40 官公庁等への手続等 4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	1-1-40 官公庁等への手続等 4. 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。 なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-30	1-1-42 工事測量 1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならない。	1-1-42 工事測量 1. 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、既設測量標、及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、工事測量の基準とする点の選定は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、測量結果と設計図書に差異が生じた場合において、発注者が求めた測量結果、並びに受注者が設置した仮水準点や多角点の測量結果を、監督職員に提出しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-30	3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	3. 受注者は、用地幅杭、既設測量標、仮水準点、多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-31	1-1-44 不可抗力による損害 2. 契約書第29条第1項に規定する「 <b>設計図書</b> で <b>定めた基準</b> 」とは、 <b>次の各号に掲げるものをいう。</b> <b>(2) 降雨に起因する場合</b> 次のいずれかに該当する場合とする。	1-1-44 不可抗力による損害 2. 契約書第29条第1項に規定する「 <b>設計図書</b> で <b>基準を定めたもの</b> 」とは、 <b>以下の各号に掲げるものをいう。</b> <b>(2) 降雨に起因する場合</b> 以下のいずれかに該当する場合とする。	表現の変更 表現の変更
	(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の <b>警戒</b> 水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	(4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の <b>はん濫注意</b> 水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	表現の変更
	3. 契約書第29条第2項に規定する「 <b>乙</b> が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、 <b>設計図書</b> 及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等 <b>受注者</b> の責によるとされるものをいう。	3. 契約書第29条第2項に規定する「 <b>受注者</b> が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、 <b>設計図書</b> 及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等 <b>受注者</b> の責によるとされるものをいう。	表現の変更
共-1-31	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 4. <b>受注者</b> は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び <b>中小企業退職金共済法</b> の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1-1-46 保険の付保及び事故の補償 4. <b>受注者</b> は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び <b>厚生年金保険法</b> の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	適用法令の修正
共-1-36	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. <b>受注者</b> が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	1-1-50 現場技術者等の腕章着用 1. <b>受注者</b> が配置する現場代理人、監理技術者、主任技術者等の現場技術者は、腕の見やすい箇所に腕章を着用するものとする。なお、腕章の仕様については、下記例によるものとする。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	なお書き以降改行
共-1-37	1-1-52 再生資材の利用 3. 第1項以外の資材についても、 <b>設計図書</b> に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。	1-1-52 再生資材の利用 3. 第1項以外の資材についても、 <b>設計図書</b> に明示がない場合には、再生資材を使用するよう努めること。なお、再生資材の使用にあたっては、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質等を満たした資材を使用するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-1-38	<p>1-1-54 下請人の県内優先活用</p> <p>3. <b>受注者</b>は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した<b>書面</b>（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に<b>監督職員</b>に提出し、その理由について<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	<p>1-1-54 下請人の県内優先活用</p> <p>3. <b>受注者</b>は、請負金額が500万円以上になる工事において、長崎県外の下請負人を使用する場合、その理由を付した<b>書面</b>（様式-4（県内業者、県内産建設資材の活用用）：長崎県内下請企業を使用しない理由書）及び説明資料を事前に<b>監督職員</b>に提出し、その理由について<b>承諾</b>を得なければならない。ただし、WTO対象工事については、提出のみとし、承諾は不要とする。なお、当該工事の発注機関が離島の地方機関の場合は、本項1行目の「長崎県外の下請負人」を「発注機関管外の下請負人」と読み替えるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 工事に使用する材料は、<b>設計図書</b>に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>第2節 工事材料の品質</b> 2. 前項の品質規格証明書は、工事完成確認書を受理した翌年度から5年間保管するものとする。なお、保管期間に<b>発注者</b>より請求があった場合は、速やかに<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは<b>設計図書</b>で<b>指示</b>する方法により試験を実施し、その結果を<b>監督職員</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>5. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに<b>監督職員</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と<b>監督職員</b>から<b>指示</b>された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p>7. <b>受注者</b>は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を<b>確認</b>した資料について、事前に<b>監督職員</b>の<b>確認</b>を受け、<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 適用</b> 工事に使用する材料は、<b>設計図書</b>に品質規格を特に明示した場合を除き、<b>本</b>共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p><b>第2節 工事材料の品質</b> 2. 前項の品質規格証明書は、工事完成確認書を受理した翌年度から5年間保管するものとする。なお、保管期間に<b>発注者</b>より請求があった場合は、速やかに<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>4. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において試験を行うこととしている工事材料について、JISまたは<b>設計図書</b>に<b>定める</b>方法により試験を実施し、その結果を<b>監督職員</b>に<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>5. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに<b>監督職員</b>に<b>提出</b> <b>確認を受け</b>なければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と<b>監督職員</b>から<b>指示</b>された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。</p> <p><del>7. <b>受注者</b>は、表2-1の工事材料を使用する場合には、その外観及び品質規格証明書等を<b>確認</b>した資料について、事前に<b>監督職員</b>の<b>確認</b>を受け、<b>提出</b>しなければならない。</del></p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>削除</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																						
共-2-1	<p>8. <b>受注者</b>は、第1節でいう同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p> <p>なお、J I S規格が定まっている建設資材のうち、海外のJ I Sマーク表示認証工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を<b>監督職員に提出</b>するものとする。また、J I S認証外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>監督職員に提出</b>しなければならない。</p>	<p>7. <b>受注者</b>は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を<b>監督職員に提出</b>しなければならない。</p> <p>なお、表2-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。</p>	<p>受注者が実施すべき内容を主として条文の見直し</p>																																						
共-2-2	<p style="text-align: center;"><b>表2-1 指定材料の品質確認一覧</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 50%;">確 認 材 料 名</th> <th style="width: 30%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">鋼 材</td> <td>構造用圧延鋼材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鋼製ぐい及び鋼矢板</td> <td>仮設材は除く</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">セメント及び混和材</td> <td>セメント</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>混和材料</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">セメントコンクリート製品</td> <td>セメントコンクリート製品一般</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>コンクリート杭、コンクリート矢板</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">塗 料</td> <td>塗料一般</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">そ の 他</td> <td>レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>アスファルト混合物</td> <td>事前審査制度の認定混合物を除く</td> </tr> <tr> <td>場所打ぐい用レディーミクストコンクリート</td> <td>JIS製品以外</td> </tr> <tr> <td>薬液注入材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>種子・肥料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>薬剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場発成品</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	確 認 材 料 名	摘 要	鋼 材	構造用圧延鋼材		プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）		鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く	セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外	混和材料	JIS製品以外	セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外	塗 料	塗料一般		そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外	薬液注入材		種子・肥料		薬剤		現場発成品			<p>表の削除</p>
区 分	確 認 材 料 名	摘 要																																							
鋼 材	構造用圧延鋼材																																								
	プレストレストコンクリート用鋼材（ポストテンション）																																								
	鋼製ぐい及び鋼矢板	仮設材は除く																																							
セメント及び混和材	セメント	JIS製品以外																																							
	混和材料	JIS製品以外																																							
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS製品以外																																							
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS製品以外																																							
塗 料	塗料一般																																								
そ の 他	レディーミクストコンクリート	JIS製品以外																																							
	アスファルト混合物	事前審査制度の認定混合物を除く																																							
	場所打ぐい用レディーミクストコンクリート	JIS製品以外																																							
	薬液注入材																																								
	種子・肥料																																								
	薬剤																																								
	現場発成品																																								

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																												
		<p style="text-align: center;"><b>表 2-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1122 308 1447 363">区分／細別</th> <th data-bbox="1447 308 1771 363">品目</th> <th data-bbox="1771 308 1906 363">対応JIS規格 (参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 363 1447 475" rowspan="4">I セメント</td> <td data-bbox="1447 363 1771 387">ポルトランドセメント</td> <td data-bbox="1771 363 1906 387">JIS R 5210</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 387 1771 411">高炉セメント</td> <td data-bbox="1771 387 1906 411">JIS R 5211</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 411 1771 435">シリカセメント</td> <td data-bbox="1771 411 1906 435">JIS R 5212</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 435 1771 475">フライアッシュセメント</td> <td data-bbox="1771 435 1906 475">JIS R 5213</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 475 1447 595" rowspan="4">II 鋼材 1 構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1447 475 1771 499">一般構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 475 1906 499">JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 499 1771 523">溶接構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 499 1906 523">JIS G 3106</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 523 1771 547">鉄筋コンクリート用棒鋼</td> <td data-bbox="1771 523 1906 547">JIS G 3112</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 547 1771 595">溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 547 1906 595">JIS G 3114</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 595 1447 619">2 軽量形鋼</td> <td data-bbox="1447 595 1771 619">一般構造用軽量形鋼</td> <td data-bbox="1771 595 1906 619">JIS G 3350</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 619 1447 730" rowspan="4">3 鋼管</td> <td data-bbox="1447 619 1771 643">一般構造用炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 619 1906 643">JIS G 3444</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 643 1771 667">配管用炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 643 1906 667">JIS G 3452</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 667 1771 691">配管用アーク溶接炭素鋼鋼管</td> <td data-bbox="1771 667 1906 691">JIS G 3457</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 691 1771 730">一般構造用角形鋼管</td> <td data-bbox="1771 691 1906 730">JIS G 3466</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 730 1447 754">4 鉄線</td> <td data-bbox="1447 730 1771 754">鉄線</td> <td data-bbox="1771 730 1906 754">JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 754 1447 778">5 ワイヤロープ</td> <td data-bbox="1447 754 1771 778">ワイヤロープ</td> <td data-bbox="1771 754 1906 778">JIS G 3525</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 778 1447 898" rowspan="4">6 プレストレスト コンクリート 用鋼材</td> <td data-bbox="1447 778 1771 802">P C鋼線及びP C鋼より線</td> <td data-bbox="1771 778 1906 802">JIS G 3536</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 802 1771 826">P C鋼棒</td> <td data-bbox="1771 802 1906 826">JIS G 3109</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 826 1771 850">ピアノ線材</td> <td data-bbox="1771 826 1906 850">JIS G 3502</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 850 1771 898">硬鋼線材</td> <td data-bbox="1771 850 1906 898">JIS G 3506</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 898 1447 978" rowspan="3">7 鉄鋼</td> <td data-bbox="1447 898 1771 922">鉄線</td> <td data-bbox="1771 898 1906 922">JIS G 3532</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 922 1771 946">溶接金網</td> <td data-bbox="1771 922 1906 946">JIS G 3551</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 946 1771 978">ひし形金網</td> <td data-bbox="1771 946 1906 978">JIS G 3552</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 978 1447 1090" rowspan="4">8 鋼製ぐい 及び鋼矢板</td> <td data-bbox="1447 978 1771 1002">鋼管ぐい</td> <td data-bbox="1771 978 1906 1002">JIS A 5525</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1002 1771 1026">H型鋼ぐい</td> <td data-bbox="1771 1002 1906 1026">JIS A 5526</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1026 1771 1050">熱間圧延鋼矢板</td> <td data-bbox="1771 1026 1906 1050">JIS A 5528</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1050 1771 1090">鋼管矢板</td> <td data-bbox="1771 1050 1906 1090">JIS A 5530</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1090 1447 1240" rowspan="5">9 鋼製支保工</td> <td data-bbox="1447 1090 1771 1114">一般構造用圧延鋼材</td> <td data-bbox="1771 1090 1906 1114">JIS G 3101</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1114 1771 1137">六角ボルト</td> <td data-bbox="1771 1114 1906 1137">JIS B 1180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1137 1771 1161">六角ナット</td> <td data-bbox="1771 1137 1906 1161">JIS B 1181</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1161 1771 1185">摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット</td> <td data-bbox="1771 1161 1906 1185">JIS B 1186</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1185 1771 1240"></td> <td data-bbox="1771 1185 1906 1240"></td> <td data-bbox="1771 1185 1906 1240"></td> </tr> </tbody> </table>	区分／細別	品目	対応JIS規格 (参考)	I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210	高炉セメント	JIS R 5211	シリカセメント	JIS R 5212	フライアッシュセメント	JIS R 5213	II 鋼材 1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525	6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536	P C鋼棒	JIS G 3109	ピアノ線材	JIS G 3502	硬鋼線材	JIS G 3506	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532	溶接金網	JIS G 3551	ひし形金網	JIS G 3552	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525	H型鋼ぐい	JIS A 5526	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528	鋼管矢板	JIS A 5530	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101	六角ボルト	JIS B 1180	六角ナット	JIS B 1181	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186				表の追加
区分／細別	品目	対応JIS規格 (参考)																																																																													
I セメント	ポルトランドセメント	JIS R 5210																																																																													
	高炉セメント	JIS R 5211																																																																													
	シリカセメント	JIS R 5212																																																																													
	フライアッシュセメント	JIS R 5213																																																																													
II 鋼材 1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																													
	溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106																																																																													
	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112																																																																													
	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114																																																																													
2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350																																																																													
3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444																																																																													
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452																																																																													
	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457																																																																													
	一般構造用角形鋼管	JIS G 3466																																																																													
4 鉄線	鉄線	JIS G 3532																																																																													
5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525																																																																													
6 プレストレスト コンクリート 用鋼材	P C鋼線及びP C鋼より線	JIS G 3536																																																																													
	P C鋼棒	JIS G 3109																																																																													
	ピアノ線材	JIS G 3502																																																																													
	硬鋼線材	JIS G 3506																																																																													
7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532																																																																													
	溶接金網	JIS G 3551																																																																													
	ひし形金網	JIS G 3552																																																																													
8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525																																																																													
	H型鋼ぐい	JIS A 5526																																																																													
	熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528																																																																													
	鋼管矢板	JIS A 5530																																																																													
9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101																																																																													
	六角ボルト	JIS B 1180																																																																													
	六角ナット	JIS B 1181																																																																													
	摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、平座金のセット	JIS B 1186																																																																													

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																											
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 304 1444 360">Ⅲ 瀝青材料</td> <td data-bbox="1444 304 1767 360">舗装用石油アスファルト</td> <td data-bbox="1767 304 1906 360">日本道路 規定規格</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 360 1767 384">石油アスファルト乳剤</td> <td data-bbox="1767 360 1906 384">JIS K 2208</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 384 1444 408">Ⅳ 割ぐり石及び骨材</td> <td data-bbox="1444 384 1767 408">割ぐり石</td> <td data-bbox="1767 384 1906 408">JIS A 5006</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 408 1767 432">道路用碎石</td> <td data-bbox="1767 408 1906 432">JIS A 5001</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 432 1767 456">アスファルト舗装用骨材</td> <td data-bbox="1767 432 1906 456">JIS A 5001</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 456 1767 480">フィラー（舗装用石炭石粉）</td> <td data-bbox="1767 456 1906 480">JIS A 5008</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 480 1767 504">コンクリート用碎石及び碎砂</td> <td data-bbox="1767 480 1906 504">JIS A 5005</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 504 1767 528">コンクリート用スラグ骨材</td> <td data-bbox="1767 504 1906 528">JIS A 5011</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1444 528 1767 552">道路用鉄鋼スラグ</td> <td data-bbox="1767 528 1906 552">JIS A 5015</td> </tr> </table>	Ⅲ 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格		石油アスファルト乳剤	JIS K 2208	Ⅳ 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006		道路用碎石	JIS A 5001		アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001		フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008		コンクリート用碎石及び碎砂	JIS A 5005		コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011		道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	表の追加
Ⅲ 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路 規定規格																												
	石油アスファルト乳剤	JIS K 2208																												
Ⅳ 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006																												
	道路用碎石	JIS A 5001																												
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001																												
	フィラー（舗装用石炭石粉）	JIS A 5008																												
	コンクリート用碎石及び碎砂	JIS A 5005																												
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011																												
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015																												
共-2-3	<p><b>2-4-5 玉石</b> 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は概ね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p>	<p><b>2-4-5 玉石</b> 玉石は、天然に産し、丸みをもつ石で通常おおむね15cm～25cmのものとし、形状は<b>おおむね</b>卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。</p>	表現の変更																											
共-2-3	<p><b>2-4-7 その他の砂利、碎石、砂</b> 1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、この仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。</p>	<p><b>2-4-7 その他の砂利、碎石、砂</b> 1. 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、<b>本共通仕様書</b>における関係条項の規定に適合するものとする。 2. 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、<b>本共通仕様書</b>における関係条項の規定に適合するものとする。</p>	表現の変更 表現の変更																											
共-2-3	<p><b>2-5-1 一般事項</b> 1. 道路用碎石、コンクリート用<b>碎石及びコンクリート用スラグ粗（細）</b>骨材は、以下の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-5-1 一般事項</b> 1. 道路用碎石、コンクリート用<b>等</b>骨材は、以下の規格に適合するものとする。  <b>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）</b></p>	表現の変更 追加																											
共-2-4	<p>7. 細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	<p>7. <b>受注者は</b>、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。 8. <b>受注者は</b>、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																											

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																								
共-2-6	<p>表2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" data-bbox="297 368 1048 1018"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)</th> <th colspan="12">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>100</th><th>80</th><th>60</th><th>50</th><th>40</th><th>30</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>40-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>30-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>40~ 75</td><td>-</td><td>10~ 35</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>25-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>30~ 70</td><td>-</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>20-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>15-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>40~ 70</td><td>0~ 15</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>10-5</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>0~ 40</td><td>0~ 10</td> </tr> <tr> <td>50-25<sup>1)</sup></td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>0~ 15</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>40-20<sup>1)</sup></td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 15</td><td>-</td><td>0~ 5</td><td>-</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>30-15<sup>1)</sup></td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>90~ 100</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 15</td><td>0~ 10</td><td>-</td><td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p>	ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)												100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5	50-5	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	-	0~ 5	-	40-5	-	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	0~ 5	-	30-5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	40~ 75	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5	25-5	-	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	0~ 10	0~ 5	20-5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5	15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5	10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10	50-25 <sup>1)</sup>	-	-	100	90~ 100	35~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-	40-20 <sup>1)</sup>	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	-	0~ 5	-	-	30-15 <sup>1)</sup>	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	0~ 10	-	-	<p>表2-4 無筋、鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレバッドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート</p> <table border="1" data-bbox="1126 357 1809 635"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)</th> <th colspan="11">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>50</th><th>40</th><th>25</th><th>20</th><th>15</th><th>13</th><th>10</th><th>5</th><th>2.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>35~ 70</td><td>-</td><td>-</td><td>10~ 30</td><td>0~ 5</td><td>-</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>30~ 70</td><td>-</td><td>-</td><td>10~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>-</td><td>-</td><td>20~ 55</td><td>0~ 10</td><td>0~ 5</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>100</td><td>95~ 100</td><td>0~ 15</td><td>0~ 5</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注]これらの粗骨材は、骨材の分離を防ぐために、粒の大きさ別に分けて計量する場合に用いるものであって、単独に用いるものではない。</p>	ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)											50	40	25	20	15	13	10	5	2.5	40	100	95~ 100	-	35~ 70	-	-	10~ 30	0~ 5	-	25	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	-	10~ 10	0~ 5	20	-	-	100	95~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5	10	-	-	-	-	-	100	95~ 100	0~ 15	0~ 5	適用すべき諸基準との整合
ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 大きさ(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																																																																																																																																																																										
	100	80	60	50	40	30	25	20	15	10	5	2.5																																																																																																																																																																																																															
50-5	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	-	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																															
40-5	-	-	-	100	95~ 100	-	-	35~ 70	-	10~ 30	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																															
30-5	-	-	-	-	100	95~ 100	-	40~ 75	-	10~ 35	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																															
25-5	-	-	-	-	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																															
20-5	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																															
15-5	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	40~ 70	0~ 15	0~ 5																																																																																																																																																																																																															
10-5	-	-	-	-	-	-	-	-	100	90~ 100	0~ 40	0~ 10																																																																																																																																																																																																															
50-25 <sup>1)</sup>	-	-	100	90~ 100	35~ 70	-	0~ 15	-	0~ 5	-	-	-																																																																																																																																																																																																															
40-20 <sup>1)</sup>	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	-	0~ 5	-	-																																																																																																																																																																																																															
30-15 <sup>1)</sup>	-	-	-	-	100	90~ 100	-	20~ 55	0~ 15	0~ 10	-	-																																																																																																																																																																																																															
ふるいの呼び 寸法(mm) 粗骨材の 最大寸法(mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																																																																																																																																																																																										
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5																																																																																																																																																																																																																		
40	100	95~ 100	-	35~ 70	-	-	10~ 30	0~ 5	-																																																																																																																																																																																																																		
25	-	100	95~ 100	-	30~ 70	-	-	10~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																																		
20	-	-	100	95~ 100	-	-	20~ 55	0~ 10	0~ 5																																																																																																																																																																																																																		
10	-	-	-	-	-	100	95~ 100	0~ 15	0~ 5																																																																																																																																																																																																																		
共-2-6	<p>2-5-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>2. 硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。</p>	<p>2-5-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>2. 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。</p>	表現の変更																																																																																																																																																																																																																								

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																				
共-2-7	2-5-3 アスファルト舗装用骨材	2-5-3 アスファルト舗装用骨材	表の修正 表現の変更																																				
共-2-8	表2-6 砕石の粒度 2. 砕石の材質については、表2-9によるものとする。	表2-6 砕石の粒度 2. 砕石の材質については、表2-9の規格に適合するものとする。																																					
共-2-9	表2-9 耐久性の目標値	表2-9 安定性試験の限度	表現の変更																																				
	<p>表2-10 砕石の品質の目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表乾比重</td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率%</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量%</td> <td>30以下</td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途	表層・基層	上層路盤	項目			表乾比重	2.45以上	—	吸水率%	3.0以下	—	すり減り減量%	30以下	50以下	<p>表2-10 砕石の品質の目標値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>表層・基層</th> <th>上層路盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>表乾比重 g/cm<sup>3</sup></td> <td>2.45以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>吸水率%</td> <td>3.0以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>すり減り減量%</td> <td>30以下<sup>注)</sup></td> <td>50以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途	表層・基層	上層路盤	項目			表乾比重 g/cm <sup>3</sup>	2.45以上	—	吸水率%	3.0以下	—	すり減り減量%	30以下 <sup>注)</sup>	50以下	表の修正						
用途	表層・基層	上層路盤																																					
項目																																							
表乾比重	2.45以上	—																																					
吸水率%	3.0以下	—																																					
すり減り減量%	30以下	50以下																																					
用途	表層・基層	上層路盤																																					
項目																																							
表乾比重 g/cm <sup>3</sup>	2.45以上	—																																					
吸水率%	3.0以下	—																																					
すり減り減量%	30以下 <sup>注)</sup>	50以下																																					
共-2-9	5. 鉄鋼スラグの規格は、表2-12の規格に適合するものとする。	5. 路盤材に用いる鉄鋼スラグの規格は、表2-12の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正																																				
共-2-9	表2-12 鉄鋼スラグの規格	<p>表2-12 鉄鋼スラグの規格</p> <p>[注3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水または蒸気による促進エージングがある。</p>	追記																																				
		<p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p>	追記																																				
共-2-10	6. 製鋼スラグの規格は、表2-13の規格に適合するものとする。	6. 加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格は、表2-13の規格に適合するものとする。	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正																																				
	<p>表2-13 製鋼スラグの規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比率 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 [注2] エージングとは高炉スラグの黄濁水の発生防止や、製鋼スラグの中に残った膨張性反応物質（遊離石灰）を反応させるため、鉄鋼スラグを屋外に野積みし、安定化させる処理をいう。エージング期間の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。 [注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</p>	呼び名	表乾比重	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期間	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上	<p>表2-13 鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th> <th>表乾比重 (g/cm<sup>3</sup>)</th> <th>吸水率 (%)</th> <th>すりへり減量 (%)</th> <th>水浸膨張比率 (%)</th> <th>エージング期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>CSS</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> <tr> <td>SS</td> <td>2.45以上</td> <td>3.0以下</td> <td>30以下</td> <td>2.0以下</td> <td>3ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。 [注2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理（通常エージング）をいう。 <del>[注3] 水浸膨張比の規定は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグにのみ適用する。</del></p>	呼び名	表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期間	CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上	SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正
呼び名	表乾比重	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期間																																		
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
呼び名	表乾比重 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	すりへり減量 (%)	水浸膨張比率 (%)	エージング期間																																		
CSS	—	—	50以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		
SS	2.45以上	3.0以下	30以下	2.0以下	3ヵ月以上																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																		
共-2-10	<p align="center"><b>表2-14 スクリーニングスの粒度範囲</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">ふるい目の開き 呼び名</th> <th colspan="6">ふるいを通るものの質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th>4.75 mm</th> <th>2.36 mm</th> <th>600 μm</th> <th>300 μm</th> <th>150 μm</th> <th>75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリーニングス</td> <td>F. 2.5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	種類	ふるい目の開き 呼び名	ふるいを通るものの質量百分率 (%)						4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20	<p align="center"><b>表2-14 スクリーニングスの粒度範囲</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">種類</th> <th rowspan="3">呼び名</th> <th colspan="6">通過質量百分率 (%)</th> </tr> <tr> <th colspan="6">ふるい目の開き</th> </tr> <tr> <th>4.75 mm</th> <th>2.36 mm</th> <th>600 μm</th> <th>300 μm</th> <th>150 μm</th> <th>75 μm</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクリーニングス</td> <td>F. 2.5</td> <td>100</td> <td>85~100</td> <td>25~55</td> <td>15~40</td> <td>7~28</td> <td>0~20</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び名	通過質量百分率 (%)						ふるい目の開き						4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm	スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20	表現の変更
種類	ふるい目の開き 呼び名			ふるいを通るものの質量百分率 (%)																																																	
		4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																														
スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																														
種類	呼び名	通過質量百分率 (%)																																																			
		ふるい目の開き																																																			
		4.75 mm	2.36 mm	600 μm	300 μm	150 μm	75 μm																																														
スクリーニングス	F. 2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20																																														
共-2-11	<p><b>2-5-4 アスファルト用再生骨材</b></p> <p align="center"><b>表2-15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>旧アスファルトの含有率 (%)</th> <th>旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm</th> <th>骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規格値</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 各項目は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75 μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表したものである。 [注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75 μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p>	項目	旧アスファルトの含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)	規格値	3.8以上	20以上	5以下	<p><b>2-5-4 アスファルト用再生骨材</b></p> <p align="center"><b>表2-15 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td align="center">1/10mm</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td align="center">MPa/mm</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~13mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~13mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。また、13~0mmあるいは13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75 μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm	圧裂係数	MPa/mm	骨材の微粒分量	%	5以下	適用すべき諸基準との整合																															
項目	旧アスファルトの含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 (25℃) 1/10 mm	骨材の微粒分量試験で 75 μm を通過する量 (%)																																																		
規格値	3.8以上	20以上	5以下																																																		
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																																																			
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm																																																			
	圧裂係数	MPa/mm																																																			
骨材の微粒分量	%	5以下																																																			
共-2-12	<p><b>2-5-5 フィラー</b></p> <p>3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17に適合するものとする。</p>	<p><b>2-5-5 フィラー</b></p> <p>3. フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-17の<b>規格</b>に適合するものとする。</p>	表現の変更																																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																		
共-2-12	5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、およびJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	5. セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合は、JIS R 5210（ポルトランドセメント）、及びJIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	表現の変更																																																																																																																																		
共-2-13	<p><b>2-5-6 安定材</b></p> <p style="text-align: center;">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="324 459 1041 758"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度（25℃）1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0～55.0</td> <td>44.0～52.0</td> <td>42.0～50.0</td> <td>40.0～50.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度（15℃）cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> </tr> <tr> <td>密 度（15℃）g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記しなければならない。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	針入度（25℃）1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	軟 化 点 ℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0	伸 度（15℃）cm	10以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	密 度（15℃）g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	<p><b>2-5-6 安定材</b></p> <p style="text-align: center;">表2-19 舗装用石油アスファルトの品質規格</p> <table border="1" data-bbox="1131 459 1870 949"> <thead> <tr> <th>種 類 項 目</th> <th>40～60</th> <th>60～80</th> <th>80～100</th> <th>100～120</th> <th>120～150</th> <th>150～200</th> <th>200～300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>針入度（25℃）1/10 mm</td> <td>40を超え 60以下</td> <td>60を超え 80以下</td> <td>80を超え 100以下</td> <td>100を超え 120以下</td> <td>120を超え 150以下</td> <td>150を超え 200以下</td> <td>200を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>軟 化 点 ℃</td> <td>47.0～ 55.0</td> <td>44.0～ 52.0</td> <td>42.0～ 50.0</td> <td>40.0～ 50.0</td> <td>38.0～ 48.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> <td>30.0～ 45.0</td> </tr> <tr> <td>伸 度（15℃）cm</td> <td>10以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> <td>100以上</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 %</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> <td>99.0以上</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 ℃</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>260以上</td> <td>240以上</td> <td>210以上</td> <td>210以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>0.6以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱針入度残留率 %</td> <td>58以上</td> <td>55以上</td> <td>50以上</td> <td>50以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>蒸発後の針入度比 %</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>110以下</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>密 度（15℃）g/cm<sup>3</sup></td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> <td>1.000以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔注〕各種類とも120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。</p>	種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300	針入度（25℃）1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下	軟 化 点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0	伸 度（15℃）cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	トルエン可溶分 %	99.0以上	引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上	薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—	薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—	蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—	密 度（15℃）g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	適用すべき諸基準との整合												
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120																																																																																																																																	
針入度（25℃）1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下																																																																																																																																	
軟 化 点 ℃	47.0～55.0	44.0～52.0	42.0～50.0	40.0～50.0																																																																																																																																	
伸 度（15℃）cm	10以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																																	
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																																	
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上																																																																																																																																	
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下																																																																																																																																	
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上																																																																																																																																	
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下																																																																																																																																	
密 度（15℃）g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																																	
種 類 項 目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300																																																																																																																														
針入度（25℃）1/10 mm	40を超え 60以下	60を超え 80以下	80を超え 100以下	100を超え 120以下	120を超え 150以下	150を超え 200以下	200を超え 300以下																																																																																																																														
軟 化 点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0																																																																																																																														
伸 度（15℃）cm	10以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上	100以上																																																																																																																														
トルエン可溶分 %	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上	99.0以上																																																																																																																														
引 火 点 ℃	260以上	260以上	260以上	260以上	240以上	210以上	210以上																																																																																																																														
薄膜加熱質量変化率 %	0.6以下	0.6以下	0.6以下	0.6以下	—	—	—																																																																																																																														
薄膜加熱針入度残留率 %	58以上	55以上	50以上	50以上	—	—	—																																																																																																																														
蒸発後の針入度比 %	110以下	110以下	110以下	110以下	—	—	—																																																																																																																														
密 度（15℃）g/cm <sup>3</sup>	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上	1.000以上																																																																																																																														

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																															
共-2-14	<p style="text-align: center;"><b>表2-20 石油アスファルト乳剤の規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (%)</td> <td colspan="4">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="2">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および表面処理用</td> <td>温暖期浸透用</td> <td>および表面処理用</td> <td>寒冷期浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>及びセメント</td> <td>プライムコート用</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>安定処理剤</td> <td>セメント・乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</b></p> <p>[注] 種類記号の説明 P：浸透用、M：混合用 エングラード度が15以下の乳剤についてはJISK 2208 6.3によって求め、15を超える乳剤についてはJISK 2208 6.4によって粘度を求め、エングラード度に換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性 (%)	-				5以下		-	セメント混合性 (%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上		97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	及びセメント	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤	セメント・乳剤	<p style="text-align: center;"><b>表2-20 石油アスファルト乳剤の規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性 (質量%)</td> <td colspan="4">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (質量%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (質量%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="2">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>及温暖期表面処理用</td> <td>及寒冷期表面浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>及びプライムコート用</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>安定処理剤</td> <td>セメント・乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</b></p> <p>[注1] 種類記号の説明 P：浸透用、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤 [注2] エングラード度が15以下の乳剤についてはJISK 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラード試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJISK 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラード度に換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性 (質量%)	-				5以下		-	セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上		97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	主な用途	及温暖期表面処理用	及寒冷期表面浸透用	安定処理層養生用	及びプライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤	セメント・乳剤	適用すべき諸基準との整合
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																										
エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ふるい残留分 (%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土まじり骨材混合性 (%)	-				5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																											
セメント混合性 (%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																										
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上		97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	及びセメント	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤	セメント・乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																					
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																										
エングラード度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																										
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
土まじり骨材混合性 (質量%)	-				5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																											
セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																										
蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																										
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上		97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																										
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																										
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																											
主な用途	及温暖期表面処理用	及寒冷期表面浸透用	安定処理層養生用	及びプライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	安定処理剤	セメント・乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント) <b>及び</b> JIS R 5211 (高炉セメント) の規格に適合するものとする。	表現の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号 <b>および</b> 1号)、消石灰 (特号 <b>および</b> 1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	3. 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001 (工業用石灰) に規定にされる生石灰 (特号 <b>及び</b> 1号)、消石灰 (特号 <b>及び</b> 1号)、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	表現の変更																																																																																																																																																																																																																																																																																															

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																				
共-2-16	<b>2-7-6 ボルト用鋼材</b> トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）	<b>2-7-6 ボルト用鋼材</b> <b>摩擦接合用</b> トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会）	規格名称の整合																																				
共-2-16	<b>2-7-7 溶接材料</b> JIS Z 3315（ <b>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ</b> ）	<b>2-7-7 溶接材料</b> JIS Z 3315（ <b>耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ</b> ）	JIS規格名称の変更																																				
	JIS Z 3320（ <b>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ</b> ）	JIS Z 3320（ <b>耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ</b> ）	JIS規格名称の変更																																				
共-2-17	<b>2-7-14 鉄線じゃかご</b> 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	<b>2-7-14 鉄線じゃかご</b> 鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。 <b>なお</b> 、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m2以上のめっき鉄線を使用するものとする。	なお書き以降改行																																				
共-2-17	<b>2-7-15 コルゲートパイプ</b> JIS G 3471（ <b>コルゲートパイプ及びコルゲートセクション</b> ）	<b>2-7-15 コルゲートパイプ</b> JIS G 3471（ <b>コルゲートパイプ</b> ）	JIS改定による変更																																				
共-2-18	<b>2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）</b> ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/Oとする。なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	<b>2-7-17 ガードケーブル（路側用、分離帯用）</b> ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/Oとする。 なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。	なお書き以降改行																																				
共-2-19	<b>2-8-1 一般事項</b> 3. セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分がないような構造とするものとする。	<b>2-8-1 一般事項</b> 3. <b>受注者は</b> 、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分がないような構造としなければならない。	表現の変更																																				
	4. <b>受注者は</b> 、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4. <b>受注者は</b> 、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	表現の変更																																				
共-2-20	<b>2-8-2 セメント</b>  表2-21 セメントの種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">R5210</td> <td rowspan="6">ボルトランドセメント</td> <td>(1)普通ボルトランド</td> <td>低アルカリ形については付属書による</td> </tr> <tr> <td>(2)早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(3)中庸熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(4)超早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(5)低熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(6)耐硫酸塩ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形については付属書による	(2)早強ボルトランド	〃	(3)中庸熟ボルトランド	〃	(4)超早強ボルトランド	〃	(5)低熟ボルトランド	〃	(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃	<b>2-8-2 セメント</b>  表2-21 セメントの種類 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>JIS番号</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">R5210</td> <td rowspan="6">ボルトランドセメント</td> <td>(1)普通ボルトランド</td> <td>低アルカリ形を含む</td> </tr> <tr> <td>(2)早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(3)中庸熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(4)超早強ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(5)低熟ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(6)耐硫酸塩ボルトランド</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	JIS番号	名称	区分	摘要	R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形を含む	(2)早強ボルトランド	〃	(3)中庸熟ボルトランド	〃	(4)超早強ボルトランド	〃	(5)低熟ボルトランド	〃	(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃	JISとの整合を図り修正
JIS番号	名称	区分	摘要																																				
R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形については付属書による																																				
		(2)早強ボルトランド	〃																																				
		(3)中庸熟ボルトランド	〃																																				
		(4)超早強ボルトランド	〃																																				
		(5)低熟ボルトランド	〃																																				
		(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃																																				
JIS番号	名称	区分	摘要																																				
R5210	ボルトランドセメント	(1)普通ボルトランド	低アルカリ形を含む																																				
		(2)早強ボルトランド	〃																																				
		(3)中庸熟ボルトランド	〃																																				
		(4)超早強ボルトランド	〃																																				
		(5)低熟ボルトランド	〃																																				
		(6)耐硫酸塩ボルトランド	〃																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																						
共-2-20	<p>2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、<b>次項以降</b>の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、<b>この項</b>の適用を除外することができる。</p>	<p>2. コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、<b>本条3項、4項</b>の規定に適合するものとする。 なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、<b>本条項</b>の適用を除外することができる。</p>	<p>表現の変更 表現の変更</p>																																																																																						
共-2-21	<p align="center"><b>表2-22 普通ポルトランドセメントの品質</b></p> <table border="1" data-bbox="344 427 990 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積</td> <td>cm<sup>2</sup> / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm<sup>2</sup></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄</td> <td>%</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量</td> <td>%</td> <td>3.0 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 全アルカリ (Na o eq) の算出は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)付属書ポルトランドセメント (低アルカリ形) による。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm <sup>2</sup> / g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄	%	3.0 以下	強 熱 減 量	%	3.0 以下	全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下	<p align="center"><b>表2-22 普通ポルトランドセメントの品質</b></p> <table border="1" data-bbox="1160 427 1805 900"> <thead> <tr> <th colspan="2">品 質</th> <th>規 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 表 面 積</td> <td>cm<sup>2</sup> / g</td> <td>2,500 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">凝 結 h</td> <td>始 発</td> <td>1 以上</td> </tr> <tr> <td>終 結</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安 定 性</td> <td>パット法</td> <td>良</td> </tr> <tr> <td>ルシャテリエ法 mm</td> <td>10 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm<sup>2</sup></td> <td>3 d</td> <td>12.5 以上</td> </tr> <tr> <td>7 d</td> <td>22.5 以上</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>42.5 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td> <td>7 d</td> <td>350 以下</td> </tr> <tr> <td>28d</td> <td>400 以下</td> </tr> <tr> <td>酸 化 マ グ ネ シ ウ ム</td> <td>%</td> <td>5.0 以下</td> </tr> <tr> <td>三 酸 化 硫 黄</td> <td>%</td> <td><b>3.5</b> 以下</td> </tr> <tr> <td>強 熱 減 量</td> <td>%</td> <td><b>5.0</b> 以下</td> </tr> <tr> <td>全アルカリ (Na o eq)</td> <td>%</td> <td>0.75 以下</td> </tr> <tr> <td>塩 化 物 イ オ ン</td> <td>%</td> <td>0.035 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 普通ポルトランドセメント (低アルカリ形) については、全アルカリ (Na o eq) の値を0.6 %以下とする。</p>	品 質		規 格	比 表 面 積	cm <sup>2</sup> / g	2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安 定 性	パット法	良	ルシャテリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上	7 d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	350 以下	28d	400 以下	酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下	三 酸 化 硫 黄	%	<b>3.5</b> 以下	強 熱 減 量	%	<b>5.0</b> 以下	全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下	塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下	<p>JIS改正に伴い修正</p>
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積	cm <sup>2</sup> / g	2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																							
	28d	400 以下																																																																																							
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下																																																																																							
三 酸 化 硫 黄	%	3.0 以下																																																																																							
強 熱 減 量	%	3.0 以下																																																																																							
全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下																																																																																							
塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下																																																																																							
品 質		規 格																																																																																							
比 表 面 積	cm <sup>2</sup> / g	2,500 以上																																																																																							
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																							
	終 結	10 以下																																																																																							
安 定 性	パット法	良																																																																																							
	ルシャテリエ法 mm	10 以下																																																																																							
圧 縮 強 さ N/mm <sup>2</sup>	3 d	12.5 以上																																																																																							
	7 d	22.5 以上																																																																																							
	28d	42.5 以上																																																																																							
水 和 熱 J/g	7 d	350 以下																																																																																							
	28d	400 以下																																																																																							
酸 化 マ グ ネ シ ウ ム	%	5.0 以下																																																																																							
三 酸 化 硫 黄	%	<b>3.5</b> 以下																																																																																							
強 熱 減 量	%	<b>5.0</b> 以下																																																																																							
全アルカリ (Na o eq)	%	0.75 以下																																																																																							
塩 化 物 イ オ ン	%	0.035 以下																																																																																							
共-2-21	<p><b>2-8-4 コンクリート用水</b> 1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308:2009 (レディーミクストコンクリート) 付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p>	<p><b>2-8-4 コンクリート用水</b> 1. コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) 付属書C (レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水) の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。</p>	<p>JISとの整合を図り修正</p>																																																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>2. <b>受注者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには<b>海水を用いても良い</b>。</p>	<p>2. <b>受注者</b>は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。 ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、<b>海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響が無いことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする</b>。</p>	適用すべき諸基準との整合
共-2-22	<p><b>2-9-1 一般事項</b> 2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl<sup>-</sup>) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-9-1 一般事項</b> 2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン (Cl<sup>-</sup>) の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする<b>ものとする</b>。 なお、<b>受注者は</b>、これを超えるものを使用する場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	なお書き以降改行
共-2-22	<p><b>2-9-2 セメントコンクリート製品</b> セメントコンクリート製品は<b>次</b>の規格に適合するものとする。</p>	<p><b>2-9-2 セメントコンクリート製品</b> セメントコンクリート製品は<b>以下</b>の規格に適合するものとする。</p>	表現の変更
共-2-22	<p><b>2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上</b> 工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを<b>提出し、監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	<p><b>2-9-3 コンクリート二次製品の耐久性向上</b> 工事に使用するコンクリート二次製品は工事の品質管理データを<b>提出し、監督職員の承諾</b>を得なければならない。 なお、塩化物総量規制は、鉄筋を使用するものを対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策は、鉄筋・無筋に関係なく対象とする。適用品目はおおむね次によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-2-23 共-2-24	<p><b>2-10-1 一般瀝青材料</b> 2. ポリマー改質アスファルトは、表2-24の性状に適合するものとする。<b>また、受注者は</b>、プラントミックスタイプ<b>については</b>、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-24に示す値に適合していることを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p><b>2-10-1 一般瀝青材料</b> 2. ポリマー改質アスファルトの<b>性状</b>は、表2-24の<b>規格</b>に適合するものとする。 <b>なお、受注者は</b>、プラントミックスタイプ<b>を使用する場合</b>、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-24に示す値に適合していることを<b>施工前に確認</b>するものとする。</p>	なお書き以降改行 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
共-2-26	<p style="text-align: center;"><b>表 2-26 石油アスファルト乳剤の規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性(%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="3">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="4">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>および表面処理用</td> <td>温暖期浸透用</td> <td>および表面処理用</td> <td>寒冷期浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>プライムコート用</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>セメント・乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</b></p> <p>[注] 種類記号の説明 P: 浸透用, M: 混合用 エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 6.3 によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラードに換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性(%)	-							5以下	セメント混合性 (%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (%)	60以上		50以上			57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上				97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	-	主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤	<p style="text-align: center;"><b>表 2-26 石油アスファルト乳剤の規格</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="7">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラード (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td>2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)</td> <td colspan="7">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="4">2/3以上</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材混合性</td> <td colspan="4">-</td> <td>均等であること</td> <td colspan="2">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材混合性(質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>5以下</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (質量%)</td> <td colspan="7">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="7">陽 (+)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分 (質量%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="3">50以上</td> <td colspan="2">57以上</td> <td>57以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">蒸発残留物</td> <td>針入度 (25℃) (1/10mm)</td> <td>100を超え 200以下</td> <td>150を超え 300以下</td> <td>100を超え 300以下</td> <td>60を超え 150以下</td> <td>60を超え 200以下</td> <td>60を超え 300以下</td> <td>60を超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (質量%)</td> <td colspan="3">98以上</td> <td colspan="4">97以上</td> <td>97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="7">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td>-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td>及温暖期表面浸透用</td> <td>及寒冷期表面浸透用</td> <td>安定処理層養生用</td> <td>及びプライムコート用</td> <td>タックコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用</td> <td>密粒度骨材混合用</td> <td>土混り骨材混合用</td> <td>セメント・乳剤</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><b>JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</b></p> <p>[注1] 種類記号の説明 P: 浸透用, M: 混合用乳剤, K: カチオン乳剤, N: ノニオン乳剤 エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 6.3 によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 6.4 によって粘度を求め、エングラードに換算する。 [注2] エングラードが15以下の乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.3 エングラード試験方法によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤) 6.4 セイボルトフロール試験方法によって粘度を求め、エングラードに換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30	ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下	付着度	2/3以上				-			-	粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-	土まじり骨材混合性(質量%)	-							5以下	セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)							-	蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上			57以上		57以上	蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	トルエン可溶分 (質量%)	98以上			97以上				97以上	貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下	凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	-	主な用途	及温暖期表面浸透用	及寒冷期表面浸透用	安定処理層養生用	及びプライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤	<p>JISとの整合を図り修正</p>
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																													
エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ふるい残留分 (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
土まじり骨材混合性(%)	-							5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
セメント混合性 (%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
蒸発残留分 (%)	60以上		50以上			57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	トルエン可溶分 (%)	98以上			97以上				97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主な用途	および表面処理用	温暖期浸透用	および表面処理用	寒冷期浸透用	安定処理層養生用	プライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																										
種類及び記号 項目	カチオン乳剤							ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																													
エングラード (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																													
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下							0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
付着度	2/3以上				-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
粗粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
密粒度骨材混合性	-				均等であること	-		-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
土まじり骨材混合性(質量%)	-							5以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
セメント混合性 (質量%)	-							1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
粒子の電荷	陽 (+)							-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
蒸発残留分 (質量%)	60以上		50以上			57以上		57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																													
蒸発残留物	針入度 (25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上			97以上				97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																												
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下							1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																													
凍結安定度 (-5℃)	-	粗粒子、塊のないこと		-			-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																													
主な用途	及温暖期表面浸透用	及寒冷期表面浸透用	安定処理層養生用	及びプライムコート用	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																												
共-2-28	<p>6. グースアスファルトに<b>使用する</b>アスファルトは、表-28に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p> <p>7. グースアスファルトは表-29の規格を標準とする。</p>	<p>6. グースアスファルトに<b>用いる</b>アスファルトは、表-28に示す硬質アスファルトに<b>用いるアスファルト</b>の規格に適合するものとする。</p> <p>7. グースアスファルトは表-29に示す<b>硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</b></p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																			
共-2-28	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系）路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="320 347 1034 544"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15~85</td> <td rowspan="6">舗装調査・試験法 便覧参照</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50~300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法 便覧参照	蒸発残留分	%	60以上	引火点 (COC)	℃	200以上	粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<p>2-10-3 再生用添加剤</p> <p>表2-30 再生用添加剤の品質（エマルジョン系） 路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="1111 368 1872 564"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粘度 (25℃)</td> <td>SFS</td> <td>15~85</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A072</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留分</td> <td>%</td> <td>60以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A079</td> </tr> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧 A072	蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧 A079	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046	適用すべき諸基準との整合
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法 便覧参照																																																			
蒸発残留分	%	60以上																																																				
引火点 (COC)	℃	200以上																																																				
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300																																																				
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																				
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																				
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
粘度 (25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧 A072																																																			
蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧 A079																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																			
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
共-2-29	<p>表2-31 再生用添加剤の品質（オイル系）路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="347 639 1021 772"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td rowspan="4">舗装調査・試験法 便覧参照</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50~300</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法 便覧参照	粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	<p>表2-31 再生用添加剤の品質（オイル系） 路上表層再生用</p> <table border="1" data-bbox="1135 655 1852 783"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引火点 (COC)</td> <td>℃</td> <td>200以上</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A045</td> </tr> <tr> <td>粘度 (60℃)</td> <td>mm<sup>2</sup>/s</td> <td>50~300</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A051</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td></td> <td>2以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率</td> <td>%</td> <td>6.0以下</td> <td>舗装調査・試験法便覧 A046</td> </tr> </tbody> </table>	項目	単位	規格値	試験方法	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045	粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046	適用すべき諸基準との整合														
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法 便覧参照																																																			
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300																																																				
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下																																																				
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下																																																				
項目	単位	規格値	試験方法																																																			
引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045																																																			
粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /s	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051																																																			
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046																																																			
共-2-30	<p>2-13-1 一般事項</p> <p>3. <b>受注者は</b>、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。</p> <p>4. <b>受注者は</b>、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>5. <b>受注者は</b>、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。</p>	<p>2-13-1 一般事項</p> <p>3. <b>受注者は</b>、さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。</p> <p>4. <b>受注者は</b>、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p> <p>5. <b>受注者は</b>、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																			

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-2-30	2-14-1 道路標識 (4) 反射シート なお、表2-33、表2-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 <b>受注者は監督職員の確認を得</b> なければならない。	2-14-1 道路標識 (4) 反射シート なお、 <b>受注者は</b> 、表2-33、表2-34に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、 <b>受注者は監督職員の確認を受け</b> なければならない。	表現の変更
共-2-31	表2-33 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) による。	表2-33 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 ( <b>再帰性反射材</b> ) による。	注釈の修正
	表2-34 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 (保安用反射シート及びテープ) による。	表2-34 反射性能(反射シートの再帰反射係数) (注) 試験及び測定方法は、JIS Z 9117 ( <b>再帰性反射材</b> ) による。	注釈の修正
共-2-31	2-14-2 区画線 JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温)  2種 (〃加熱) 3種1号 (〃溶融)	2-14-2 区画線 <del>JIS K 5665 (路面標示用塗料) 1種 (トラフィックペイント常温)</del>  <del>2種 (〃加熱)</del> <del>3種1号 (〃溶融)</del>	削除
共-2-32	2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充てん、ライニング注入等は <b>設計図書</b> によらなければならない。	2-15-1 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は <b>設計図書</b> によらなければならない。	表現の変更
共-3-1	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	第3章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編II 鋼橋編) (平成24年3月)	改定による修正
	道路橋示方書・同解説 (I 共通編III コンクリート編) (平成14年3月)	道路橋示方書・同解説 (I 共通編III コンクリート編) (平成24年3月)	改定による修正
	道路橋示方書・同解説 (I 共通編IV 下部構造編) (平成14年3月)	道路橋示方書・同解説 (I 共通編IV 下部構造編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)	改定による修正
	<del>日本道路協会 アスファルト舗装要綱 (平成10年6月)</del>	<del>日本道路協会 アスファルト舗装要綱 (平成10年6月)</del>	削除
	<del>日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱 (昭和59年2月)</del>	<del>日本道路協会 セメントコンクリート舗装要綱 (昭和59年2月)</del>	削除
	環境庁 水質汚濁に係わる環境基準 (平成15年11月5日)	環境省 水質汚濁に係わる環境基準 (平成23年10月)	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-2	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年5月）	改定による修正
	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（昭和61年11月）	日本道路協会 道路土工－軟弱地盤対策工指針（平成24年8月）	改定による修正
	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	改定による修正
		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）	新刊の追加
	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	誤謬
	ずい道工事における換気技術指針（設計および保守管理）（平成17年6月）	ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	改定による修正
共-3-2	労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成20年3月）	厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月）	改定による修正
	<b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-3-1 一般事項</b> 本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、法枠工、吹付工、植生工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、桁製作工、工場塗装工、コンクリート面塗装工、支給品運搬工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
共-3-2 共-3-3	<b>3-3-2 材料</b> 3. 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（保安用反射シート及びテープ）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （3）ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条1項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	<b>3-3-2 材料</b> 3. 小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117（再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。 5. 亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。 （3）ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（2）のその他の部材の場合によらなければならない。 6. 受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。	JIS改定に伴い修正
共-3-4	② 受注者は、色が白色または橙色で次に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	② 受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																																				
	<p>表3-1 反射体 (単位: c d / 10.76 lx)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角 \ 入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角 \ 入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	14	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	<p>表3-1 反射体 (単位: c d / 10.76 lx)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">観測角 \ 入射角</th> <th colspan="3">白色</th> <th colspan="3">橙色</th> </tr> <tr> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> <th>0°</th> <th>10°</th> <th>20°</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.2°</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>0.5°</td> <td>17</td> <td>4</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>1.5°</td> <td>0.55</td> <td>0.44</td> <td>0.33</td> <td>0.34</td> <td>0.28</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table>	観測角 \ 入射角	白色			橙色			0°	10°	20°	0°	10°	20°	0.2°	35	28	21	22	18	13	0.5°	17	4	10	11	9	6	1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20	誤謬
観測角 \ 入射角	白色			橙色																																																																			
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																	
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																	
0.5°	17	14	10	11	9	6																																																																	
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																	
観測角 \ 入射角	白色			橙色																																																																			
	0°	10°	20°	0°	10°	20°																																																																	
0.2°	35	28	21	22	18	13																																																																	
0.5°	17	4	10	11	9	6																																																																	
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20																																																																	
共-3-5	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</p> <p>11. <b>受注者</b>は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>3-3-3 作業土工 (床掘り・埋戻し)</p> <p>11. <b>受注者</b>は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				
共-3-6	<p>3-3-4 矢板工</p> <p>2. 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>3-3-4 矢板工</p> <p>2. 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				
	<p>8. <b>受注者</b>は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
	<p>18. <b>受注者</b>は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。</p>	<p>18. <b>受注者</b>は、控え版の据付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
共-3-7	<p>3-3-5 法枠工</p> <p>2. <b>受注者</b>は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。</p>	<p>3-3-5 法枠工</p> <p>2. <b>受注者</b>は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。</p>	表現の変更																																																																				
	<p>4. <b>受注者</b>は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく、取除くことが困難な場合には、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>4. <b>受注者</b>は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく、取除くことが困難な場合には、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-8	10. <b>受注者</b> は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を充てんしながら施工しなければならない。	10. <b>受注者</b> は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。	表現の変更
	11. <b>受注者</b> は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充てんしなければならない。	11. <b>受注者</b> は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充填しなければならない。	表現の変更
	12. <b>受注者</b> は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 <b>設計図書</b> によるものとする	12. <b>受注者</b> は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	なお書き以降改行
	16. <b>受注者</b> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げるものとする。	16. <b>受注者</b> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。	表現の変更
共-3-8	<b>3-3-6 吹付工</b> 1. <b>受注者</b> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>3-3-6 吹付工</b> 1. <b>受注者</b> は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。なお、コンクリート及びモルタルの配合は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	なお書き以降改行
	6. <b>受注者</b> は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去および清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	6. <b>受注者</b> は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。	表現の変更
	7. <b>受注者</b> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。	7. <b>受注者</b> は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	表現の変更
共-3-8	<b>3-3-7 植生工</b> 2. <b>受注者</b> は、使用する材料の種類、品質、配合については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-3-7 植生工</b> 2. <b>受注者</b> は、使用する材料の種類、品質及び配合については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
	共-3-9	7. <b>受注者</b> は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めるものとする。	7. <b>受注者</b> は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。
	10. 夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行うものとする。	10. 夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-10	11. <b>受注者</b> は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、 <b>受注者</b> は再度施工しなければならない。	11. <b>受注者</b> は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、 <b>受注者</b> は再度施工しなければならない。	なお書き以降改行
	12. 種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	12. <b>受注者</b> は、種子吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	表現の変更
	(1) 種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備・保管し、 <b>監督職員又は検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	(1) <b>受注者</b> は、種子吹付に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備・保管し、 <b>監督職員または検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	表現の変更
	(2) 施工時期については、 <b>設計図書</b> によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。	(2) <b>受注者</b> は、施工時期については、 <b>設計図書</b> によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	表現の変更
	13. 厚層基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	13. <b>受注者</b> は、厚層基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	表現の変更
14. 植生ネット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	14. <b>受注者</b> は、植生ネット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	表現の変更	
共-3-11	<b>3-3-9 小型標識工</b> 4. <b>受注者</b> は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ <b>施工計画書</b> にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に <b>確認</b> しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。	<b>3-3-9 小型標識工</b> 4. <b>受注者</b> は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ <b>施工計画書</b> にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に <b>確認</b> しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。	なお書き以降改行
共-3-12	15. <b>受注者</b> は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ) 2種の(HDZ55) 550g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/㎡ (片面の付着量) 以上とするものとする。	15. <b>受注者</b> は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛メッキ) 2種の(HDZ55) 550g/㎡ (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/㎡ (片面の付着量) 以上と <b>しなければならない</b> 。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-12	16. <b>受注者</b> は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	16. <b>受注者</b> は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛メッキ）の規定により行わなければならない。 なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。	なお書き以降改行
	18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとするものとする。	18. ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m <sup>2</sup> 、または塗装厚は2回塗りで、40～50μmとしなければならない。	表現の変更
	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを <b>確認</b> して行うものとする。	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを <b>確認</b> して行わなければならない。	表現の変更
共-3-14	<b>3-3-14 桁製作工</b> 1. 製作加工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。 (1) 原 寸 ③ <b>受注者</b> は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-3-14 桁製作工</b> 1. 製作加工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。 (1) 原 寸 ③ <b>受注者</b> は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。 なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更  なお書き以降改行
	(2) 工 作 ③ <b>受注者</b> は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとする。なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	(2) 工 作 ③ <b>受注者</b> は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、により行うものとする。 なお、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。 なお、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	なお書き以降改行
	④ <b>受注者</b> は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は <b>1～2mmの直線または曲面状に面取りを行わなければならない</b> 。	④ <b>受注者</b> は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は <b>面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする</b> 。	表現の変更
	⑥ <b>受注者</b> は、孔あけにあたって、 <b>設計図書</b> に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	⑥ <b>受注者</b> は、孔あけにあたって、 <b>設計図書</b> に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができるものとする。	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-15	また、仮組立時以前に主要部材に <b>設計図書</b> に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、 <b>NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。</b>	また、仮組立時以前に主要部材に <b>設計図書</b> に示す径を孔あけする場合は、 <b>NC穿孔機または型板</b> を使用するものとする。	表現の変更
	⑦ <b>受注者</b> は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	⑦ <b>受注者</b> は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	なお書き以降改行
	<b>表3-3 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</b> 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直下方向） （3）溶接施工	<b>表3-3 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値</b> 2番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向） （3）溶接施工	注釈の修正 誤謬
共-3-16	① <b>受注者</b> は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、 <b>次の事項を施工計画書</b> に記載しなければならない。	① <b>受注者</b> は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、 <b>以下の事項を施工計画書</b> に記載しなければならない。	表現の変更
	1) 鋼材の種類と特性	1) 鋼材の種類 <b>及び</b> 特性	表現の変更
	2) 溶接材料の種類と特性	2) 溶接材料の種類 <b>及び</b> 特性	表現の変更
	4) 継手の形状と精度	4) 継手の形状 <b>及び</b> 精度	表現の変更
	5) 溶接環境や使用設備	5) 溶接環境 <b>及び</b> 使用設備	表現の変更
	6) 溶接施工条件や留意事項	6) 溶接施工条件 <b>及び</b> 留意事項	表現の変更
	（4）溶接施工試験 ① <b>受注者</b> は、 <b>次の事項</b> のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。	（4）溶接施工試験 ① <b>受注者</b> は、 <b>以下の事項</b> のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。	表現の変更
なお、すでに過去に同等 <b>もしくは</b> それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、 <b>監督職員の承諾</b> を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 1) SM570 <b>または</b> SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3) 被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO <sub>2</sub> ガス <b>あるいは</b> ArとCO <sub>2</sub> の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	なお、すでに過去に同等 <b>または</b> それ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験報告書について、 <b>監督職員の承諾</b> を得た上でその時の溶接施工試験を省略することができるものとする。 1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合 3) 被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO <sub>2</sub> ガス <b>または</b> ArとCO <sub>2</sub> の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合	表現の変更	
② <b>受注者</b> は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 <b>下記</b> によるものとする。	② <b>受注者</b> は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。 なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、 <b>以下</b> によるものとする。	表現の変更	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-17	2) 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。	2) 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行うものとする。	表現の変更
	3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができるものとする。	なお書き以降改行
	(5) 組立て <b>受注者</b> は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で仮付け溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に <b>仮付け</b> することは避けるものとする。やむを得ず <b>仮付</b> を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	(5) 組立て <b>受注者</b> は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で仮付け溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に <b>溶接</b> することは避けるものとする。やむを得ず <b>溶接</b> を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。	適用すべき諸基準との整合
	(6) 材片の組合わせ精度 <b>受注者</b> は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が <b>満足</b> されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は <b>下記</b> の値とするものとする。	(6) 材片の組合わせ精度 <b>受注者</b> は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が <b>確保</b> されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は <b>以下</b> の値とするものとする。	表現の変更
	① 開先溶接 板厚方向の材片偏心： $t \leq 50$	① 開先溶接 板厚方向の材片の偏心： $t \leq 50$	
共-3-18	(7) 組立溶接 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または <b>次</b> の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 $P_{CM}$ が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	(7) 組立溶接 組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長）は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または <b>以下</b> の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成 $P_{CM}$ が0.22%以下の場合、50mm以上とすることができるものとする。	表現の変更
	(9) 溶接施工上の注意 ② <b>受注者</b> は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	(9) 溶接施工上の注意 ② <b>受注者</b> は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等の開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 <b>エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。</b>	追記
		③ <b>受注者</b> は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。	追記

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																															
共-3-18	<p>③ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを<b>確認</b>してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接<b>もしくは</b>半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。</p>	<p>④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを<b>確認</b>してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接<b>または</b>半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。</p>	表現の変更																																																															
		<p>⑤ 受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。</p>	追記																																																															
	<p>④ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。</p>	<p>⑥ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。</p>	⑤追加による番号のずれ																																																															
	<p>⑤ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。</p>	<p>⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。</p>	⑤追加による番号のずれ																																																															
共-3-19	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 材</th> <th>1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>撮 影 枚 数</th> <th>超音波探傷試験検査継手数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲 げ 部 材</td> <td>引 張 フ ラ ン ジ</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 フ ラ ン ジ</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>腹 部 応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (引張側)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>材 板</td> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数	引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	1	圧 縮 部 材	5	1枚	1	曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1	腹 部 応力に直角な方向の継手	1	1枚 (引張側)	1	材 板	応力に平行な方向の継手	1	1枚 (端部を含む)	1	鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	1	<p>(11) 溶接の検査</p> <p>表3-5 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th rowspan="2">1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮 影 枚 数</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>引 張 部 材</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td rowspan="7">継手全長を原則とする</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 部 材</td> <td>5</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">曲 げ 部 材</td> <td>引 張 フ ラ ン ジ</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>圧 縮 フ ラ ン ジ</td> <td>5</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>腹 部 応力に直角な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (引張側)</td> </tr> <tr> <td>材 板</td> <td>応力に平行な方向の継手</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> </tr> <tr> <td>鋼 床 版</td> <td>1</td> <td>1枚 (端部を含む)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮 影 枚 数	検査長さ	引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする	圧 縮 部 材	5	1枚 (端部を含む)	曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1枚 (端部を含む)	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1枚 (端部を含む)	腹 部 応力に直角な方向の継手	1	1枚 (引張側)	材 板	応力に平行な方向の継手	1	1枚 (端部を含む)	鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	1	表の修正
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	撮 影 枚 数	超音波探傷試験検査継手数																																																															
引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	1																																																															
圧 縮 部 材	5	1枚	1																																																															
曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1	1																																																															
	圧 縮 フ ラ ン ジ	5	1																																																															
	腹 部 応力に直角な方向の継手	1	1枚 (引張側)	1																																																														
材 板	応力に平行な方向の継手	1	1枚 (端部を含む)	1																																																														
鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)	1																																																															
部 材	1 検査ロットをグループ分けする場合の1グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験																																																															
		撮 影 枚 数	検査長さ																																																															
引 張 部 材	1	1枚 (端部を含む)	継手全長を原則とする																																																															
圧 縮 部 材	5	1枚 (端部を含む)																																																																
曲 げ 部 材	引 張 フ ラ ン ジ	1		1枚 (端部を含む)																																																														
	圧 縮 フ ラ ン ジ	5		1枚 (端部を含む)																																																														
	腹 部 応力に直角な方向の継手	1		1枚 (引張側)																																																														
材 板	応力に平行な方向の継手	1		1枚 (端部を含む)																																																														
鋼 床 版	1	1枚 (端部を含む)		1																																																														
	<p>② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-6に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込み突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを<b>設計図書</b>に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。</p>	<p>② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-6に示す非破壊試験に従い行わなければならない。 また、その他の部材の完全溶込み突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを<b>設計図書</b>に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。</p>	表現の変更																																																															

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	概要																								
共-3-20	<p align="center"><b>表3-6 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	<p align="center"><b>表3-6 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部 材</th> <th>放射線透過試験</th> <th>超音波探傷試験</th> </tr> <tr> <th>撮影箇所</th> <th>検査長さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼製橋脚のはり及び柱</td> <td colspan="2" rowspan="2">継手全長を<b>原則</b>とする</td> </tr> <tr> <td>主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板</td> </tr> <tr> <td>鋼床版のデッキプレート</td> <td>継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。</td> <td>継手全長を原則とする</td> </tr> </tbody> </table>	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験	撮影箇所	検査長さ	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を <b>原則</b> とする		主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする	表現の変更
	部 材		放射線透過試験	超音波探傷試験																							
		撮影箇所	検査長さ																								
	鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長とする																									
	主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																										
	鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																								
	部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験																								
撮影箇所		検査長さ																									
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を <b>原則</b> とする																										
主桁のフランジ（鋼床版を除く）及び腹板																											
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して50cm（2枚）、中間部で1mにつき1箇所（1枚）およびワイヤ継部で1箇所（1枚）とする。	継手全長を原則とする																									
また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。	また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。	なお書き以降改行																									
④ <b>受注者</b> は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合もわれを発生させてはならない。われの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷 <b>法</b> または浸透 <b>液探傷法</b> により検査するものとする。	④ <b>受注者</b> は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合もわれを発生させてはならない。われの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷 <b>試験</b> または浸透 <b>探傷試験</b> により検査するものとする。	適用すべき諸基準との整合																									
⑤ <b>受注者</b> は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み <b>グループ</b> 溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	⑤ <b>受注者</b> は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。その他のすみ肉溶接または部分溶込み <b>開先</b> 溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。	適用すべき諸基準との整合																									
	⑥ <b>外部きずの検査</b> について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 <b>内部きずの検査</b> について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に基づく次の1）～3）に示す資格を有していなければならない。	適用すべき諸基準との整合																									
	1）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									
	2）超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									
	3）手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	適用すべき諸基準との整合																									

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																												
共-3-21	<p>(12) 欠陥部の補修 <b>受注者</b>は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表3-7に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p> <p>(13) ひずみとり <b>受注者</b>は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス<b>または</b>ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。<b>ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-8によるものとする。</b></p>	<p>(12) 欠陥部の補修 <b>受注者</b>は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。</p> <p>補修方法は、表3-7に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。</p> <p>(13) ひずみとり <b>受注者</b>は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、<b>ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-8によるものとする。</b></p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p>																												
共-3-22	<p>(14) 仮組立て</p> <p><b>表3-9 ボルト孔の径</b></p> <table border="1" data-bbox="331 954 958 1102"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦/引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。</p>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>(14) 仮組立て</p> <p><b>表3-9 ボルト孔の径</b></p> <table border="1" data-bbox="1196 948 1823 1123"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦接合 引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>22.5</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>24.5</td> <td>23.5</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>26.5</td> <td>25.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。</p>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)		摩擦接合 引張接合	支圧接合	M20	22.5	21.5	M22	24.5	23.5	M24	26.5	25.5	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)																														
	摩擦/引張接合	支圧接合																													
M20	22.5	21.5																													
M22	24.5	23.5																													
M24	26.5	25.5																													
ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)																														
	摩擦接合 引張接合	支圧接合																													
M20	22.5	21.5																													
M22	24.5	23.5																													
M24	26.5	25.5																													

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																
共-3-23	<p align="center"><b>表 3-10 ボルト孔の径の許容差</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径許容差(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦/引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)		摩擦/引張接合	支圧接合	M20	+0.5	±0.3	M22	+0.5	±0.3	M24	+0.5	±0.3	<p align="center"><b>表 3-10 ボルト孔の径の許容差</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ボルトの呼び</th> <th colspan="2">ボルトの孔の径許容差(mm)</th> </tr> <tr> <th>摩擦接合 引張接合</th> <th>支圧接合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>M20</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M22</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> <tr> <td>M24</td> <td>+0.5</td> <td>±0.3</td> </tr> </tbody> </table>	ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)		摩擦接合 引張接合	支圧接合	M20	+0.5	±0.3	M22	+0.5	±0.3	M24	+0.5	±0.3	表現の変更																				
	ボルトの呼び		ボルトの孔の径許容差(mm)																																																
摩擦/引張接合		支圧接合																																																	
M20	+0.5	±0.3																																																	
M22	+0.5	±0.3																																																	
M24	+0.5	±0.3																																																	
ボルトの呼び	ボルトの孔の径許容差(mm)																																																		
	摩擦接合 引張接合	支圧接合																																																	
M20	+0.5	±0.3																																																	
M22	+0.5	±0.3																																																	
M24	+0.5	±0.3																																																	
	<p align="center"><b>表 3-11 ボルト孔の貫通率及び停止率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ねじの呼び</th> <th rowspan="2">貫通ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">貫通率(%)</th> <th rowspan="2">停止ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">停止率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摩擦/引張接合</td> <td>M20</td> <td>21.0</td> <td>100</td> <td>23.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M22</td> <td>23.0</td> <td>100</td> <td>25.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M24</td> <td>25.0</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>80以上</td> </tr> </tbody> </table>		ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)	摩擦/引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上		M22	23.0	100	25.0	80以上		M24	25.0	100	27.0	80以上	<p align="center"><b>表 3-11 ボルト孔の貫通率及び停止率</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">ねじの呼び</th> <th rowspan="2">貫通ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">貫通率(%)</th> <th rowspan="2">停止ゲージの径(mm)</th> <th rowspan="2">停止率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摩擦接合 引張接合</td> <td>M20</td> <td>21.0</td> <td>100</td> <td>23.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M22</td> <td>23.0</td> <td>100</td> <td>25.0</td> <td>80以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>M24</td> <td>25.0</td> <td>100</td> <td>27.0</td> <td>80以上</td> </tr> </tbody> </table>		ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)	摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上		M22	23.0	100	25.0	80以上		M24	25.0	100	27.0	80以上	表現の変更
	ねじの呼び							貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)																																								
		摩擦/引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上																																												
	M22	23.0	100	25.0	80以上																																														
	M24	25.0	100	27.0	80以上																																														
	ねじの呼び	貫通ゲージの径(mm)	貫通率(%)	停止ゲージの径(mm)	停止率(%)																																														
						摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80以上																																								
	M22	23.0	100	25.0	80以上																																														
	M24	25.0	100	27.0	80以上																																														
共-3-23 共-3-25	<p><b>3-3-15 工場塗装工</b></p> <p>12. 検査</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(6) <b>受注者</b>は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	<p><b>3-3-15 工場塗装工</b></p> <p>12. 検査</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（1点当たり5回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。</p> <p>(6) <b>受注者</b>は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																																																
共-3-26	<p><b>3-3-16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、次の場合、塗装を行ってはならない。</p>	<p><b>3-3-16 コンクリート面塗装工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、以下の場合、塗装を行ってはならない。</p>	表現の変更																																																
共-3-26	<p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充てん材を加え）締固めながら仕上げなければならない。</p>	<p><b>3-4-1 一般事項</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。</p>	表現の変更																																																
共-3-27	<p><b>3-4-2 土台基礎工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充てんしなければならない。</p> <p>7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度とするものとする。</p>	<p><b>3-4-2 土台基礎工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、土台基礎工の施工にあたり、床を修正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。</p> <p>7. 止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更																																																
共-3-27	<p><b>3-4-4 既製杭工</b></p> <p>2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書によるものとする。</p>	<p><b>3-4-4 既製杭工</b></p> <p>2. 既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。</p>	適用すべき諸基準との適合																																																

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>3. <b>受注者</b>は、試験杭の施工に際して、<b>設計図書</b>に示されていない場合には、各基礎ごとに、<b>設計図書</b>に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>3. <b>受注者</b>は、試験杭の施工に際して、<b>設計図書</b>に従って<b>試験杭を施工</b>しなければならない。また、<b>設計図書</b>に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。 なお、<b>設計図書</b>に示されていない場合には、各基礎ごとに、<b>設計図書</b>に示す工事的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。</p>	<p>適用すべき諸基準との適合</p>
	<p>4. <b>受注者</b>は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>4. <b>受注者</b>は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め<b>施工計画書</b>に記載し、施工にあたり施工記録を整備<b>及び</b>保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-28	<p>11. <b>受注者</b>は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>11. <b>受注者</b>は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設<b>するとともに必要に応じて所定の位置に保持</b>しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>14. <b>受注者</b>は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が<b>設計図書</b>に示された支持層付近に達した時点で支持層の<b>確認</b>をするとともに、<b>確認</b>のための資料を整備・保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、<b>受注者</b>は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>14. <b>受注者</b>は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）⑧施工8.3くい施工で、8.3.3埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が<b>設計図書</b>に示された支持層付近に達した時点で支持層の<b>確認</b>をするとともに、<b>確認</b>のための資料を整備<b>及び</b>保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに、検査時まで<b>提出</b>しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、<b>受注者</b>は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-29	16. <b>受注者</b> は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は <b>設計図書</b> に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。	16. <b>受注者</b> は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は <b>設計図書</b> に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。	表現の変更
	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと <b>上げるものとする</b> 。	また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと <b>上げなければならない</b> 。	表現の変更
	18. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な <b>処理</b> を行わなければならない。	18. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な <b>処置</b> を行わなければならない。	表現の変更
	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) <b>受注者</b> は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	21. 既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) <b>受注者</b> は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を <b>溶接継手による場合</b> については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、 <b>検査及び記録</b> を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、 <b>以下</b> の規定による。	表現の変更
共-3-30	(7) <b>受注者</b> は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-13の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から <b>行うものとする</b> 。	(7) <b>受注者</b> は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-13の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から <b>行わなければならない</b> 。	表現の変更
	(8) <b>受注者</b> は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の <b>確認</b> を行わなければならない。なお、 <b>確認</b> の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	(8) <b>受注者</b> は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の <b>確認</b> を行わなければならない。なお、 <b>確認</b> の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。	なお書き以降改行
	(10) <b>受注者</b> は、本項(7)及び(8)の <b>当該</b> 記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	(10) <b>受注者</b> は、本項(7)及び(8)のほか、 <b>杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管</b> し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(11) <b>受注者</b> は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を <b>確認</b> のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。	(11) <b>受注者</b> は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を <b>確認</b> のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行 <b>わなければならない</b> 。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
共-3-30	<b>3-4-5 場所打杭工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、 <b>設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、 <b>設計図書</b> に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	<b>3-4-5 場所打杭工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>試験杭の施工</b> に際して、 <b>設計図書</b> に従って試験杭を施工しなければならない。また、 <b>設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。  なお、 <b>設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、 <b>設計図書</b> に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	適用すべき諸基準との適合
共-3-31	2. <b>受注者</b> は、杭長決定の管理方法等を定め <b>施工計画書</b> に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	2. <b>受注者</b> は、杭長決定の管理方法等を定め <b>施工計画書</b> に記載し、施工にあたり施工記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	3. <b>受注者</b> は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	3. <b>受注者</b> は、場所打杭工の施工後に、地表面に凸凹や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを掘削土 <b>等</b> の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	表現の変更
	9. <b>受注者</b> は、場所打杭工の施工にあたり、 <b>設計図書</b> に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより <b>確認</b> し、その資料を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。また、 <b>受注者</b> は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	9. <b>受注者</b> は、場所打杭工の施工にあたり、 <b>設計図書</b> に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより <b>確認</b> し、その資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。また、 <b>受注者</b> は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物（スライム）を除去しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-32	12. <b>受注者</b> は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 <b>アークすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。</b> また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	12. <b>受注者</b> は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、 <b>形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。</b> また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	適用すべき諸基準との適合
	18. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	18. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置</b> を行わなければならない。	表現の変更
	19. <b>受注者</b> は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境庁告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。	19. <b>受注者</b> は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について（環境省告示）、長崎県環境基本条例等の関係法令等に従い、適切に処理を行わなければならない。	誤謬
	23. <b>受注者</b> は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を <b>確認</b> するとともに、その状況について写真撮影を行い <b>監督職員に提出するものとする。</b> その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について <b>監督職員と協議を行うものとする。</b>	23. <b>受注者</b> は、全ての杭について、床掘完了後（杭頭余盛部の撤去前）に杭頭部の杭径を <b>確認</b> するとともに、その状況について写真撮影を行い <b>監督職員に提出しなければならない。</b> その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について <b>監督職員と協議しなければならない。</b>	表現の変更
共-3-32	<b>3-4-6 深礎工</b> 2. <b>受注者</b> は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行うものとする。	<b>3-4-6 深礎工</b> 2. <b>受注者</b> は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行 <b>わなければならない。</b>	表現の変更
	3. <b>受注者</b> は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 <b>うものとする。</b>	3. <b>受注者</b> は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。また、 <b>土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。</b>  なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化する場合がある場合には、すみやかに孔底をコンクリートで覆 <b>わなければならない。</b>	適用すべき諸基準との適合  なお書き以降改行
共-3-33	4. <b>受注者</b> は、孔底が <b>設計図書</b> に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより <b>確認</b> し、その資料を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	4. <b>受注者</b> は、孔底が <b>設計図書</b> に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより <b>確認</b> し、その資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-33	6. <b>受注者</b> は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	6. <b>受注者</b> は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、 <b>適切な仮計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに</b> 、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。 <b>鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。</b>	適用すべき諸基準との適合
	7. <b>鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。</b> これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	7. <b>軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。</b> これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	適用すべき諸基準との適合
	8. <b>受注者</b> は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを <b>確認</b> しておかなければならない。	<del>8. <b>受注者</b>は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを<b>確認</b>しておかなければならない。</del>	削除
	9. <b>受注者</b> は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が <b>設計図書</b> に示されていない場合には、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	8. <b>受注者</b> は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が <b>設計図書</b> に示されていない場合には、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	なお書き以降改行 8削除による番号のずれ
	10. 裏込材注入圧力は、低圧 (0.1N/mm <sup>2</sup> 程度) とするが、これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	9. 裏込材注入圧力は、低圧 (0.1N/mm <sup>2</sup> 程度) とするが、これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	8削除による番号のずれ
	11. <b>受注者</b> は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	10. <b>受注者</b> は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	8削除による番号のずれ
	12. <b>受注者</b> は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出るだけ小さくするようにしなければならない。	11. <b>受注者</b> は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出るだけ小さくするようにしなければならない。	8削除による番号のずれ
13. <b>受注者</b> は、グラウトの注入方法については、 <b>施工計画書</b> に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、 <b>監督職員の請求</b> があった場合は直ちに <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	12. <b>受注者</b> は、グラウトの注入方法については、 <b>施工計画書</b> に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、 <b>監督職員の請求</b> があった場合は直ちに <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	8削除による番号のずれ	
14. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な <b>処理</b> を行わなければならない。	13. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な <b>処置</b> を行わなければならない。	8削除による番号のずれ 表現の変更	
共-3-33	3-4-7 オープンケーソン基礎工 4. <b>受注者</b> は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、 <b>監督職員の請求</b> があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	3-4-7 オープンケーソン基礎工 4. <b>受注者</b> は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員の請求</b> があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-34	5. <b>受注者</b> は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に <b>監督職員</b> と協議しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	5. <b>受注者</b> は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に <b>監督職員</b> と協議しなければならない。 なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。	なお書き以降改行
	9. <b>受注者</b> は、オープンケーソンが <b>設計図書</b> に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が <b>設計図書</b> を満足することを <b>確認</b> し、その資料を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	9. <b>受注者</b> は、オープンケーソンが <b>設計図書</b> に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が <b>設計図書</b> を満足することを <b>確認</b> し、その資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	13. <b>受注者</b> は、中詰充 <b>てん</b> を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	13. <b>受注者</b> は、中詰充 <b>填</b> を施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。	表現の変更
	15. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	15. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <b>適切な処置</b> を行わなければならない。	表現の変更
共-3-34	<b>3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</b> 3. <b>受注者</b> は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	<b>3-4-8 ニューマチックケーソン基礎工</b> 3. <b>受注者</b> は、ニューマチックケーソンの施工にあたり、施工記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
共-3-35	7. <b>受注者</b> は、ニューマチックケーソンが <b>設計図書</b> に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を <b>確認</b> するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して <b>設計図書</b> との適合を <b>確認</b> するとともに、 <b>確認</b> のための資料を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	7. <b>受注者</b> は、ニューマチックケーソンが <b>設計図書</b> に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を <b>確認</b> するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して <b>設計図書</b> との適合を <b>確認</b> するとともに、 <b>確認</b> のための資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	13. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置</b> を行わなければならない。	13. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置</b> を行わなければならない。	表現の変更
共-3-35	<b>3-4-9 鋼管矢板基礎工</b> 1. <b>受注者</b> は、鋼管矢板基礎工の施工においては、 <b>設計図書</b> に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 <b>ただし、設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、 <b>設計図書</b> に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工 <b>しなければならない</b> 。	<b>3-4-9 鋼管矢板基礎工</b> 1. <b>受注者</b> は、鋼管矢板基礎工の施工においては、 <b>設計図書</b> に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。 <b>また、設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、 <b>試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない</b> 。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
		なお、 <b>設計図書</b> に示されていない場合には、各基礎ごとに、 <b>設計図書</b> に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	なお書き以降改行
共-3-36	2. <b>受注者</b> は、あらかじめ杭長決定の管理方法を定め <b>施工計画書</b> に記載し施工にあたり施工記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	2. <b>受注者</b> は、あらかじめ杭長決定の管理方法を定め <b>施工計画書</b> に記載し施工にあたり施工記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	5. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。	5. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第1編3-3-3作業土工（ <b>床堀り・埋戻し</b> ）の規定により、これを埋戻さなければならない。	表現の変更
	11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	11. 鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。	
共-3-37	(1) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	(1) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の現場継手を <b>溶接継手による場合</b> については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査 <b>及び記録</b> を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。	表現の変更
	(7) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行 <b>うものとする</b> 。	(7) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表3-14の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行 <b>わなければならない</b> 。	なお書き以降改行
	(8) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の溶接完了後、 <b>設計図書</b> に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を <b>確認</b> しなければならない。なお、 <b>確認</b> の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	(8) <b>受注者</b> は、鋼管矢板の溶接完了後、 <b>設計図書</b> に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を <b>確認</b> しなければならない。なお、 <b>確認</b> の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。	なお書き以降改行
	(9) <b>受注者</b> は、本項(7)及び(8)の <b>当該</b> 記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の要請があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	(9) <b>受注者</b> は、本項(7)及び(8)のほか、 <b>杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の整備及び保管し、監督職員</b> の要請があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-38	13. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで2方向から鉛直性を <b>確認</b> しながら施工しなければならない。 <b>受注者</b> は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を <b>確認</b> 後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	13. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の建込みに際しては、導枠のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで <b>二</b> 方向から鉛直性を <b>確認</b> しながら施工しなければならない。 <b>受注者</b> は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を <b>確認</b> 後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。	表現の変更
	14. <b>受注者</b> は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については <b>設計図書</b> によるものとする。	14. <b>受注者</b> は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については <b>設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
	15. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、 <b>設計図書</b> の定めによる中詰材を直ちに充 <b>てん</b> しなければならない。	15. <b>受注者</b> は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、 <b>設計図書</b> の定めによる中詰材を直ちに充 <b>填</b> しなければならない。	表現の変更
	23. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、 <b>適正</b> な処理を行わなければならない。	23. <b>受注者</b> は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置</b> を行わなければならない。	表現の変更
	24. <b>受注者</b> は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 <b>てん</b> しなければならない。	24. <b>受注者</b> は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工にあたり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充 <b>填</b> しなければならない。	表現の変更
共-3-38	<b>3-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
	6. <b>受注者</b> は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充 <b>てん</b> しなければならない。	6. <b>受注者</b> は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充 <b>填</b> しなければならない。	表現の変更
共-3-39	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
共-3-39	<b>3-5-3 コンクリートブロック工</b> 4. <b>受注者</b> は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 <b>てん</b> した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	<b>3-5-3 コンクリートブロック工</b> 4. <b>受注者</b> は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充 <b>填</b> した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	表現の変更
	7. <b>受注者</b> は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 <b>てん</b> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を3cmまでに抑えなければならない。	7. <b>受注者</b> は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ、尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充 <b>填</b> した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。ただし、曲線部の施工でやむを得ず合端が開く場合においても、合端間隔を3cmまでに抑えなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-40	<p>8. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、<b>設計図書</b>に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、<b>設計図書</b>に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>9. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>9. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については<b>設計図書</b>に従って施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>12. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければ、<b>モルタル目地を塗って</b>はならない。</p>	<p>12. <b>受注者</b>は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、<b>モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
共-3-41	<p>13. <b>受注者</b>は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように<b>施工するものとする</b>。</p>	<p>13. <b>受注者</b>は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように<b>施工しなければならない</b>。</p>	表現の変更
	<p>14. <b>受注者</b>は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。</p>	<p>14. <b>受注者</b>は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充<b>填</b>し、表面を平滑に仕上げなければならない。</p>	表現の変更
共-3-41	<p><b>3-5-4 緑化ブロック工</b> 4. <b>受注者</b>は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、<b>受注者</b>の負担において再度施工しなければならない。</p>	<p><b>3-5-4 緑化ブロック工</b> 4. <b>受注者</b>は、工事完<b>成</b>引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、<b>受注者</b>の負担において再度施工しなければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																																																						
共-3-41	<p><b>3-5-5 石積(張)工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、<b>設計図書</b>に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>3-5-5 石積(張)工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、石積(張)工の施工における裏込めコンクリートは、<b>設計図書</b>に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行																																																						
共-3-43	<p><b>3-6-2 アスファルト舗装の材料</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-15 下層路盤の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>※6 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>※20 以上 [30 以上]</td> </tr> <tr> <td>高炉徐冷スラグ</td> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">製鋼スラグ</td> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E004</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 特に<b>指示</b>されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。                  ② 鉄鋼スラグには PI は適用しない。                  ③ アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 40 cm より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[ ]内の数値を適用する。なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。                  ④ 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。                  ⑤ 鉄鋼スラグのうち、高炉徐冷スラグにおいては、呈色判定試験を行い合格したもの、また製鋼スラグにおいては、6 ヶ月以上養生した後の水浸膨張比が規定値以下のものでなければならない。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が 0.6%以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを<b>確認</b>してエージング期間を短縮することができる。</p>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下	エージング期間	—	6 ヶ月以上	<p><b>3-6-2 アスファルト舗装の材料</b></p> <p style="text-align: center;"><b>表3-15 下層路盤の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 F005</td> <td>※6 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>※20 以上 [30 以上]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)</td> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)</td> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E001</td> <td>30 以上</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法 便覧 E004</td> <td>1.5 以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6 ヶ月以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※① 特に<b>指示</b>されない限り最大乾燥密度の95%に相当する CBR を修正 CBR とする。                  ② <del>鉄鋼スラグには PI は適用しない。</del>                  ③ アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が 40 cm より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[ ]内の数値を適用する。なお 40℃で CBR 試験を行う場合は 20%以上としてよい。                  ④ 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が 50%以下とするものとする。                  ⑤ エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを<b>十分確認</b>してエージング期間を短縮することができる。</p>	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下	エージング期間	—	6 ヶ月以上	鉄鋼スラグの種類とその用途・使い分けを明確にするため修正
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																					
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下																																																					
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]																																																					
	高炉徐冷スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし																																																					
	製鋼スラグ	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下																																																					
エージング期間		—	6 ヶ月以上																																																						
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																					
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下																																																					
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]																																																					
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上																																																					
		呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし																																																					
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上																																																					
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下																																																					
エージング期間		—	6 ヶ月以上																																																						
共-3-44	<p style="text-align: center;"><b>表3-16 上層路盤の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	<p style="text-align: center;"><b>表3-16 上層路盤の品質規格</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再生粒度調整砕石</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>4 以下 安定性損失率 20%以下</td> </tr> <tr> <td>修正 CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>80 以上 [90 以上]</td> </tr> </tbody> </table>	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上	再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]	適用すべき諸基準との整合																		
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																																						
種別	試験項目	試験方法	規格値																																																						
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上																																																						
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	4 以下 安定性損失率 20%以下																																																						
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上 [90 以上]																																																						

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要																			
共-3-44	<p align="center"><b>表3-18 上層路盤の品質規格</b></p> <p>(注) 表3-17、表3-18に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。</p>	<p align="center"><b>表3-18 上層路盤の品質規格</b></p> <p>(注) 表3-17、表3-18に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。<b>ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</b></p>	注釈の修正																			
共-3-45	<p align="center"><b>表3-19 粒度調整路盤材の粒度範囲</b></p> <p>8. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-10-1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、<b>100～120を除く</b>40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。</p>	<p align="center"><b>表3-19 粒度調整路盤材の粒度範囲</b></p> <p>8. 上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第1編2-10-1一般瀝青材料の舗装用石油アスファルトの規格のうち、<b>100～120を除く</b>40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。</p>	表の修正 適用すべき諸基準との整合																			
共-3-46	<p align="center"><b>表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" data-bbox="315 740 1081 868"> <thead> <tr> <th>項目 名称</th> <th>旧アスファルトの 含有率 (%)</th> <th>旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm</th> <th>骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルトコンクリート再生骨材</td> <td>3.8以上</td> <td>20以上</td> <td>5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] 各項目は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注4] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75μmふるいとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差から求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p>	項目 名称	旧アスファルトの 含有率 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)	アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上	5以下	<p align="center"><b>表3-21 アスファルトコンクリート再生骨材の品質</b></p> <table border="1" data-bbox="1111 735 1883 855"> <tbody> <tr> <td>旧アスファルトの含有量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">3.8以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧アスファルトの性状</td> <td>針入度</td> <td align="center">1/10mm 20以上</td> </tr> <tr> <td>圧裂係数</td> <td align="center">MPa/mm 1.70以下</td> </tr> <tr> <td>骨材の微粒分量</td> <td align="center">%</td> <td align="center">5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。 [注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～13mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。 [注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。また、13～0mmあるいは13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。 [注4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。 [注5] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。 [注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。 [注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>	旧アスファルトの含有量	%	3.8以上	旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下	骨材の微粒分量	%	5以下	表現の変更
項目 名称	旧アスファルトの 含有率 (%)	旧アスファルトの 針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量 試験で75μmを 通過する量 (%)																			
アスファルトコンクリート再生骨材	3.8以上	20以上	5以下																			
旧アスファルトの含有量	%	3.8以上																				
旧アスファルトの性状	針入度	1/10mm 20以上																				
	圧裂係数	MPa/mm 1.70以下																				
骨材の微粒分量	%	5以下																				

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	11. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編2-10-1一般瀝青材料に示す100～120を除く40～60、60～80、80～100の規格に適合するものとする。	11. アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第1編2-10-1一般瀝青材料に示す <del>100～120を除く</del> 40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。	適用すべき諸基準との適合
	12. <b>受注者</b> は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	12. <b>受注者</b> は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。	
	(1) <b>受注者</b> は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に <b>監督職員に提示</b> することで品質証明書に代えるものとする。	(1) <b>受注者</b> は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、アスファルト混合物事前審査制度により認定を受けたアスファルト混合物については、事前審査認定書（認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表）の写しを工事に使用する前に <b>監督職員に提示</b> することで品質証明書に代えるものとする。	なお書き以降改行
共-3-48	<b>3-6-3 コンクリート舗装の材料</b> 3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、 <b>設計図書</b> に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	<b>3-6-3 コンクリート舗装の材料</b> 3. コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、 <b>設計図書</b> に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	表現の変更
	4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、 <b>設計図書</b> に示す場合を除き、 <b>L、A及びB交通</b> においては4.5MPa、また <b>C交通</b> においては5.0MPaとするものとする。	4. 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、 <b>設計図書</b> に示す場合を除き、 <b>交通区分N3、N4及びN5</b> においては4.5MPa、また <b>N6</b> においては5.0MPaとするものとする。	適用すべき諸基準との適合
共-3-49 共-3-50	<b>3-6-5 アスファルト舗装工</b> 表3-24 安定処理路盤の品質規格 (4) <b>監督職員の承諾</b> したセメント量及び石灰量と、 <b>設計図書</b> に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、 <b>契約変更を行わないものとする。</b>	<b>3-6-5 アスファルト舗装工</b> 表3-24 安定処理路盤の品質規格 <del>(4) <b>監督職員の承諾</b>したセメント量及び石灰量と、<b>設計図書</b>に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、<b>契約変更を行わないものとする。</b></del>	表の修正 削除
	(5) <b>受注者</b> は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	(4) <b>受注者</b> は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(6) <b>受注者</b> は、 <b>監督職員が承諾</b> した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(5) <b>受注者</b> は、 <b>監督職員が承諾</b> した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-51	<p>(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。</p>	<p>(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p>	<p>(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。</p>	<p>(9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。</p>	<p>(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。</p>	<p>(11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。</p>	<p>(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができるものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。</p>	<p>(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p>	<p>(14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。</p>	(4) 削除による番号のずれ
	<p>(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	<p>(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。</p>	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-52	(17) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(16) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(18) 養生期間及び養生方法は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	(17) 養生期間及び養生方法は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(19) <b>受注者</b> は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(18) <b>受注者</b> は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
共-3-53	4. <b>受注者</b> は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (4) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	4. <b>受注者</b> は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定によらなければならない。 (4) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体を作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	なお書き以降改行
共-3-53	(24) <b>受注者</b> は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	(24) <b>受注者</b> は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。	なお書き以降改行
共-3-55	<b>3-6-6 コンクリート舗装工</b>	<b>3-6-6 コンクリート舗装工</b>	
共-3-56	3. <b>受注者</b> は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 (4) <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> したセメント量及び石灰量と、 <b>設計図書</b> に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、 <b>契約変更を行わないものとする。</b>	3. <b>受注者</b> は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。 <del>(4) <b>監督職員</b>の<b>承諾</b>したセメント量及び石灰量と、<b>設計図書</b>に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、<b>契約変更を行わないものとする。</b></del>	削除
	(5) <b>受注者</b> は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	(4) <b>受注者</b> は、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるF007突固め試験方法によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(6) <b>受注者</b> は、 <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(5) <b>受注者</b> は、 <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-57	(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	(6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整形を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(9) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	(8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(10) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	(9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(11) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。	(10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	(11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	(12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を25cmとすることができるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(14) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	(13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(15) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	(14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(16) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	(15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	(17) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(16) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	(18) 養生期間及び養生方法は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	(17) 養生期間及び養生方法は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	(4) 削除による番号のずれ
	(19) <b>受注者</b> は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(18) <b>受注者</b> は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	(4) 削除による番号のずれ
	4. <b>受注者</b> は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	4. <b>受注者</b> は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	
	(4) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	(4) <b>受注者</b> は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25mmを超える骨材だけ25～13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合に限り、基準密度を省略することができるものとする。	なお書き以降改行
共-3-58	(8) <b>受注者</b> は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	(8) <b>受注者</b> は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。	なお書き以降改行
共-3-60	8. <b>受注者</b> は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・ <b>荷物卸し</b> にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	8. <b>受注者</b> は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・ <b>荷卸し</b> にあたって、以下の各規定に従わなければならない。	表現の変更
共-3-66 共-3-67	<b>3-7-2 路床安定処理工</b> 7. <b>受注者</b> は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。	<b>3-7-2 路床安定処理工</b> 7. <b>受注者</b> は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。 <b>また</b> 、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-67	<p><b>3-7-4 表層安定処理工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台上に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、<b>受注者</b>は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p>	<p><b>3-7-4 表層安定処理工</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、表層混合処理を行うにあたり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面 50cm以上の水はけの良い高台上に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。なお、<b>受注者</b>は、生石灰の貯蔵量が 500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
	<p>6. <b>受注者</b>は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行うものとする。</p>	<p>6. <b>受注者</b>は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法（地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行<b>わなければならない</b>。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-67 共-3-68	<p><b>3-7-5 パイルネット工</b></p> <p>4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）<b>受注者</b>は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第1編3-3-3作業土工の規定により、これを埋戻ししなければならない。 （10）<b>受注者</b>は、殻運搬処理にあたり、運搬物が飛散しないように行<b>わなければならない</b>。</p>	<p><b>3-7-5 パイルネット工</b></p> <p>4. パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 （1）<b>受注者</b>は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第1編3-3-3作業土工（<b>床堀り・埋戻し</b>）の規定により、これを埋戻ししなければならない。 （10）<b>受注者</b>は、殻運搬処理<b>にあたっては</b>、運搬物が飛散しないように<b>適切な処置</b>を行<b>わなければならない</b>。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-68	<p><b>3-7-7 バーチカルドレーン工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充<b>てん</b>したことを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p><b>3-7-7 バーチカルドレーン工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充<b>填</b>したことを<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-3-69	<p><b>3-7-9 固結工</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、薬液注入工事の着手前に<b>下記</b>について<b>監督職員</b>の<b>確認</b>を得なければならない。</p>	<p><b>3-7-9 固結工</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、薬液注入工事の着手前に<b>以下</b>について<b>監督職員</b>の<b>確認</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	<p>9. <b>受注者</b>は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、<b>受注者</b>は、注入の効果の<b>確認</b>が判定できる資料を作成し<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>9. <b>受注者</b>は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定によらなければならない。なお、<b>受注者</b>は、注入の効果の<b>確認</b>が判定できる資料を作成し<b>提出</b>するものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-3-70	<p><b>3-8-2 輸送工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、<b>受注者</b>は、部材に損傷を与えた場合は直ちに<b>監督職員</b>に<b>報告</b>し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p><b>3-8-2 輸送工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、<b>受注者</b>は、部材に損傷を与えた場合は直ちに<b>監督職員</b>に<b>報告</b>し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-70	<p><b>3-9-1 一般事項</b> 1. 本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>3-9-1 一般事項</b> 1. 本節は、構造物撤去工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
共-3-70	<p><b>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>3-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
共-3-70	<p><b>3-9-3 構造物取壊し工</b> 2. <b>受注者</b>は、舗装版取壊しを行うに<b>あたり</b>、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. <b>受注者</b>は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うに<b>あたり</b>、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 4. <b>受注者</b>は、鋼材切断を行うに<b>あたり</b>、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. <b>受注者</b>は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で<b>充てん</b>するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. <b>受注者</b>は、根固めブロック撤去を行うに<b>あたり</b>、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p>	<p><b>3-9-3 構造物取壊し工</b> 2. <b>受注者</b>は、舗装版取壊しを行うに<b>あたっては</b>、他に影響を与えないように施工しなければならない。 3. <b>受注者</b>は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うに<b>あたっては</b>、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。 4. <b>受注者</b>は、鋼材切断を行うに<b>あたっては</b>、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。 5. <b>受注者</b>は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で<b>充填</b>するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。 6. <b>受注者</b>は、根固めブロック撤去を行うに<b>あたっては</b>、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更
共-3-71	<p><b>3-9-6 道路付属物撤去工</b> 3. <b>受注者</b>は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に<b>伴い</b>、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p>	<p><b>3-9-6 道路付属物撤去工</b> 3. <b>受注者</b>は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に<b>おいては</b>、適切な工法を検討し施工しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-72	<p><b>3-9-12 緑石撤去工</b> 3. <b>受注者</b>は、歩車道境界ブロック<b>および</b>地先境界ブロックの撤去において、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p>	<p><b>3-9-12 緑石撤去工</b> 3. <b>受注者</b>は、歩車道境界ブロック<b>及び</b>地先境界ブロックの撤去において、<b>設計図書</b>による処分方法によらなければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-72 共-3-73	<p><b>3-9-14 骨材再生工</b> 6. <b>受注者</b>は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。</p>	<p><b>3-9-14 骨材再生工</b> 6. <b>受注者</b>は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>8. <b>受注者</b>は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の<b>設備</b>方法について変更が伴う場合は、事前に<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の<b>整備</b>方法について変更が伴う場合は、事前に<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-73	<p><b>3-9-15 運搬処理工</b> 3. <b>受注者</b>は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うに<b>あたり</b>、運搬物が飛散しないよう適正に<b>処理</b>を行わなければならない。</p>	<p><b>3-9-15 運搬処理工</b> 3. <b>受注者</b>は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うに<b>あたり</b>ては、運搬物が飛散しないよう適正に<b>処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-74	<p><b>3-10-2 工事用道路工</b> 8. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>、運搬物が飛散しないよう適正に<b>処理</b>を行わなければならない。</p>	<p><b>3-10-2 工事用道路工</b> 8. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>ては、運搬物が飛散しないよう<b>適正な処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-74	<p><b>3-10-3 仮橋・仮栈橋工</b> 4. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p><b>3-10-3 仮橋・仮栈橋工</b> 4. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>ては、運搬物が飛散しないように、<b>適正な処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-75	<p><b>3-10-5 土留・仮締切工</b> 14. <b>受注者</b>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で<b>てん</b>しなければならない。</p>	<p><b>3-10-5 土留・仮締切工</b> 14. <b>受注者</b>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で<b>充填</b>しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p>20. <b>受注者</b>は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、<b>受注者</b>は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように<b>てん</b>し、適切な断面形状に仕上げなければならない。</p>	<p>20. <b>受注者</b>は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、<b>受注者</b>は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように<b>充填</b>し、適切な断面形状に仕上げなければならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>25. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>25. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うに<b>あたり</b>ては、運搬物が飛散しないように、<b>適切に処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p><b>3-10-6 砂防仮締切工</b> 2. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>3-10-6 砂防仮締切工</b> 2. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-76	<p><b>3-10-7 水替工</b> 3. <b>受注者</b>は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、<b>工事着手前</b>に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	<p><b>3-10-7 水替工</b> 3. <b>受注者</b>は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、<b>施工前</b>に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	表現の変更
共-3-76	<p><b>3-10-8 地下水位低下工</b> 1. <b>受注者</b>は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、<b>工事着手前</b>に土質の<b>確認</b>を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を<b>確認</b>し、確実に施工しなければならない。</p>	<p><b>3-10-8 地下水位低下工</b> 1. <b>受注者</b>は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、<b>施工前</b>に土質の<b>確認</b>を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を<b>確認</b>し、確実に施工しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-77	<p><b>3-10-9 地中連続壁工（壁式）</b> 9. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p><b>3-10-9 地中連続壁工（壁式）</b> 9. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、<b>適切な処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-77	<p><b>3-10-10 地中連続壁工（柱列式）</b> 3. オーバーラップ配置の場合に、<b>受注者</b>は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p>	<p><b>3-10-10 地中連続壁工（柱列式）</b> 3. オーバーラップ配置の場合に、<b>受注者</b>は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-78	<p>8. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、<b>適切に処置</b>を行わなければならない。</p>	表現の変更
共-3-78	<p><b>3-10-11 仮水路工</b> 6. <b>受注者</b>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で<b>充てん</b>しなければならない。</p>	<p><b>3-10-11 仮水路工</b> 6. <b>受注者</b>は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で<b>充填</b>しなければならない。</p>	表現の変更
共-3-79	<p><b>3-10-16 トンネル仮設備工</b> 10. <b>受注者</b>は、換気の実施等の効果を<b>確認</b>するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m<sup>3</sup>以下とし、<b>中断面のトンネル等のうち3mg/m<sup>3</sup>を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする</b>。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>3-10-16 トンネル仮設備工</b> 10. <b>受注者</b>は、換気の実施等の効果を<b>確認</b>するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）目標レベルは3mg/m<sup>3</sup>以下とし、<b>掘削断面積が小さいため、3mg/m<sup>3</sup>を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと</b>。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。</p>	適用すべき諸基準との適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-3-80	<p>3-10-18 汚濁防止工</p> <p>2. <b>受注者</b>は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、<b>工事着手前</b>に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	<p>3-10-18 汚濁防止工</p> <p>2. <b>受注者</b>は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、<b>設計図書</b>に明示がない場合には、<b>施工前</b>に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。</p>	表現の変更
共-3-81	<p>3-10-20 除雪工</p> <p><b>受注者</b>は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には<b>受注者</b>の責任において元に戻さなければならない。</p>	<p>3-10-20 除雪工</p> <p><b>受注者</b>は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には<b>受注者</b>の責任において元に戻さなければならない。</p>	なお書き以降改行
共-3-81	<p>3-11-2 軽量盛土工</p> <p>1. <b>受注者</b>は、軽量盛土工を行う場合の材料については、<b>設計図書</b>によるものとする。</p>	<p>3-11-2 軽量盛土工</p> <p>1. <b>受注者</b>は、軽量盛土工を行う場合の材料については、<b>設計図書</b>によるものとする。</p>	
	<p>2. <b>受注者</b>は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を<b>行なう</b>にあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。又、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	<p>2. <b>受注者</b>は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を<b>行う</b>にあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。</p>	表現の変更
共-4-1	<p>4章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><del>日本道路協会 道路土工-施工指針 (昭和61年11月)</del></p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (昭和61年11月)</p> <p><del>日本道路協会 道路土工-土質調査指針 (昭和61年11月)</del></p>	<p>4章 土 工</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p><del>日本道路協会 道路土工-施工指針 (昭和61年11月)</del></p> <p>日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 (平成24年 8月)</p> <p><del>日本道路協会 道路土工-土質調査指針 (昭和61年11月)</del></p>	<p>表現の変更</p> <p>削除</p> <p>削除</p>
共-4-1	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、<b>監督職員の確認</b>を受けなければならない。</p> <p>また、<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により<b>監督職員の指示</b>を受けなければならない。</p>	<p>4-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類は、表4-1によるものとする。</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、<b>監督職員の確認</b>を受けなければならない。</p> <p>また、<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により<b>監督職員の指示</b>を受けなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	なお、 <b>確認</b> のための資料を整備、保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> しなければならない。	なお、 <b>確認</b> のための資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> しなければならない。	表現の変更
共-4-5 共-4-6	<p><b>4-3-4 盛土補強工</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により<b>設計図書</b>に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>4-3-4 盛土補強工</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により<b>設計図書</b>に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>
共-4-6	<p><b>4-3-5 法面整形工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>4-3-5 法面整形工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、掘削（切土）部法面整形の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-4-7	<p><b>4-4-4 法面整形工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に<b>行うように</b>しなければならない。</p>	<p><b>4-4-4 法面整形工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に<b>行なわれるように</b>しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-7	<p><b>4-4-5 堤防天端工</b></p> <p><b>受注者</b>は、堤防天端に砕石材を平坦に<b>敷均</b>さなければならない。</p>	<p><b>4-4-5 堤防天端工</b></p> <p><b>受注者</b>は、堤防天端に砕石材を平坦に<b>敷き均</b>さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-4-8	<p><b>4-5-1 一般事項</b></p>	<p><b>4-5-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。</p> <p>なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成24年3月）及び「道路土工 盛土工指針4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。</p>	<p>適用すべき諸基準との適合</p>
	<p>3. <b>受注者</b>は、伐開除根作業範囲が<b>設計図書</b>に示されない場合には、表4-3に従い施工しなければならない。</p>	<p>4. <b>受注者</b>は、伐開除根作業範囲が<b>設計図書</b>に示されない場合には、表4-3に従い施工しなければならない。</p>	

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-4-8	<p>4-5-3 路体盛土工</p> <p>2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、<b>設計図書によるものとする。</b></p>	<p>4-5-3 路体盛土工</p> <p>2. 受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、<b>設計図書によらなければならない。</b></p>	表現の変更
	<p>5. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充てんしなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければならない。止むを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。</p>	表現の変更
共-4-8 共-4-9	<p>4-5-4 路床盛土工</p> <p>5. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。</p>	<p>4-5-4 路床盛土工</p> <p>5. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1：5以上、土砂の場合1：10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。</p>	表現の変更
共-5-1	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、<b>土木学会</b> コンクリート標準示方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>第5章 無筋・鉄筋コンクリート</p> <p>第1節 適用</p> <p>3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めがない事項については、「<b>コンクリート標準示方書（施工編）</b>」（<b>土木学会 平成25年3月</b>）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。これ以外による場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
	<p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）および「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空飛行上部建設課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を<b>確認</b>しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日）<b>及び</b>「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空飛行上部建設課長通達、平成14年7月31日）遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を<b>確認</b>しなければならない。</p>	表現の変更
共-5-1	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<b>下記の基準類</b>による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p>	<p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>1. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、<b>以下の基準類</b>による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行
	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成20年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】（平成25年3月）	改定による修正

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成20年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】（平成25年3月）	改定による修正
	土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成20年8月） （社）日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書（平成17年4月）	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月） 土木学会 鉄筋定着・継手指針（平成19年8月） 公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成21年9月）	追加 誤謬 改定による修正
	2. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	2. 受注者は、コンクリートの使用にあたって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。	
	（2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。	（2）プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、シース内のグラウト及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量（Cl <sup>-</sup> ）は0.30kg/m <sup>3</sup> 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。	表現の変更
共-5-2	<b>5-3-1 一般事項</b> 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を適用する。	<b>5-3-1 一般事項</b> 本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を適用する。	なお書き以降改行
共-5-2	<b>5-3-2 工場の選定</b> 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、 <b>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</b> これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。	<b>5-3-2 工場の選定</b> 1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、JISマーク表示認証工場で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、 <del>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</del> これ以外の場合、本条3、4項の規定によるものとする。	工場の選定に関する条項であるため、製品に関する部分を削除
共-5-3	<b>5-4-1 一般事項</b> 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。	<b>5-4-1 一般事項</b> 本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に規定していない製造に関する事項は、「JIS A 5308レディーミクストコンクリート」を準用するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-4	<p><b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</b></p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 なお、<b>受注者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備<b>および</b>保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1) 計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」又は<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p><b>5-5-4 材料の計量及び練混ぜ</b></p> <p>1. 計量装置</p> <p>(1) 各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものとする。 なお、<b>受注者</b>は、施工に先立ち各材料の計量方法及び計量装置について、<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。なお、点検結果の資料を整備<b>及び</b>保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>の請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p> <p>2. 材料の計量</p> <p>(1) <b>受注者は</b>、計量<b>については</b>現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、「JIS A 1111細骨材の表面水率試験方法」若しくは「JIS A 1125骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法」<b>または監督職員</b>の<b>承諾</b>を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>
共-5-5	<p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-2計量の許容誤差」の値以下とする。なお、<b>受注者</b>は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) 材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>(6) <b>受注者</b>は、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>(4) 連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。 その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表5-2計量の許容誤差」の値以下とする。 なお、<b>受注者</b>は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。</p> <p>(5) <b>受注者は</b>、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。</p> <p>(6) <b>受注者は</b>、各材料を、一練り分ずつ重量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。 なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-6	3. 練混ぜ (1) <b>受注者</b> は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式又は強制練りバッチミキサ <b>及び</b> 連続ミキサを使用するものとする。	3. 練混ぜ (1) <b>受注者</b> は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサ <b>または</b> 連続ミキサを使用するものとする。	表現の変更
	(3) <b>受注者</b> は、「JIS A 8603 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603 (コンクリートミキサー第2部：練り混ぜ性能試験方法)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、 <b>受注者</b> は設計図書に関して <b>監督職員</b> と <b>協議するものとする</b> 。	(3) <b>受注者</b> は、「JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練り混ぜ性能試験方法)」に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、 <b>受注者</b> は設計図書に関して <b>監督職員</b> と <b>協議しなければならない</b> 。	表現の変更
	(5) 練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。	(5) <b>受注者</b> は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、 <b>練混ぜ</b> を行わなければならない。	表現の変更
	(9) <b>受注者</b> は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	(9) <b>受注者</b> は、連続ミキサを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサ部の容積以上とする。	なお書き以降改行
共-5-6	5-6-2 準備 3. <b>受注者</b> は、コンクリートの打込み前に型 <b>わく</b> 、鉄筋等が <b>設計図書</b> に従って配置されていることを確かめなければならない。	5-6-2 準備 3. <b>受注者</b> は、コンクリートの打込み前に型 <b>枠</b> 、鉄筋等が <b>設計図書</b> に従って配置されていることを確かめなければならない。	表現の変更
共-5-7	5-6-4 打設 1. <b>受注者</b> は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。	5-6-4 打設 1. <b>受注者</b> は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、 <b>かつコンクリートの運搬時間(練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない</b> 。これ以外で施工する可能性がある場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、 <b>コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中</b> 、コンクリートを日光、風雨等 <b>から</b> 保護しなければならない。	なお書き以降改行 適用すべき諸基準への適合

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-7	5. <b>受注者</b> はコンクリートポンプを用いる場合は、 <b>土木学会コンクリートのポンプ施工指針</b> （案）5章圧送の規定による。これにより難しい場合は <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。また、 <b>受注者</b> はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	5. <b>受注者</b> はコンクリートポンプを用いる場合は、「 <b>コンクリートのポンプ施工指針</b> （案）5章圧送」（ <b>土木学会 平成24年6月</b> ）の規定による。これにより難しい場合は <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。また、 <b>受注者</b> はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。また、圧送作業は、国家資格を有する者またはこれと同等以上の技能を有する者を選定するのが望ましい。	表現の変更
	6. <b>受注者</b> は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	6. <b>受注者</b> は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバップルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。なお、配置にあたっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。	なお書き以降改行
	8. <b>受注者</b> は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、材料分離を生じさせないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	8. <b>受注者</b> は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、材料分離を生じさせないようにしなければならない。なお、これにより難しい場合は、事前に <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	なお書き以降改行
	11. <b>受注者</b> は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	11. <b>受注者</b> は、コンクリートの表面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。	表現の変更
共-5-8	16. <b>受注者</b> は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり <b>取除</b> かなければならない。	16. <b>受注者</b> は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり <b>取り除</b> かなければならない。	表現の変更
共-5-8	<b>5-6-5 締固め</b>	<b>5-6-5 締固め</b>	
	1. <b>受注者</b> は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	1. <b>受注者</b> は、コンクリートの締固めに際し、パイプレーターを用いなければならない。なお、薄い壁等パイプレーターの使用が困難な場所には、型枠振動機を使用しなければならない。	なお書き以降改行
共-5-8	<b>5-6-6 沈下ひびわれに対する処置</b> 1. <b>受注者</b> は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、 <b>沈下、ひび割れ</b> を防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	<b>5-6-6 沈下ひび割れに対する処置</b> 1. <b>受注者</b> は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、 <b>沈下ひび割れ</b> を防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	2. 受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、直ちにタンピングを行い、これを処理しなければならない。	2. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。	適用すべき諸基準との適合
共-5-8 共-5-9	5-6-7 打継目 8. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。 9. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度および機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。	5-6-7 打継目 8. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。 9. 受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度及び機能を害さないように、その構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。	表現の変更  表現の変更
共-5-9 共-5-10	5-6-9 養生 表5-3 コンクリートの養生期間 4. 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。	5-6-9 養生 表5-3 コンクリートの標準養生期間 4. 受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。なお、膜養生を行う場合には、監督職員と協議しなければならない。	注釈の修正 なお書き以降改行
共-5-10	5-7-3 加工 2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	5-7-3 加工 2. 受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工するときには、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	なお書き以降改行
共-5-11	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）第13章鉄筋に関する構造細目」（土木学会 平成25年3月）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>5. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示されていない鋼材（組立用鉄筋など）を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p>	<p>5. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に示されていない鋼材等（組立用鉄筋や金網、配管など）を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-11	<p>5-7-4 組立て</p> <p>2. <b>受注者</b>は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。<b>受注者</b>は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、<b>設計図書</b>に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>5-7-4 組立て</p> <p>2. <b>受注者</b>は、図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。なお、必要に応じて図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。<b>受注者</b>は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、またはクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、<b>設計図書</b>に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
	<p>3. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、<b>受注者</b>は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に<b>監督職員</b>と協議しなければならない。</p>	<p>3. <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1㎡あたり2個以上、構造物の底面については、1㎡あたり4個以上設置し、<b>個数については、鉄筋加工組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。</b>鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、<b>受注者</b>は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に<b>監督職員</b>と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
共-5-12	<p>5-7-5 継手</p> <p>2. <b>受注者</b>は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、<b>設計図書</b>に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p>	<p>5-7-5 継手</p> <p>2. <b>受注者</b>は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、<b>設計図書</b>に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。</p> <p>なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。</p>	<p>追加</p>

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	4. <b>受注者</b> は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備 <b>および</b> 保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求が合った場合は速やかに <b>提示</b> しなければならない。	4. <b>受注者</b> は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手または機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求が合った場合は速やかに <b>提示</b> しなければならない。	表現の変更
共-5-12	<b>5-7-6 ガス圧接</b> 1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	<b>5-7-6 ガス圧接</b> 1. 圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	
共-5-13	なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、 <b>監督職員の承諾を得るものとする。</b> 3. <b>受注者</b> は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。 5. 突合させた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は <b>以下</b> のとおりとする。 <b>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下</b> <b>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下</b> 但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は <b>2mm以下</b> とする。	なお、 <b>受注者</b> は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、 <b>監督職員の承諾を得なければならない。</b> 3. <b>受注者</b> は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は <b>手動ガス</b> 圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。 5. 突合させた圧接面は、なるべく平面とし、周辺のすき間は <b>2mm以下</b> とおとりとする。 <del>(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合：すき間3mm以下</del> <del>(2) SD490の鉄筋を圧接する場合：すき間2mm以下</del> 但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、 <del>すき間は2mm以下とする。</del>	表現の変更 適用すべき諸基準との適合
			削除
			削除
共-5-13	<b>5-8-3 組立て</b> 1. <b>受注者</b> は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>受注者</b> は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。	<b>5-8-3 組立て</b> 1. <b>受注者</b> は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>型枠取り外し後はコンクリート表面</b> にこれらの締付け材を残しておいてはならない。	表現の変更
共-5-14	<b>5-9-1 一般事項</b> 1. 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。	<b>5-9-1 一般事項</b> 1. 本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-14	<p><b>5-9-2 施工</b> 1. <b>受注者</b>は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。なお、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を<b>確認</b>し、その使用方法添加量等について<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	<p><b>5-9-2 施工</b> 1. <b>受注者</b>は、暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合する遅延形のものを使用<b>することが望ましい</b>。なお、<b>受注者</b>は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を<b>確認</b>し、その使用方法添加量等について<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	なお書き以降改行
共-5-15	<p><b>5-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。</p>	<p><b>5-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-17	<p><b>5-12-1 一般事項</b> 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	<p><b>5-12-1 一般事項</b> 本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-17	<p><b>5-12-2 施工</b> 2. <b>受注者</b>は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう<b>な工夫</b>をしなければならない。 3. <b>受注者</b>は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 5. <b>受注者</b>は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、<b>設計図書</b>に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p>	<p><b>5-12-2 施工</b> 2. <b>受注者</b>は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないよう<b>に</b>しなければならない。 3. <b>受注者</b>は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。 5. <b>受注者</b>は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。なお、<b>設計図書</b>に特別の処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-18	7. コンクリートは、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について、 <b>監督職員と協議のうえ施工</b> しなければならない。	7. <b>受注者は</b> 、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー又はコンクリートポンプを使用して <b>コンクリート</b> を打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について、 <b>監督職員と協議のうえ施工</b> しなければならない。	表現の変更
	9. トレミー打設 （1）トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。	9. トレミー打設 （1） <b>受注者は</b> 、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中に <b>トレミー</b> を水平移動してはならない。	表現の変更
共-5-18	<b>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</b> 3. <b>受注者</b> は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にさらわれないよう保護しなければならない。	<b>5-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</b> 3. <b>受注者</b> は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材令5日以上、高炉セメント、フライアッシュセメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にさらわれないよう保護しなければならない。	表現の変更
共-5-18	<b>5-13-1 一般事項</b> 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	<b>5-13-1 一般事項</b> 本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	なお書き以降改行
共-5-19	<b>5-13-3 コンクリートの製造</b> 4. 練混ぜ （3） <b>受注者</b> は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に <b>次の</b> 項目を検討し <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	<b>5-13-3 コンクリートの製造</b> 4. 練混ぜ （3） <b>受注者</b> は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に <b>以下の</b> 項目を検討し <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	なお書き以降改行 表現の変更
共-5-20	<b>5-14-1 一般事項</b> 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	<b>5-14-1 一般事項</b> 本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定によるものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
共-5-21	<p><b>5-14-2 施工機器</b> 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。</p>	<p><b>5-14-2 施工機器</b> 3. 注入管 受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。</p>	なお書き以降改行
共-5-21	<p><b>5-14-3 施工</b> 4. 注入管の配置 (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	<p><b>5-14-3 施工</b> 4. 注入管の配置 (1) 受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	なお書き以降改行
共-5-22	<p>6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	<p>6. 注入 (2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、<b>設計図書又は施工計画にないところに</b>打継目を設ける場合には、<b>事前に打継目処置方法に関して監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	なお書き以降改行 表現の変更
共-5-22	<p><b>5-15-1 一般事項</b> 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p><b>5-15-1 一般事項</b> 本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。なお、本節に定めのない事項は、第1編第5章12節水中コンクリートの規定によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-23	<p><b>5-16-1 適用工種</b> 塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策及び水セメント比は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。なお、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策の適用工種としては、おおむね下記によるものとする。</p>	<p><b>5-16-1 適用工種</b> 塩化物総量規制は、鉄筋構造物を対象とし、アルカリ骨材反応抑制対策及び水セメント比は鉄筋、無筋に関係なく行うものとする。なお、塩化物総量規制及びアルカリ骨材反応抑制対策の適用工種としては、おおむね下記によるものとする。</p>	なお書き以降改行
共-5-24	<p><b>5-16-5 アルカリ骨材反応対策</b> 1. 5-16-1適用工種に示す構造物はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の内のいずれか1つについて<b>確認</b>をとらなければならない。 なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合はその都度対策を講じなければならない。</p>	<p><b>5-16-5 アルカリ骨材反応対策</b> 1. 5-16-1適用工種に示す構造物はアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の内のいずれか1つについて<b>確認</b>をとらなければならない。 なお、土木構造物については(1)、(2)を優先する。また、使用骨材が変わる場合はその都度対策を講じなければならない。</p>	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 改定箇所一覧表  
第1編 共通編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 ①アルカリ量の表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。なお、アルカリ総量の計算は、試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na<sub>2</sub>O換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値kg/m<sup>3</sup>) + 0.53 × (骨材中のNaCl%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m<sup>3</sup>) + 混和材中のアルカリ量kg/m<sup>3</sup>によるものとする。</p>	<p>(1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 ①アルカリ量の表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m<sup>3</sup>に含まれるアルカリ総量をNa<sub>2</sub>O換算で3.0kg以下にする。 なお、アルカリ総量の計算は、試験成績表に示されたセメントの全アルカリ量の最大値のうち直近6ヶ月の最大の値(Na<sub>2</sub>O換算値%) / 100 × 単位セメント量(配合表に示された値kg/m<sup>3</sup>) + 0.53 × (骨材中のNaCl%) / 100 × (当該単位骨材量kg/m<sup>3</sup>) + 混和材中のアルカリ量kg/m<sup>3</sup>によるものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
共-5-27	<p><b>5-16-7 銘板工の設置</b> コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、<b>受注者</b>は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。なお、重要構造物とは下記に示すもののほか<b>監督職員が指示</b>する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。</p>	<p><b>5-16-7 銘板工の設置</b> コンクリート構造物の維持管理補修の効率化を図るため、<b>受注者</b>は、当該工事関係者、構造物の諸元を表示した銘板を重要構造物に設置する。 なお、重要構造物とは下記に示すもののほか<b>監督職員が指示</b>する構造物とする。また、銘板工の施工については、第6編第5章5-8-8銘板工の規程によるものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-1-1	<p>第1章 築堤・護岸</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第1章 築堤・護岸</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合または、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行
河-1-1	<p>1-3-1 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>1-3-1 一般事項 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
河-1-1	<p>1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
河-1-2	<p>1-4-1 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>1-4-1 一般事項 本節は、矢板護岸工として作業土工（床掘り・埋戻し）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
河-1-2	<p>1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
河-1-2	<p>1-5-1 一般事項 5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p>	<p>1-5-1 一般事項 5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。</p>	表現の変更
河-1-2	<p>1-5-2 材料 (1) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。</p>	<p>1-5-2 材料 (1) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。</p>	
河-1-3	<p>1) 材の材質は、4)の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。</p>	<p>1) 止水材の材質は、4)の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。</p>	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																												
河-1-3	<p style="text-align: center;">表 1-1 純ポリ塩化ビニール：(厚さ 1mm、色：透明) の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m<sup>2</sup></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>11.8 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p> <p style="text-align: center;">表 1-2 エチレン酢酸ビニール：(厚さ 1mm、色：透明) の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td>kgf/m<sup>2</sup></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>15.6 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25 以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8 以上	JIS K 6773	伸び		%	290 以上	JIS K 6773	※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0 以下	JIS K 6773	硬 さ		kgf/m <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6 以上	JIS K 6773	伸び		%	400 以上	JIS K 6773	※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	<p style="text-align: center;">表 1-1 純ポリ塩化<b>ビニル</b>：(厚さ 1mm、色：透明) の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.25 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td><b>kgf/m<sup>2</sup></b></td> <td>80±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>11.8 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>290 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p> <p style="text-align: center;">表 1-2 エチレン酢酸<b>ビニル</b>：(厚さ 1mm、色：透明) の品質規格</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>内 容</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>比 重</td> <td></td> <td></td> <td>1.0 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>硬 さ</td> <td></td> <td><b>kgf/m<sup>2</sup></b></td> <td>93±5</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td></td> <td>N/mm<sup>2</sup></td> <td>15.6 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td></td> <td>%</td> <td>400 以上</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>※老化性</td> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">※耐薬品性</td> <td rowspan="3">アルカリ</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±15</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±3</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食塩水</td> <td>引張強さ変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>伸び 変化率</td> <td>%</td> <td>±7</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>質量 変化率</td> <td>%</td> <td>±1</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>柔軟性</td> <td></td> <td>℃</td> <td>-30 以下</td> <td>JIS K 6773</td> </tr> <tr> <td>引裂強さ</td> <td></td> <td>N/m (kgf/cm)</td> <td>58800 以上 (60 以上)</td> <td>JIS K 6252</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的試験機関のみの試験項目</p>	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.25 以下	JIS K 6773	硬 さ		<b>kgf/m<sup>2</sup></b>	80±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8 以上	JIS K 6773	伸び		%	290 以上	JIS K 6773	※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法	比 重			1.0 以下	JIS K 6773	硬 さ		<b>kgf/m<sup>2</sup></b>	93±5	JIS K 6773	引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6 以上	JIS K 6773	伸び		%	400 以上	JIS K 6773	※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773	※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773	質量 変化率	%	±3	JIS K 6773	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773	伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773	柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773	引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252	表現の変更
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																																																																																																											
比 重			1.25 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
硬 さ		kgf/m <sup>2</sup>	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
伸び		%	290 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																																																																																																																																											
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																																																																																																											
比 重			1.0 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
硬 さ		kgf/m <sup>2</sup>	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
伸び		%	400 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																																																																																																																																											
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																																																																																																											
比 重			1.25 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
硬 さ		<b>kgf/m<sup>2</sup></b>	80±5	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	11.8 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
伸び		%	290 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																																																																																																																																											
試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法																																																																																																																																																																																																																																																																											
比 重			1.0 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
硬 さ		<b>kgf/m<sup>2</sup></b>	93±5	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引張強さ		N/mm <sup>2</sup>	15.6 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
伸び		%	400 以上	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※老化性	質量 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
※耐薬品性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
	食塩水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																										
柔軟性		℃	-30 以下	JIS K 6773																																																																																																																																																																																																																																																																											
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252																																																																																																																																																																																																																																																																											
河-1-4	<p>(3) 品質管理</p> <p>2) <b>受注者</b>は、止水材及び<b>補強材</b>の各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質を証明する資料を<b>提出</b>するものとする。</p> <p>① 製品には、止水材、<b>補強材</b>の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)</p>	<p>(3) 品質管理</p> <p>2) <b>受注者</b>は、止水材及び<b>被覆材</b>の各々の製品に対しては、<b>以下</b>の要件を整えた品質を証明する資料を<b>提出</b>するものとする。</p> <p>① 製品には、止水材<b>及び被覆材</b>の各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																																																																																																																																																																																																																																																																												

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-1-5 河-1-9	<b>1-5-9 多自然型護岸工</b> 6. 吸い出し防止シートについては以下のとおりとする。 2) 品質管理方法 ロ) 納入される製品は、 <b>下記</b> の品質試験により管理されているものとする。	<b>1-5-9 多自然型護岸工</b> 6. 吸い出し防止シートについては以下のとおりとする。 2) 品質管理方法 ロ) 納入される製品は、 <b>以下</b> の品質試験により管理されているものとする。	表現の変更
河-1-11	<b>1-6-1 一般事項</b> 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-6-1 一般事項</b> 本節は、擁壁護岸工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-1-11	<b>1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-1-11	<b>1-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、根固め工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-1-11	<b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-1-11 河-1-12	<b>1-7-3 根固めブロック工</b> 6. コンクリート打設後の施工については、第1編5-9-3養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	<b>1-7-3 根固めブロック工</b> 6. コンクリート打設後の施工については、第1編5-9-3養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	なお書き以降改行
河-1-12	<b>1-7-5 沈床工</b> 10. <b>受注者</b> は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう <b>充てん</b> しなければならない。	<b>1-7-5 沈床工</b> 10. <b>受注者</b> は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう <b>充填</b> てんしなければならない。	表現の変更
河-1-13	<b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	<b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、水制工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
河-1-13	<b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-1-14	<b>1-9-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水榦工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-9-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水榦工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-1-14	1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
河-1-14 河-1-15	1-9-9 側溝工 10. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1-9-9 側溝工 10. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤謬
河-1-15	11. 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	11. 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	表現の変更
河-1-16	1-11-1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1-11-1 一般事項 本節は、光ケーブル配管工として作業土工(床掘り・埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-1-16	1-11-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	1-11-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
河-2-1	2-2-1 一般事項 3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	2-2-1 一般事項 3. 受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	表現の変更
	4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、すみやかに取り除かななければならない。	4. 受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、すみやかに取り除かななければならない。	表現の変更
河-2-1	2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船) 1. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	2-2-2 浚渫船運転工(民船・官船) 1. 受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工において、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	表現の変更
	2. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	2. 受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	表現の変更
	3. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	3. 受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	表現の変更
	4. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	4. 受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-2-2	5. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。	5. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設に <b>おいては</b> 、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。	表現の変更
	6. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の浚渫箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。	6. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の浚渫箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。	表現の変更
	7. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。	7. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。	表現の変更
	8. <b>受注者</b> は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤及び堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	8. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の排泥において <b>は</b> 、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤及び堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	表現の変更
	9. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の浚渫数量の <b>確認</b> については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の <b>確認</b> ができない場合には、排土箇所の実測結果により <b>確認するものとする</b> 。この場合、浚渫土砂の沈下が <b>確認</b> された場合には、この沈下量を含むものとする。	9. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の浚渫数量の <b>確認</b> については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の <b>確認</b> ができない場合には、排土箇所の実測結果により <b>確認</b> しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が <b>確認</b> された場合には、この沈下量を含むものとする。	表現の変更
	10. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の施工において、 <b>設計図書</b> に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	10. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の施工において、 <b>設計図書</b> に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	表現の変更
	11. <b>受注者</b> は、 <b>ポンプ浚渫</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	11. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（ポンプ浚渫船）</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	表現の変更
河-2-2	<b>2-2-4 排土工</b> 1. <b>受注者</b> は、排土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 3. <b>受注者</b> は、排送管の保守にあたり、排送管からの漏水により、堤体に悪影響を与えないよう、または付近が汚染されないようにしなければならない。	<b>2-2-4 配土工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>配土工</b> にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。 3. <b>受注者</b> は、排送管からの漏水により、堤体 <b>への悪影響及び付近への汚染が生じないように</b> しなければならない。	誤謬 表現の変更
河-2-2	<b>2-3-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	<b>2-3-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	表現の変更
	4. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>監督職員</b> に <b>通報</b> するとともに、すみやかに取り除かななければならない。	4. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び監督職員に連絡</b> するとともに、すみやかに取り除かななければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-2-3	<b>2-3-2 浚渫船運転工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工については、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに <b>監督職員</b> に報告し、すみやかに <b>監督職員</b> と <b>設計図書</b> に関して <b>協議</b> しなければならない。	<b>2-3-2 浚渫船運転工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工において、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに <b>監督職員</b> に報告し、すみやかに <b>監督職員</b> と <b>設計図書</b> に関して <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更
	2. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに <b>監督職員</b> と <b>設計図書</b> に関して <b>協議</b> しなければならない。	2. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに <b>監督職員</b> と <b>設計図書</b> に関して <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更
	3. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	3. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変動に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	表現の変更
	4. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、 <b>監督職員</b> が作業位置の <b>確認</b> を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	4. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、 <b>監督職員</b> が作業位置の <b>確認</b> を求めた場合は、平面図にその位置を示さなければならない。	表現の変更
	5. <b>受注者</b> は、浚渫船の固定において、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。	5. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）の施工</b> に <b>する</b> 浚渫船の固定においては、堤防、護岸、水制等に損傷を与えないようにしなければならない。	表現の変更
	6. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の浚渫施工箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。	6. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の浚渫施工箇所における仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、出水時に影響のないように埋戻さなければならない。	表現の変更
	7. <b>受注者</b> は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤及び堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	7. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤及び堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	表現の変更
	8. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の浚渫数量の <b>確認</b> については、浚渫後の施工断面による跡坪測定の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の <b>確認</b> ができない場合には、排土箇所の実測結果により <b>確認</b> するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が <b>確認</b> された場合には、この沈下量を含むものとする。	8. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の浚渫数量の <b>確認</b> については、浚渫後の施工断面による跡坪測定の結果に <b>よらなければならない</b> 。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の <b>確認</b> ができない場合には、排土箇所の実測結果により <b>確認</b> しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が <b>確認</b> された場合には、この沈下量を含むものとする。	表現の変更
	9. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工において、 <b>設計図書</b> に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	9. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工において、 <b>設計図書</b> に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	表現の変更
	10. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	10. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済部分を除き、再施工しなければならない。	表現の変更
河-2-3	<b>2-3-4 排土工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>排土</b> にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。	<b>2-3-4 配土工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>配土工</b> にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。	誤謬 表現の変更
河-2-4	<b>2-4-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>工事着手前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	<b>2-4-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 <b>施工前</b> に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
	4. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>監督職員</b> に <b>通報</b> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	4. <b>受注者</b> は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに <b>関係機関に通報及び監督職員に連絡</b> するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	表現の変更
河-3-1	<p>第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成10年6月）</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成19年3月）</p>	<p>第3章 樋門・樋管</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>国土交通省 仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月<b>一部改正</b>）</p> <p>国土交通省 機械工事共通仕様書（案）（平成<b>24</b>年3月）</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p>
河-3-1	<p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、堤防に設ける仮締切は、<b>設計図書</b>に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。</p>	<p><b>3-3-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、堤防に設ける仮締切は、<b>設計図書</b>に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
河-3-2	6. <b>受注者</b> は、樋門・樋管の止水板については、塩化 <b>ビニール</b> 製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。	6. <b>受注者</b> は、樋門・樋管の止水板については、塩化 <b>ビニール</b> 製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。	表現の変更
河-3-2	<p><b>3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
河-3-2	<p><b>3-3-6 函渠工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、ヒューム管の施工にあたり<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>（3）<b>受注者</b>は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを<b>充てん</b>し、空隙<b>あるいは</b>漏水が生じないように施工しなければならない。</p>	<p><b>3-3-6 函渠工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、ヒューム管の施工にあたり<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>（3）<b>受注者</b>は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを<b>充填</b>し、空隙<b>及び</b>漏水が生じないように施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-3-3	<p>5. <b>受注者</b>は、コルゲートパイプの布設にあたり<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>（1）布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。</p>	<p>5. <b>受注者</b>は、コルゲートパイプの布設にあたり<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>（1）布設するコルゲートパイプの基床<b>及び裏込め土</b>は、砂質土または砂とし、<b>受注者</b>は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、<b>十分な締め固め</b>を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-3-4	(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	なお書き以降改行
	(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	(3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあって、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	誤謬
	6. 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。	6. 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について以下の事項によらなければならない。	表現の変更
	7. 受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。	7. 受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。	表現の変更
	(6) 受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。	(6) 受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。	表現の変更
	③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	③ 塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。	表現の変更
	⑤ 鋼材表面が湿気を帯びているとき。	⑤ 降雨等で表面が濡れているとき。	表現の変更
	⑥ その他、監督職員が不適当と認めたととき。	⑥ 風が強いとき及び塵埃が多いとき。	追記
8. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。	8. 受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について以下の事項によらなければならない。	⑥追記による番号のずれ 表現の変更	
河-3-5	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、護床工として作業土工（床掘り・埋戻し）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-3-5	<b>3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
河-3-5	<b>3-5-1 一般事項</b> 本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-5-1 一般事項</b> 本節は、水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-3-5	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
河-3-6	<b>3-6-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-6-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-3-6	<b>3-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-6-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工 ( <b>床掘り・埋戻し</b> ) の規定によるものとする。	表現の変更
河-3-6	<b>3-6-4 境界工</b> 4. <b>受注者</b> は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充 <b>てん</b> しなければならない。	<b>3-6-4 境界工</b> 4. <b>受注者</b> は、境界ブロックの施工においては、据付け前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充 <b>填</b> しなければならない。	表現の変更
河-4-1	<b>第4章 水 門</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	<b>第4章 水 門</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) ( <b>同解説</b> ) (平成21年6月)	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準 (案) ( <b>基準解説編・マニュアル編</b> ) (平成23年7月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 III コンクリート橋編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)	改定による修正
河-4-1	<b>4-3-2 材 料</b> 1. <b>受注者</b> は、鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり、鋼材にJ I Sマーク表示のないもの (J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む) については、 <b>下記によるものとする。</b>	<b>4-3-2 材 料</b> 1. <b>受注者</b> は、 <del>鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり、鋼材にJ I Sマーク表示のないもの (J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む) については、</del> <b>以下のとおり確認しなければならない。</b>	表現の変更
河-4-2	①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	なお書き以降改行
	②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお機械試験の対象とする材料の選定については <b>監督職員と協議</b> するものとする。	②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要																				
河-4-2	<p style="text-align: center;">表4-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	<p style="text-align: center;">表4-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	適用すべき諸基準との整合
使用区分																							
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
使用区分																							
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																						
河-4-3	<p><b>受注者</b>は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素継溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 水門塗装の材料については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>工事着手前</b>に色見本により、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>受注者</b>は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素継溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 水門塗装の材料については、<b>以下</b>の規定によるものとする。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>施工前</b>に色見本により、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更																				
河-4-3	<p>4-3-4 鋼製伸縮継手製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。</p>	<p>4-3-4 鋼製伸縮継手製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。</p>	なお書き以降改行																				
河-4-5	<p>4-4-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>4-4-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、水門本体工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、矢板工（遮水矢板）、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更																				
河-4-5	<p>4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り、埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更																				

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-5 河-4-6	<b>4-4-7 床版工</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	<b>4-4-7 床版工</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	なお書き以降改行
河-4-7	<b>4-5-1 一般事項</b> 本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>4-5-1 一般事項</b> 本節は、護床工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-4-7	<b>4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-4-7	<b>4-6-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>4-6-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-4-7	<b>4-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>4-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-4-8	<b>4-7-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	<b>4-7-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。 なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	なお書き以降改行
河-4-8	<b>4-7-2 材料</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>次</b> の各項目について調査し、材料の品質・性能を <b>確認</b> しなければならない。 4. <b>受注者</b> は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に <b>監督職員</b> に <b>提出</b> しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、 <b>その試験成績表を監督職員が承諾した場合</b> には、 <b>受注者は、試料及び試験結果の提出</b> を省略する事ができる <b>ものとする</b> 。	<b>4-7-2 材料</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>以下</b> の各項目について調査し、材料の品質・性能を <b>確認</b> しなければならない。 4. <b>受注者</b> は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前に <b>監督職員へ提出</b> しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、 <b>監督職員の承諾を得て</b> 、試験結果の <b>提出</b> を省略する事ができる。	表現の変更 表現の変更
河-4-9	(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、 <b>承諾</b> を得た瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	(2) プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料 なお、 <b>品質の証明を監督職員に承諾された</b> 瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	なお書き以降改行 表現の変更
河-4-9	<b>4-7-3 地組工</b> 1. 地組部材の仮置きについては、 <b>下記</b> の規定によるものとする。 (1) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように <b>防護するものとする</b> 。 (2) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <b>するものとする</b> 。 (3) 仮置き中に部材について、汚損 <b>および</b> 腐食を生じないように対策を <b>講じるものとする</b> 。	<b>4-7-3 地組工</b> 1. 地組部材の仮置きについては、 <b>以下</b> の規定によるものとする。 (1) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように <b>防護しなければならない</b> 。 (2) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <b>しなければならない</b> 。 (3) 仮置き中に部材について、汚損 <b>及び</b> 腐食を生じないように対策を <b>講じなければならない</b> 。	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
	(4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに <b>監督職員に報告</b> し、取り替えまたは補修等の処置を講 <b>じるものとする</b> 。	(4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに <b>監督職員に報告</b> し、取り替えまたは補修等の処置を講 <b>じなければならない</b> 。	表現の変更
	2. 地組立については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	2. 地組立については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <b>うものとする</b> 。	(1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに <b>監督職員に報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講 <b>じるものとする</b> 。	(2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに <b>監督職員に報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講 <b>じなければならない</b> 。	表現の変更
河-4-9	<b>4-7-4 架設工 (クレーン架設)</b> 2. 桁架設については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	<b>4-7-4 架設工 (クレーン架設)</b> 2. 桁架設については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行 <b>なうものとする</b> 。	(1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	(3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 <b>するものとする</b> 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 <b>するものとする</b> 。	(3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 <b>しなければならない</b> 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
河-4-10	<b>4-7-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)</b> 2. 桁架設については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	<b>4-7-6 架設工 (ケーブルエレクション架設)</b> 2. 桁架設については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
河-4-10	<b>4-7-7 架設工 (架設桁架設)</b> 3. 桁架設については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	<b>4-7-7 架設工 (架設桁架設)</b> 3. 桁架設については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するよう <b>にするものとする</b> 。	① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するよう <b>にしなければならない</b> 。	表現の変更
	② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤを <b>とるものとする</b> 。	② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤを <b>とらなければならない</b> 。	表現の変更
河-4-11	<b>4-7-10 支承工</b> <b>受注者</b> は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工 (日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>4-7-10 支承工</b> <b>受注者</b> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」 (日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
河-4-11	<b>4-7-11 現場継手工</b> 1. <b>受注者</b> は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	<b>4-7-11 現場継手工</b> 1. <b>受注者</b> は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。	
	また、接合される材片の接触面を <b>0.4以上</b> のすべり係数が得られるように、 <b>下記</b> に示す処置を施すものとする。	また、接合される材片の接触面を <b>表4-4</b> に示すすべり係数が得られるように、 <b>以下</b> に示す処置を施すものとする。	表現の変更
	(2) 接触面を塗装する場合は、表 <b>4-4</b> に示す条件に基づき、 <b>厚膜型無機ジンクリッチペイント</b> を使用するものとする。	(2) 接触面を塗装する場合は、表 <b>4-5</b> に示す条件に基づき、 <b>厚膜型無機ジンクリッチペイント</b> を使用するものとする。	表の追加による番号のずれ

頁	改定前	改定後	摘要																										
	<p>表4-4 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件</p> <table border="1" data-bbox="318 507 1034 683"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上	<p>表4-4 すべり係数</p> <table border="1" data-bbox="1140 320 1868 419"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>すべり係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 接触面を塗装しない場合</td> <td>0.40 以上</td> </tr> <tr> <td>b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合</td> <td>0.45 以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表4-5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</p> <table border="1" data-bbox="1146 483 1861 659"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50 μm 以上</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>100~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	すべり係数	a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上	b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm 以上	接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上	<p>適用すべき諸基準との整合</p> <p>適用すべき諸基準との整合</p>
項目	条件																												
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm																												
接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm																												
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																												
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上																												
項目	すべり係数																												
a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上																												
b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上																												
項目	条件																												
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm 以上																												
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm																												
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																												
亜鉛末の粒径 (50%平均粒径)	10 μm 程度以上																												
河-4-12	<p>3. ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。</p> <p>(2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。</p> <p>(3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。</p> <p>(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。</p>	<p>3. ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。</p> <p>(2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。</p> <p>(3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。</p> <p>(4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																										
	<p>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。</p> <p>4. 締付ボルト軸力については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合及び支圧接合のボルトを表4-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けるものとする。</p> <p>表4-5 設計ボルト軸内 (kN)</p> <p>(3) トルク法によって締め付けられる場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。</p>	<p>(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。</p> <p>4. 締付ボルト軸力については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(2) 摩擦接合及び支圧接合のボルトを表4-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。</p> <p>表4-6 設計ボルト軸内 (kN)</p> <p>(3) トルク法によって締め付けられる場合の締付ボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表の追加による番号のずれ</p> <p>表現の変更</p> <p>表の追加による番号のずれ</p> <p>表現の変更</p>																										

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-13	(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-6及び表4-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	(4) トルシア形高力ボルトの締付ボルト軸力試験は、締付以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表4-7及び表4-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	表現の変更 表の追加による番号のずれ
	表4-6 常温時(10℃~30℃)の締付けボルト軸力の平均値	表4-7 常温時(10℃~30℃)の締付けボルト軸力の平均値	表の追加による番号のずれ
	表4-7 常温時以外の(0℃~10℃、30℃~60℃)の締付けボルト軸力の平均値	表4-8 常温時以外の(0℃~10℃、30℃~60℃)の締付けボルト軸力の平均値	表の追加による番号のずれ
	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4-8に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。	表現の変更
	表4-8 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	表4-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値	表の追加による番号のずれ
$\delta y$ : ボルト試験片の耐力(N/mm <sup>2</sup> ) (JIS4号試験片による)	$\delta y$ : ボルト試験片の耐力(N/mm <sup>2</sup> ) (JIS Z 2241の4号試験片による)	表現の変更	
5. 受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルト、ナット及び座金にマーキングを行うものとする。	5. 受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルト、ナット及び座金にマーキングを行わなければならない。	表現の変更	
図4-1 ボルト締付け順序	図4-1 ボルト締付け順序	図の変更	
7. 締付け確認については、下記の規定によるものとする。 (2) ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。	7. 締付け確認については、以下の規定によるものとする。 (2) ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。	表現の変更 表現の変更	
河-4-14	① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行うものとする。	① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行わなければならない。	表現の変更
	② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行うものとする。	② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。	表現の変更
	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行うものとする。	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。	表現の変更
⑤ 受注者は、溶接現場の気象条件が下記に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	⑤ 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	表現の変更	
河-4-14	4-8-2 現場塗装 1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後、鋼製えん堤の現場塗装は鋼製えん堤の据付終了後に行うものとし、これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。 2. 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製えん堤の据付後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	4-8-2 現場塗装 1. 受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後、鋼製堰堤の現場塗装は鋼製堰堤の据付終了後に行うものとし、これ以外の場合は、設計図書によらなければならない。 2. 受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。	表現の変更 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-15	<p>8. <b>受注者</b>は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaCl が50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗い<b>するものとする</b>。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、<b>下記</b>の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(1) 塗装禁止条件は、表4-9に示すとおりとする。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaCl が50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗い<b>しなければならない</b>。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、<b>以下</b>の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>(1) 塗装禁止条件は、表4-10に示すとおりとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表の追加による番号のずれ</p> <p>表の追加による番号のずれ</p>
	<b>表4-9 塗装禁止条件</b>	<b>表4-10 塗装禁止条件</b>	表の追加による番号のずれ
河-4-16	<p>3) 風が強いとき、及びじんあいが多きとき。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、被塗装面の素地調整状態を<b>確認</b>したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、<b>塗装するものとする</b>。</p> <p>(5) <b>受注者</b>は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、<b>受注者</b>は、防錆剤の使用については、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>(3) 風が強いとき、<b>及び</b>じんあいが多きとき。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、被塗装面の素地調整状態を<b>確認</b>したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、<b>塗装しなければならない</b>。</p> <p>(5) <b>受注者</b>は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、<b>受注者</b>は、防錆剤の使用については、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
河-4-17	<p>(6) <b>受注者</b>は、<b>次</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査<b>するものとする</b>。</p>	<p>(6) <b>受注者</b>は、<b>以下</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p> <p>④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査<b>しなければならない</b>。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-18	<p><b>4-9-2 床版工</b></p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版については、<b>下記</b>の規定によるものとする。</p> <p>(2) 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を<b>確認するものとする</b>。出来形に誤差のある場合、その処置について<b>監督職員</b>と<b>設計図書</b>に関して<b>協議するものとする</b>。</p> <p>(3) コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮<b>するものとする</b>。</p> <p>(4) スペースは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得るものとする。スペースは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。</p>	<p><b>4-9-2 床版工</b></p> <p>1. 鉄筋コンクリート床版については、<b>以下</b>の規定によるものとする。</p> <p>(2) <b>受注者</b>は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を<b>確認しなければならない</b>。出来形に誤差のある場合、その処置について<b>監督職員</b>と<b>設計図書</b>に関して<b>協議しなければならない</b>。</p> <p>(3) <b>受注者</b>は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮<b>しなければならない</b>。</p> <p>(4) <b>受注者</b>は、スペースについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するもの<b>としなければならない</b>。なお、それ以外のスペースを使用する場合はあらかじめ<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。スペースは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立<b>及び</b>コンクリートの打込中、その形状を保つもの<b>とする</b>。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-19	(5) 床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書を確認</b> してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <b>するものとする。</b>	(5) <b>受注者は</b> 、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書を確認</b> してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <b>しなければならない。</b>	表現の変更
	(6) コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は <b>下記によるものとする。</b>	(6) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は <b>以下によらなければならない。</b>	表現の変更
	① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <b>下げてはならない。</b>	① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <b>低下させてはならない。</b>	表現の変更
	(7) 橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	(7) <b>受注者は</b> 、 <b>コンクリート打込み作業にあたり</b> 、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	表現の変更
	(8) 橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込む <b>ものとする。</b>	(8) <b>受注者は</b> 、 <b>コンクリート打込み作業にあたり</b> 、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込む <b>なければならない。</b>	表現の変更
	(9) コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編5-6-9養生に基づき施工しなければならない。	(9) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編5-6-9養生に基づき施工しなければならない。	表現の変更
	(10) 鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	(10) <b>受注者は</b> 、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	表現の変更
	(11) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-34後片付け）を行わなければならない。	(11) <b>受注者は</b> 、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（第1編1-1-34後片付け）を行わなければならない。	表現の変更
	(12) <b>受注者は</b> 、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から求めがあった場合は速やかに <b>提示するものとする。</b>	(12) <b>受注者は</b> 、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から求めがあった場合は速やかに <b>提示しなければならない。</b>	表現の変更
	2. 鋼床版については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。 (1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	2. 鋼床版については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。 (1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	表現の変更 なお書き以降改行
河-4-19	<b>4-10-2 伸縮装置工</b> 1. <b>受注者は</b> 、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	<b>4-10-2 伸縮装置工</b> 1. <b>受注者は</b> 、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定 <b>しなければならない。</b> また、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	表現の変更
河-4-19	2. <b>受注者は</b> 、伸縮装置工の漏水防止の方法について、 <b>設計図書</b> によるものとする。	2. <b>受注者は</b> 、伸縮装置工の漏水防止の方法について、 <b>設計図書</b> によら <b>なければならない。</b>	表現の変更
河-4-20	<b>4-10-8 銘板工</b> 図4-3	<b>4-10-8 銘板工</b> 図4-3 <b>銘板の寸法及び記載事項</b>	追記
河-4-20	<b>4-12-1 一般事項</b>	<b>4-12-1 一般事項</b>	
河-4-21	2. <b>受注者は</b> 、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>次</b> の事項を記載した <b>施工計画書</b> を提出しなければならない。	2. <b>受注者は</b> 、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>以下</b> の事項を記載した <b>施工計画書</b> を提出しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-21	<p><b>4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b> 1. <b>受注者</b>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証工場において製作したものを<del>用いなければならない。</del></p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<b>35N/mm<sup>2</sup></b>以上であることを<b>確認</b>し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の<b>確認</b>は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、<b>下記</b>の規定により製作されたもの。</p> <p>3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに<b>下記</b>の事項を表示するものとする。</p>	<p><b>4-12-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b> 1. <b>受注者</b>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証<b>製品を製造している</b>工場において製作したものを<del>用いなければならない。</del></p> <p>(2) プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<b>30N/mm<sup>2</sup></b>以上であることを<b>確認</b>し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(3) コンクリートの施工については、<b>以下</b>の規定により製作されたもの。</p> <p>3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに<b>以下</b>の事項を表示<b>しなければならない。</b></p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
河-4-21	<p><b>4-12-3 ポストテンション桁製作工</b> 1. <b>受注者</b>は、コンクリートの施工については、<b>下記</b>の事項に従わなければならない。</p>	<p><b>4-12-3 ポストテンション桁製作工</b> 1. <b>受注者</b>は、コンクリートの施工については、<b>以下</b>の事項に従わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-4-22	<p>(4) <b>受注者</b>は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、<b>あるいは</b>型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p> <p>2. PCケーブルの施工については、<b>下記</b>の規定によるものとする。</p> <p>(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧倒に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように<b>するものとする。</b></p> <p>(4) PC鋼材またはシースが<b>設計図書</b>で示す位置に確実に配置できるような支持間隔を<b>定めるものとする。</b></p> <p>(5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てる<b>ものとする。</b></p> <p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護<b>するものとする。</b></p> <p>3. PC緊張の施工については、<b>下記</b>の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上であることを<b>確認するものとする。</b>なお、圧縮強度の<b>確認</b>は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<b>確認するものとする。</b></p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、<b>次の</b>調整及び試験を行う<b>ものとする。</b></p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、<b>監督職員</b>に緊張管理計画書を<b>提出するものとする。</b></p>	<p>(4) <b>受注者</b>は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲<b>及び</b>型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。</p> <p>2. PCケーブルの施工については、<b>以下</b>の規定によるものとする。</p> <p>(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧倒に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように<b>しなければならない。</b></p> <p>(4) PC鋼材またはシースが<b>設計図書</b>で示す位置に確実に配置できるような支持間隔を<b>定めなければならない。</b></p> <p>(5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立て<b>なければならない。</b></p> <p>(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護<b>しなければならない。</b></p> <p>3. PC緊張の施工については、<b>以下</b>の規定によるものとする。</p> <p>(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上であることを<b>確認しなければならない。</b>なお、圧縮強度の<b>確認</b>は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。</p> <p>(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを<b>確認しなければならない。</b></p> <p>(3) プレストレッシングに先立ち、<b>以下</b>の調整及び試験を行<b>わなければならない。</b></p> <p>(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、<b>監督職員</b>に緊張管理計画書を<b>提出しなければならない。</b></p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-23	(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。	(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。	表現の変更
	(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。	(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、P C鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に報告するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。	表現の変更
	(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。	(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。	表現の変更
	(8) プレストレッシングの施工は、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 19.8 P C鋼材工及び緊張工（日本道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	(8) プレストレッシングの施工は、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編 20.8 P C鋼材工及び緊張工（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、P C鋼材の抜出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	改定による修正
	11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めるものとする。	(11) P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のP C鋼材の引張力を定めなければならない。	表現の変更
	4. 受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。	4. 受注者は、グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。	表現の変更
	② 混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	② グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	表現の変更
	④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、20.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。	④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、30.0N/mm <sup>2</sup> 以上とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	⑤ グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	⑤ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。	適用すべき諸基準との整合
	⑥ グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	⑦ グラウト中の全塩化物イオン量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。	⑦ グラウト中の全塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	表現の変更
	② ブリーディング率及び膨張率試験	② ブリーディング率及び体積変化率の試験	適用すべき諸基準との整合
	(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があることおよびダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。	(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。	表現の変更
	(4) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	(4) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-24	(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得るものとする。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	表現の変更
	(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	(7) <u>グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水を通して洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</u>	<del>(7) <u>グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水を通して洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</u></del>	削除
	(8) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	(7) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	(7) 削除による番号のずれ
	5. 主桁製作設備の施工については、 <b>下記</b> の規定によらなければならない。	5. 主桁製作設備の施工については、 <b>以下</b> の規定によらなければならない。	表現の変更
	6. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	6. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するもの <b>でなければならない</b> 。	(1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線) に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するもの <b>とする</b> 。	表現の変更
	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するもの <b>でなければならない</b> 。	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるもの <b>でなければならない</b> 。	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるもの <b>とする</b> 。	表現の変更	
(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有して <b>いなければならない</b> 。	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するもの <b>とする</b> 。	表現の変更	
河-4-24	<b>4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b> 2. ブロック組立ての施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	<b>4-12-5 プレキャストセグメント主桁組立工</b> 2. ブロック組立ての施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
河-4-25	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表4-10に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、 <b>設計図書</b> によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)によるものとする。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表4-11に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、 <b>設計図書</b> によるものとする。なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)(土木学会コンクリート標準示方書・規準編)によるものとする。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表の追加による番号のずれ なお書き以降改行
	<b>表4-10 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b>	<b>表4-11 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準</b>	表の追加による番号のずれ
	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除くもの <b>とする</b> 。	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除 <b>かななければならない</b> 。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、 <b>設計図書</b> に示す品質が得られるように <b>施工するものとする。</b>	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、 <b>設計図書</b> に示す品質が得られるように <b>施工しなければならない。</b>	表現の変更
	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないように <b>するものとする。</b>	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないように <b>しなければならない。</b>	表現の変更
	4. グラウトの施工については、 <b>下記の規定によるものとする。</b>	4. グラウトの施工については、 <b>以下の規定によるものとする。</b>	表現の変更
	(1) 接着剤の硬化を <b>確認</b> した後にグラウトを行う <b>ものとする。</b>	(1) 接着剤の硬化を <b>確認</b> した後にグラウトを行 <b>わなければならない。</b>	表現の変更
河-4-25	<b>4-12-6 支承工</b> 支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。	<b>4-12-6 支承工</b> 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定による。	表現の変更
河-4-26	<b>4-13-3 支承工</b> 支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。	<b>4-13-3 支承工</b> 支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によるものとする。	表現の変更
河-4-27	<b>4-14-8 銘板工</b>	<b>4-14-8 銘板工</b>	
	図4-4	図4-4 <b>銘板の寸法及び記載事項</b>	追記
河-4-29	<b>4-16-6 半たわみ性舗装工</b> 4. 半たわみ性舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工（日本道路協会、平成18年2月）の規定、舗装施工便覧第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工（日本道路協会、平成18年2月）の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工（日本道路協会、平成4年12月）の規定、舗装再生便覧 第2章2-7 施工（日本道路協会、平成22年12月）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>4-16-6 半たわみ性舗装工</b> 4. 半たわみ性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-1 半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧 第2章2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更 誤謬
河-4-29	<b>4-16-7 排水性舗装工</b> 2. <b>受注者</b> は、排水性舗装工の施工については、舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装（日本道路協会、平成18年2月）の規定、舗装再生便覧2-7 施工（日本道路協会、平成22年12月）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。 3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表4-11の標準的性状を満足するものでなければならない。	<b>4-16-7 排水性舗装工</b> 2. <b>受注者</b> は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1 排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7 施工」（日本道路協会、平成22年11月）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。 3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表4-12の標準的性状を満足するものでなければならない。	表現の変更 誤謬
河-4-30	表4-11 <b>ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</b>	表4-12 <b>ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状</b>	表の追加による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-4-31	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-13を標準とし、表4-14に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本道路協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本道路協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p>	<p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-14を標準とし、表4-15に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）、「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>	<p>表の追加による番号のずれ 表現の変更 なお書き以降改行</p>
	<p><b>表4-13</b> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	<p><b>表4-14</b> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	<p>表の追加による番号のずれ</p>
	<p><b>表4-14</b> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	<p><b>表4-15</b> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	<p>表の追加による番号のずれ</p>
	<p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、D交通の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。） （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いことおよび製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	<p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。） （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	<p>表現の変更 表現の変更</p>
<p>8. <b>受注者</b>は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。 なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>	
河-4-32	<p><b>4-16-8 透水性舗装</b> 2. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-15を標準とし、表4-16に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本道路協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p>	<p><b>4-16-8 透水性舗装</b> 2. ポーラスアスファルト混合物の配合は表4-16を標準とし、表4-17に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年2月）、「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年2月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>	<p>表の追加による番号のずれ 表現の変更</p>
	<p><b>表4-15</b> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	<p><b>表4-16</b> ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲</p>	<p>表の追加による番号のずれ</p>
	<p><b>表4-16</b> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	<p><b>表4-17</b> ポーラスアスファルト混合物の目標値</p>	<p>表の追加による番号のずれ</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要																																																						
	注1：突き固め回数は両面各50回とする。(動的安定度は、 <b>D交通</b> の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)	注1：突き固め回数は両面各50回とする。(動的安定度は、 <b>交通区分N7</b> の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)	表現の変更																																																						
河-4-32	<b>4-16-9 グースアスファルト舗装工</b> 1. <b>受注者</b> は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。	<b>4-16-9 グースアスファルト舗装工</b> 1. <b>受注者</b> は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。	なお書き以降改行																																																						
河-4-33	(2) 接着剤の規格は表4-17、表4-18を満足するものでなければならない。  <b>表4-17 接着剤の規格鋼床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> 注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833	粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	(2) 接着剤の規格は表4-18、表4-19を満足するものでなければならない。  <b>表4-18 接着剤の規格鋼床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> 注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2	粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	表の追加による番号のずれ  表の追加による番号のずれ 表現の変更				
項目	規格値		試験法																																																						
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833																																																							
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																							
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																							
項目	規格値	試験法																																																							
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2																																																							
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																							
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																							
	<b>表4-18(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する) ※2 試験方法は、JIS K 6833、JIS K 6387などを参考に実施する。	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	<b>表4-19(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833-1,2※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する) ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833-1,2※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	表の追加による番号のずれ 表現の変更
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型			ゴム系溶剤型			試験方法																																																		
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833※2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																					
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833-1,2※2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要																																																		
	<p>表4-18(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 ※2 試験方法は、JIS K 6833、JIS L 6387などを参考に実施する。 ※3 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833※2	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	<p>表4-19(2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型）プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833-1,2※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗りに作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。 ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS L 6387-1,2などを参考に実施する。 ※3 塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833-1,2※2	作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	表の追加による番号のずれ 表現の変更
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																	
指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1																																																	
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833※2																																																	
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																	
指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1																																																	
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833-1,2※2																																																	
作業性	塗りに作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
	(1) 骨材の標準粒度範囲は表4-19に適合するものとする。	(1) 骨材の標準粒度範囲は表4-20に適合するものとする。	表の追加による番号のずれ																																																		
	<b>表4-19 骨材の標準粒度範囲</b>	<b>表4-20 骨材の標準粒度範囲</b>	表の追加による番号のずれ																																																		
	(2) 標準アスファルト量の規格は表4-20に適合するものとする。	(2) 標準アスファルト量の規格は表4-21に適合するものとする。	表の追加による番号のずれ																																																		
河-4-35	<b>表4-20 標準アスファルト量</b>	<b>表4-21 標準アスファルト量</b>	表の追加による番号のずれ																																																		
	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表4-21の基準値を満足するものでなければならない。	(1) 示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表4-22の基準値を満足するものでなければならない。	表の追加による番号のずれ																																																		
	<b>表4-21 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</b>	<b>表4-22 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値</b>	表の追加による番号のずれ																																																		
	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表4-22を満足するものとする。	(1) アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表4-23を満足するものとする。	表の追加による番号のずれ																																																		
	<b>表4-22 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</b>	<b>表4-23 アスファルトプラントにおける標準加熱温度</b>	表の追加による番号のずれ																																																		
河-4-36	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4-23の規格を満足するものでなければならない。	(4) 成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表4-24の規格を満足するものでなければならない。	表の追加による番号のずれ																																																		
	<b>表4-23 目地材の規格</b>	<b>表4-24 目地材の規格</b>	表の追加による番号のずれ																																																		
河-4-36	<b>4-16-10 コンクリート舗装工</b> 2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾を得なければならない。</b> 3. 粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。 4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	<b>4-16-10 コンクリート舗装工</b> 2. 現場練りコンクリートを使用する場合の配合は配合設計を行い、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾を得るものとする。</b> 3. 粗面仕上げは、フロート、ハケ及びほうき等で行うものとする。 4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m <sup>2</sup> 程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うものとする。	表現の変更 表現の変更 表現の変更																																																		

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-1	<p><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>をしなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<b>同解説</b>）（平成21年6月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月）</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成14年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）</p>	<p><b>第5章 堰</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>をしなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（<b>基準解説編・マニュアル編</b>）（平成23年7月）</p> <p>日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）</p> <p>土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正 誤謬</p>
河-5-2	<p><b>5-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、製作に着手する前に、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員の承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p><b>5-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、<del>製作に着手する前に、</del>原寸、工作、溶接に関する事項を<del>それぞれ</del><b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合または<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員の承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
河-5-2	<p><b>5-3-2 材料</b> 1. 受注者は、<b>鋼材の材料</b>について、<b>第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない</b>。なお、確認にあたり、鋼材にJ I Sマーク表示のないもの（J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、下記によるものとする。</p> <p>①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。</p> <p>②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお機械試験の対象とする材料の選定については<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p><b>5-3-2 材料</b> 1. 受注者は、<del>鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない</del>。なお、<del>確認にあたり、</del>鋼材にJ I Sマーク表示のないもの（J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、<b>以下のとおり確認しなければならない</b>。</p> <p>①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。</p> <p>②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>

頁	改定前	改定後	摘要																				
	<p style="text-align: center;">表5-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="text-align: center;">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	<p style="text-align: center;">表5-1 溶接材料区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="text-align: center;">使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	適用すべき諸基準との整合
	使用区分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
	使用区分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																						
	<p><b>受注者</b>は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で<b>次</b>の項目に該当する場合は、低水素継溶接棒を使用するものとする。</p>	<p><b>受注者</b>は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で<b>以下</b>の項目に該当する場合は、低水素継溶接棒を使用するものとする。</p>	表現の変更																				
河-5-4	<p>6. 工場塗装工の材料については、<b>下記</b>の規定によるものとする。 (1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>工事着手前</b>に色見本について、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。 (2) <b>受注者</b>は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係法令<b>および</b>諸法規を遵守しなければならない。</p>	<p>6. 工場塗装工の材料については、<b>以下</b>の規定によるものとする。 (1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>施工前</b>に色見本について、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。 (2) <b>受注者</b>は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係法令<b>及び</b>諸法規を遵守しなければならない。</p>	表現の変更																				
河-5-6	<p><b>5-3-6 鋼製伸縮継手製作工</b> 1. 製作加工 (1) <b>受注者</b>は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。</p>	<p><b>5-3-6 鋼製伸縮継手製作工</b> 1. 製作加工 (1) <b>受注者</b>は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具が生じるので注意するものとする。</p>	なお書き以降改行																				
河-5-8	<p><b>5-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>5-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、可動堰本体工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更																				
	<p>2. <b>受注者</b>は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）第6章施工の規定による。これにより難い場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>2. <b>受注者</b>は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準（案）（<b>基準解説編・マニュアル編</b>）第7章施工の規定による。これにより難い場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更																				

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-8	<b>5-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>5-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
河-5-9	<b>5-4-8 床版工</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	<b>5-4-8 床版工</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート打設にあたっては、床版工1ブロックを打ち継ぎ目なく連続して施工しなければならない。 なお、コンクリートの打設方法は層打ちとしなければならない。	なお書き以降改行
河-5-10	<b>5-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>5-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、固定堰本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> )第7章施工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
			表現の変更
河-5-10	<b>5-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>5-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
河-5-11	<b>5-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第7章施工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>5-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、魚道工として作業土工(床掘り・埋戻し)、魚道本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)( <b>基準解説編・マニュアル編</b> )第7章施工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
			表現の変更
河-5-11	<b>5-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>5-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
河-5-11	<b>5-8-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	<b>5-8-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。 なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	なお書き以降改行
河-5-14	<b>5-13-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	<b>5-13-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	表現の変更
河-5-15	<b>5-14-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	<b>5-14-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	表現の変更
河-5-16	<b>5-15-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	<b>5-15-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、コンクリート管理橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-5-18	<b>5-18-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>5-18-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-5-18	<b>5-18-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>5-18-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
河-6-1	<b>第6章 排水機場</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	<b>第6章 排水機場</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表現の変更
	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）	ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成23年7月）	改定による修正
河-6-1	<b>6-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	<b>6-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、機場本体工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。 4. 受注者は、機場本体工の施工に必要となる仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい場合は、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行 なお書き以降改行
河-6-2	<b>6-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>6-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
河-6-2 河-6-3	<b>6-3-7 燃料貯油槽工</b> 8. 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。	<b>6-3-7 燃料貯油槽工</b> 8. 受注者は、充填砂を施工する場合は、タンクと燃料貯油槽の間に充填砂が十分いきわたるよう施工しなければならない。なお、充填砂は、特に指定のない場合は、乾燥した砂でなければならない。	なお書き以降改行
河-6-3	<b>6-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定めるものとする。	<b>6-4-1 一般事項</b> 1. 本節は、沈砂池工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定めるものとする。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
	2. <b>受注者</b> は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、 <b>設計図書によるものとする。</b>	2. <b>受注者</b> は、沈砂池工の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、 <b>設計図書によらなければならない。</b>	表現の変更
	3. <b>受注者</b> は、堤防に設ける仮締切は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	3. <b>受注者</b> は、堤防に設ける仮締切は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	なお書き以降改行
	4. <b>受注者</b> は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4. <b>受注者</b> は、沈砂池工の施工に必要となる仮水路は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	なお書き以降改行
河-6-3	<b>6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>6-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-6-4	<b>6-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>6-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、吐出水槽工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-6-5	3. <b>受注者</b> は、堤防に設ける仮締切は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	3. <b>受注者</b> は、堤防に設ける仮締切は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	なお書き以降改行
	4. <b>受注者</b> は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	4. <b>受注者</b> は、吐出水槽工の施工に必要となる仮水路は、 <b>設計図書</b> に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	なお書き以降改行
河-6-5	<b>6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。 3. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	<b>6-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。 3. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。なお、当該仮締切内に予期しない湧水のある場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更  なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-7-1	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第7章 床止め・床固め</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
河-7-2	<p>7-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>7-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-7-3	<p>7-4-1 一般事項 1. 本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>7-4-1 一般事項 1. 本節は、床固め工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-7-3	<p>7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>7-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-7-4	<p>7-5-1 一般事項 1. 本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>7-5-1 一般事項 1. 本節は、山留擁壁工として作業土工（床掘り・埋戻し）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-7-5	<p>7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>7-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-8-1	<p>第8章 河川維持</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第8章 河川維持</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
河-8-2	<p>8-4-2 堤防除草工 1. 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。</p>	<p>8-4-2 堤防除草工 1. 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-8-2	<p>8-5-2 芝養生工 3. 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。</p>	<p>8-5-2 芝養生工 3. 受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-8-3	<p>8-6-4 ボーリンググラウト工 1. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。</p>	<p>8-6-4 ボーリンググラウト工 1. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-8-4	<b>8-7-2 材 料</b> 2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>8-7-2 材 料</b> 2. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は <b>設計図書</b> によるものとする。	なお書き以降改行
	4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用 <b>するものとする</b> 。	4. 堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
河-8-4	<b>8-7-4 コンクリート舗装補修工</b> 2. <b>受注者</b> は、アスファルト注入における注入孔の配列は、等間隔・千鳥状としなければならない。なお、配置については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。	<b>8-7-4 コンクリート舗装補修工</b> 2. <b>受注者</b> は、アスファルト注入における注入孔の配列は、等間隔・千鳥状としなければならない。なお、配置については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。	なお書き以降改行
河-8-5	<b>8-7-5 アスファルト舗装補修工</b> 7. <b>受注者</b> は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。	<b>8-7-5 アスファルト舗装補修工</b> 7. <b>受注者</b> は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。	なお書き以降改行
河-8-7	<b>8-9-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>8-9-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、付属物設置工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-8-7	<b>8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>8-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-8-7	<b>8-10-1 一般事項</b> 本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>8-10-1 一般事項</b> 本節は、光ケーブル配管工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
河-8-7	<b>8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>8-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
河-8-8	<b>8-12-2 材 料</b> 2. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品 <b>とする</b> 。	<b>8-12-2 材 料</b> 2. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品 <b>でなければならない</b> 。	表現の変更
	4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。	4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。	なお書き以降改行
	5. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、 <b>設計図書</b> によるもの <b>とする</b> 。	5. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、 <b>設計図書</b> によら <b>なければならない</b> 。	表現の変更
	6. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、 <b>設計図書</b> によるもの <b>とする</b> 。	6. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、 <b>設計図書</b> によら <b>なければならない</b> 。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
	7. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、 <b>設計図書によるものとする。</b>	7. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、 <b>設計図書によるものとする。</b>	表現の変更
	8. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	8. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの <b>でなければならない。</b>	表現の変更
河-8-8 河-8-9	8-12-3 樹木・芝生管理工 2. <b>受注者</b> は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> があった場合は、その <b>指示</b> によらなければならない。	8-12-3 樹木・芝生管理工 2. <b>受注者</b> は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行わなければならない。なお、剪定形式について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> があった場合は、その <b>指示</b> によらなければならない。	なお書き以降改行
	8. <b>受注者</b> は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、 <b>ただちに監督職員に報告し、協議するものとする。</b>	8. <b>受注者</b> は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、 <b>ただちに監督職員に報告し、協議しなければならない。</b>	表現の変更
	9. <b>受注者</b> は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、 <b>監督職員に報告し指示</b> を受けなければならない。 <b>ただし</b> 、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。	9. <b>受注者</b> は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、 <b>監督職員に報告し指示</b> を受けなければならない。 <b>なお</b> 、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。	なお書き以降改行
	11. <b>受注者</b> は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽 <b>するものとする。</b>	11. <b>受注者</b> は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽 <b>しなければならない。</b>	なお書き以降改行 表現の変更
	16. <b>受注者</b> は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように <b>施工するものとする。</b>	16. <b>受注者</b> は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように <b>施工しなければならない。</b>	表現の変更
河-8-10	17. <b>受注者</b> は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥 <b>および</b> 鉢崩れを防止しなければならない。	17. <b>受注者</b> は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥 <b>及び</b> 鉢崩れを防止しなければならない。	表現の変更
	19. <b>受注者</b> は、施肥の施工については、施工前に樹木の根本周辺に散乱する堆積土砂及びゴミ等の除去 <b>および</b> 除草を行わなければならない。	19. <b>受注者</b> は、施肥の施工については、施工前に樹木の根本周辺に散乱する堆積土砂及びゴミ等の除去 <b>及び</b> 除草を行わなければならない。	表現の変更
	24. 植栽樹木の植替え 3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <b>受注者</b> が <b>立会</b> の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と <b>協議するものとする。</b>	24. 植栽樹木の植替え 3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <b>受注者</b> が <b>立会</b> の上行うものとし、植替えの時期については、 <del>は</del> 、発注者と <b>協議</b> <b>しなければならない。</b>	表現の変更
	27. <b>受注者</b> は、移植先の土壌に問題があった場合は <b>監督職員に報告</b> し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	27. <b>受注者</b> は、移植先の土壌に問題があった場合は <b>監督職員に報告</b> し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わ <b>なければならない。</b>	表現の変更
河-8-11	8-14-2 運搬処理工 1. <b>受注者</b> は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようしなければならない。	8-14-2 運搬処理工 1. <b>受注者</b> は、殻運搬処理及び発生材運搬を行う <b>にあたっては</b> 、運搬物が飛散しないように、 <b>適正な処置を行</b> わなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第2編 河川編

頁	改定前	改定後	摘要
河-9-1	<p>第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類による。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（同解説）（平成21年6月）</p>	<p>第9章 河川修繕</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の関係基準類による。なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（平成23年7月）</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>改定による修正</p>
河-9-2	<p>9-5-1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>9-5-1 一般事項 本節は、堤脚保護工として作業土工（床掘り・埋戻し）、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-2	<p>9-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>9-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-3	<p>9-6-1 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>9-6-1 一般事項 本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工（床掘り・埋戻し）、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-3	<p>9-6-2 防護柵工 3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。</p>	<p>9-6-2 防護柵工 3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-3	<p>9-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>9-6-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-4	<p>9-6-8 道路付属物工 3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。</p>	<p>9-6-8 道路付属物工 3. 受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはならない。</p>	<p>表現の変更</p>
河-9-5 河-9-6	<p>9-7-3 付属物塗装工 2. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl150mg/㎡以上の時は水洗いするものとする。</p>	<p>9-7-3 付属物塗装工 2. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl150mg/㎡以上の時は水洗いしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
海-1-1	<p>第1章 堤防・護岸</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第1章 堤防・護岸</p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行
海-1-1	<p>1-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>1-3-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、護岸基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
海-1-2	<p>1-3-2 材料</p> <p>1. 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によらなければならない。</p> <p>2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあつては、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-3-2 材料</p> <p>1. 護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によるものとする。</p> <p>2. 護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006（割ぐり石）に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあつては、監督職員の承諾を得るものとする。</p>	表現の変更 表現の変更
海-1-2	<p>1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
海-1-2	<p>1-3-5 場所打コンクリート工</p> <p>2. 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>1-3-5 場所打コンクリート工</p> <p>2. 受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、これにより難しい場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行
海-1-3	<p>3. 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。</p> <p>5. コンクリート打設後の施工については、第1編5-6-9養生の規定によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	<p>3. 受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。</p> <p>5. 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編5-6-9養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	なお書き以降改行
	<p>8. 受注者は、場所打コンクリートの施工にあつては、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によるものとする。</p>	<p>8. 受注者は、場所打コンクリートの施工にあつては、第1編第5章無筋、鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。</p>	表現の変更
海-1-3	<p>1-3-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>6. コンクリート打設後の施工については、第1編5-6-9養生の規定によるものとする。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	<p>1-3-6 海岸コンクリートブロック工</p> <p>6. 受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編5-6-9養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
海-1-4	1-4-1 一般事項 6. 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、 <b>設計図書によるものとする</b> 。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を <b>確認</b> しなければならない。	1-4-1 一般事項 6. 受注者は、護岸と基層（裏込め）との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、 <b>設計図書によらなければならない</b> 。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を <b>確認</b> しなければならない。	表現の変更
海-1-4 海-1-5	1-4-2 材料 1. 吸出し防止材として使用する材料は、 <b>次に掲げるものとする</b> 。 4. アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	1-4-2 材料 1. 吸出し防止材として使用する材料は、 <b>以下に掲げるものとする</b> 。 4. <b>受注者は</b> 、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更 表現の変更
海-1-5	1-4-5 コンクリート被覆工 1. <b>受注者は</b> 、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	1-4-5 コンクリート被覆工 1. <b>受注者は</b> 、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように <b>設置しなければならない</b> 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	表現の変更
海-1-5	1-5-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1-5-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
海-1-5	1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。第1編3-3-3	表現の変更
海-1-6	1-7-3 波返工 2. <b>受注者は</b> 、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	1-7-3 波返工 2. <b>受注者は</b> 、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように <b>設置しなければならない</b> 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	表現の変更
海-1-7	1-8-1 一般事項 2. <b>受注者は</b> 、裏法被覆の目地の施工位置は <b>設計図書</b> に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させ <b>なければならない</b> 。	1-8-1 一般事項 2. <b>受注者は</b> 、裏法被覆の目地の施工位置は <b>設計図書</b> に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させる <b>ものとする</b> 。	表現の変更 なお書き以降改行
海-1-7	1-9-1 一般事項 2. <b>受注者は</b> 、カルバートの施工にあたっては、道路土工－カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱 2-7排水施設の施工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	1-9-1 一般事項 2. <b>受注者は</b> 、カルバートの施工にあたっては、「道路土工－カルバート工指針7-1基本方針、道路土工要綱 2-7排水施設の施工の規定」（ <b>日本道路協会 成22年3月</b> ）によらなければならない。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
海-1-7	1-9-2 材料 <b>受注者は</b> 、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが記載なき場合、道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	1-9-2 材料 <b>受注者は</b> 、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが記載なき場合、「道路土工－カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（ <b>日本道路協会 平成22年3月</b> ）の規定によらなければならない。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
海-1-8	<p>1-9-3 プレキャストカルバート工</p> <p>4. <b>受注者</b>は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように<b>施工するものとする。</b></p>	<p>1-9-3 プレキャストカルバート工</p> <p>4. <b>受注者</b>は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように<b>施工しなければならない。</b></p>	表現の変更
海-1-8	<p>1-10-1 一般事項</p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水榭工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>1-10-1 一般事項</p> <p>本節は、排水構造物工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、側溝工、集水榭工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
海-1-8	<p>1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
海-1-8 海-1-9	<p>1-10-5 管渠工</p> <p>5. <b>受注者</b>は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを<b>充てん</b>し、空隙あるいは漏水が生じないように<b>施工しなければならない。</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、コルゲートパイプの布設にあたり<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。<b>なお</b>、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>8. <b>受注者</b>は、ダクタイル鋳鉄管の布設について<b>下記</b>の事項により施工しなければならない。</p>	<p>1-10-5 管渠工</p> <p>5. <b>受注者</b>は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを<b>充填</b>し、空隙あるいは漏水が生じないように<b>施工しなければならない。</b></p> <p>7. <b>受注者</b>は、コルゲートパイプの布設にあたり<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p> <p>(2) コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。<b>また</b>、埋戻し後も<b>可能な限り</b>ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。</p> <p>8. <b>受注者</b>は、ダクタイル鋳鉄管の布設について<b>以下</b>の事項により施工しなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更 表現の変更
海-1-9	<p>1-10-6 場所打水路工</p> <p>1. <b>受注者</b>は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難しい場合には、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p>1-10-6 場所打水路工</p> <p>1. <b>受注者</b>は、潮待作業で施工する場合には、<b>設計図書</b>の施工条件明示によるものとする。なお、これにより難しい場合には、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	なお書き以降改行
海-1-10	<p>2. <b>受注者</b>は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。</p> <p>5. <b>受注者</b>は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p>	<p>2. <b>受注者</b>は、コンクリートの打込みは、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。なお、水中打込みを行う場合は必ず流速5cm/s以下の静水中で、水中落下高さ50cm以下で行わなければならない。</p> <p>5. <b>受注者</b>は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように<b>設置しなければならない</b>。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。</p>	なお書き以降改行 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
海-1-10	<b>1-11-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-11-1 一般事項</b> 本節は、付属物設置工として作業土工（床掘り・埋戻し）、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
海-1-10	<b>1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
海-1-11	<b>1-12-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-12-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
海-1-11	<b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
海-2-1	<b>第2章 突堤・人工岬</b>	<b>第2章 突堤・人工岬</b>	
	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
海-2-1	<b>2-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>2-3-1 一般事項</b> 1. 本節は、突堤基礎工として作業土工（床掘り・埋戻し）、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
海-2-2	<b>2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>2-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の（床掘り・埋戻し）規定によるものとする。	表現の変更
海-2-4	<b>2-4-11 ケーソン工</b> 5. 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督職員の指示によらなければならない。	<b>2-4-11 ケーソン工</b> 5. 受注者は、ケーソン製作完了後、ケーソン番号、吃水目盛等をケーソンに表示しなければならない。なお、その位置及び内容は、監督職員の指示によらなければならない。	なお書き以降改行
海-2-5	25. 受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講ずるものとする。	25. 受注者は、ケーソンの曳航中、回航中は、ケーソンの安定に留意しなければならない。また、ケーソンを吊上げて曳航する場合には、ケーソンが振れ、回転をしない処置を講じなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
海-3-1	<p>第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第3章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
海-4-1	<p>4-2-2 浚渫船運転工</p> <p>1. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>4. 受注者は、ポンプ浚渫の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。</p>	<p>4-2-2 浚渫船運転工</p> <p>1. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、浚渫箇所浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工においては、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。</p> <p>4. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
海-4-2	<p>5. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、ポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p> <p>7. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。</p> <p>8. 受注者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、ポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p>	<p>5. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。</p> <p>6. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。</p> <p>7. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。</p> <p>8. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
	10. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	10. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	表現の変更
	11. 受注者は、ポンプ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	11. 受注者は、浚渫工（ポンプ浚渫船）の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	表現の変更
海-4-2	4-2-4 配土工 3. 受注者は、排送管からの漏水により、堤体に悪影響を与えないよう、または付近が汚染されないようにしなければならない。	4-2-4 配土工 3. 受注者は、排送管からの漏水により、堤体への悪影響及び付近への汚染が生じないようにしなければならない。	表現の変更
海-4-3	4-3-2 浚渫船運転工 1. 受注者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	4-3-2 浚渫船運転工 1. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、ただちに監督職員に報告し、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	表現の変更
	2. 受注者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	2. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、すみやかに監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	表現の変更
	3. 受注者は、グラブ浚渫の施工において、施工中は絶えず潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	3. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工においては、施工中は絶えず潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。	表現の変更
	4. 受注者は、グラブ浚渫の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	4. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。	表現の変更
	5. 受注者は、グラブ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	5. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。	表現の変更
	6. 受注者は、グラブ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。	6. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。	表現の変更
	7. 受注者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	7. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。	表現の変更
	8. 受注者は、グラブ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	8. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	表現の変更
	9. 受注者は、グラブ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	9. 受注者は、浚渫工（グラブ船）の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来高数量としてはならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第3編 河川海岸編

頁	改定前	改定後	摘要
	10. <b>受注者</b> は、 <b>グラブ浚渫</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	10. <b>受注者</b> は、 <b>浚渫工（グラブ船）</b> の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、 <b>監督職員</b> の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	表現の変更
海-4-4	4-4-2 <b>浚渫土処理工</b> 2. <b>受注者</b> は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造とするものとする。	4-4-2 <b>浚渫土処理工</b> 2. <b>受注者</b> は、浚渫土砂受入れ地に土砂の流出を防止する施設を設けなければならない。また、浚渫土砂受入れ地の状況、排出される土質を考慮し、土砂が流出しない構造と <b>しなければならない</b> 。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-1	<p align="center"><b>第1章 砂防ダム</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p align="center"><b>第1章 砂防ダム</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	改定による修正
砂-1-1	<p><b>1-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p><b>1-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
砂-1-2	<p><b>1-3-2 材料</b> 1. 受注者は、鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり、鋼材にJ I Sマーク表示のないもの（J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、下記によるものとする。</p>	<p><b>1-3-2 材料</b> 1. 受注者は、鋼材の材料について、<del>第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。</del> <del>なお、確認にあたり、</del>鋼材にJ I Sマーク表示のないもの（J I Sマーク表示認証を受けていないもの、J I Sマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、以下のとおり確認しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
	①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。	なお書き以降改行
	②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。	なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要																				
	<p>表1-1 溶接材料区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	<p>表1-1 溶接材料区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>使用区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</td> <td>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</td> <td>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>		使用区分	強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料	耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料	耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料	適用すべき諸基準との整合
	使用区分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
	使用区分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																						
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料																						
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料																						
砂-1-3	<p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また、受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸基準を遵守して行なわなければならない。</p>	<p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また、受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(2) 受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																				
	砂-1-5	<p>1-4-1 一般事項</p> <p>2. 法面の施工については、道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工（日本道路協会、平成21年6月）、のり枠工の設計・施工指針第5章施工（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工（地盤工学会、平成12年3月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-4-1 一般事項</p> <p>2. 法面の施工については、「道路土工のり面工・斜面安定工指針3設計と施工」（日本道路協会、平成21年6月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年6月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>改定による修正</p>																			
	砂-1-5	<p>1-4-6 アンカー工</p> <p>1. 受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p>	<p>1-4-6 アンカー工</p> <p>1. 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																			

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-6	10. <b>受注者</b> は、孔内グラウトに際しては、 <b>設計図書</b> に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を実際に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。	10. <b>受注者</b> は、孔内グラウトに際しては、 <b>設計図書</b> に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水 <b>及び</b> 排気を実際に行い所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。	表現の変更
	11. <b>受注者</b> は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、 <b>多サイクル確認試験</b> 、 <b>1サイクル確認試験</b> 、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を <b>確認</b> し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。	11. <b>受注者</b> は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、 <b>適正試験</b> 、 <b>確認試験</b> 、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を <b>確認</b> し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」( <b>地盤工学会、平成24年5月</b> )によるものとする。	表現の変更
砂-1-7	<b>1-4-7 かが工</b> 2. <b>受注者</b> は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	<b>1-4-7 かが工</b> 2. <b>受注者</b> は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。	なお書き以降改行
砂-1-7	<b>1-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、コンクリートダム工として作業土工、埋戻し工、コンクリートダム本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副ダム工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、コンクリートダム工として作業土工( <b>床掘り・埋戻し</b> )、埋戻し工、コンクリートダム本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副ダム工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
	5. <b>受注者</b> は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	5. <b>受注者</b> は、旧コンクリートの材令が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難い場合は、施工前に <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
	6. <b>受注者</b> は、コンクリートの打込みを日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第4章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	6. <b>受注者</b> は、コンクリートの打込みを日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第4章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。 <b>なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</b>	追記
	(1) <b>コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。</b>		削除
	(2) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。	(1) 打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。	(1)削除による番号のずれ
(3) 降雨・降雪の場合。	(2) 降雨・降雪の場合。	(1)削除による番号のずれ	
(4) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	(3) 強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。	(1)削除による番号のずれ	

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-7	1-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	1-6-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
砂-1-8	1-6-6 コンクリート側壁工 1. 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-6-6 コンクリート側壁工 1. 均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降改行
砂-1-8	1-6-7 間詰工 間詰工の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-6-7 間詰工 間詰工の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降改行
砂-1-9	1-6-8 水叩工 2. コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-6-8 水叩工 2. コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第4編1-6-4コンクリートダム本体工の規定によるものとする。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	なお書き以降改行
砂-1-9	1-7-1 一般事項 1. 本節は、鋼製ダム工として作業土工、埋戻し工、鋼製ダム本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	1-7-1 一般事項 1. 本節は、鋼製ダム工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、鋼製ダム本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-1-9	1-7-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工の規定によるものとする。	1-7-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
砂-1-10	1-7-10 現場塗装工 8. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl 50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いするものとする。 9. 受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1-7-10 現場塗装工 8. 受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合には、塩分付着量の測定を行いNaCl 50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗いしなければならない。 9. 受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 表現の変更 なお書き以降改行
砂-1-11	(3) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	(3) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	表現の変更
砂-1-12	13. 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	13. 下塗り (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
	<p>(4) <b>受注者</b>は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、<b>受注者</b>は、防錆剤の使用については、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>14. 中塗り、上塗り (1) <b>受注者</b>は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を<b>確認</b>したうえで行わなければならない。</p>	<p>(4) <b>受注者</b>は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、<b>受注者</b>は、防錆剤の使用については、<b>設計図書</b>に関して<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>14. 中塗り、上塗り (1) <b>受注者</b>は、中塗り<b>及び</b>上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を<b>確認</b>したうえで行わなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
	<p>16. 検査 (6) <b>受注者</b>は、<b>次</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	<p>16. 検査 (6) <b>受注者</b>は、<b>以下</b>に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-13	<p>④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し、再検査<b>するものとする。</b></p>	<p>④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し、再検査<b>しなければならない。</b></p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-13	<p><b>1-8-1 一般事項</b> 本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>1-8-1 一般事項</b> 本節は、護床工・根固め工として作業土工<b>(床掘り・埋戻し)</b>、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-14	<p><b>1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-8-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工<b>(床掘り・埋戻し)</b>の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-14	<p><b>1-8-4 根固めブロック工</b> 6. コンクリート打設後の施工については、第1編5-9-3養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	<p><b>1-8-4 根固めブロック工</b> 6. コンクリート打設後の施工については、第1編5-9-3養生の規定による。 なお、養生用水に海水を使用してはならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
砂-1-14 砂-1-15	<p><b>1-8-6 沈床工</b> 10. <b>受注者</b>は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう<b>充てん</b>しなければならない。</p>	<p><b>1-8-6 沈床工</b> 10. <b>受注者</b>は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう<b>充填</b>しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-15	<p><b>1-8-7 かご工</b> 2. <b>受注者</b>は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。</p>	<p><b>1-8-7 かご工</b> 2. <b>受注者</b>は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。 なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>
砂-1-16	<p><b>1-9-1 一般事項</b> 本節は、砂防ダム付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>1-9-1 一般事項</b> 本節は、砂防ダム付属物設置工として作業土工<b>(床掘り・埋戻し)</b>、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
砂-1-16	<p><b>1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-9-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工<b>(床掘り・埋戻し)</b>の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
砂-1-16	<b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-10-1 一般事項</b> 本節は、付帯道路工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-1-16	<b>1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-1-17	<b>1-10-8 側溝工</b> 11. <b>受注者</b> は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。  12. <b>受注者</b> は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については <b>設計図書</b> によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	<b>1-10-8 側溝工</b> 11. <b>受注者</b> は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も <b>可能な限り</b> ボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。  12. <b>受注者</b> は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来形等）については <b>設計図書</b> によるものとし、予期しない沈下のおそれがある場合、上げ越しが必要な場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	表現の変更  表現の変更
砂-2-1	<b>第2章 流 路</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。  日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月）	<b>第2章 流 路</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。  日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月）	表現の変更 なお書き以降改行  改定による修正
砂-2-1	<b>2-3-1 一般事項</b> 本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>2-3-1 一般事項</b> 本節は、流路護岸工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、埋戻し工、基礎工（護岸）、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-2-1	<b>2-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工の規定によるものとする。	<b>2-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-2-2	<b>2-4-1 一般事項</b> 本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>2-4-1 一般事項</b> 本節は、床固め工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-2-2	<b>2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工の規定によるものとする。	<b>2-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
砂-2-2	<b>2-5-1 一般事項</b> 本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、	<b>2-5-1 一般事項</b> 本節は、根固め・水制工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、	表現の変更
砂-2-3	<b>2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工の規定によるものとする。	<b>2-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第4編1-6-2作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-3-1	<b>第3章 斜面对策</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成12年3月）	<b>第3章 斜面对策</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説（平成24年6月）	表現の変更 なお書き以降改行
砂-3-2	<b>3-3-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）</b> 3. <b>受注者</b> は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	<b>3-3-6 アンカー工（プレキャストコンクリート板）</b> 3. <b>受注者</b> は、PC法枠工の基面処理の施工において、緩んだ転石・岩塊等が表われた場合には、基面の安定のために除去しなければならない。なお、転石等の除去が困難な場合には、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	なお書き以降改行
砂-3-3	<b>3-3-7 抑止アンカー工</b> 8. <b>受注者</b> は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。	<b>3-3-7 抑止アンカー工</b> 8. <b>受注者</b> は、グラウト注入にあたり、削孔内の排水、排気を円滑に行うため、アンカーの最低部より開始する。なお、グラウトが孔口から排出されるまで注入作業を中断してはならない。	なお書き以降改行
砂-3-3	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、擁壁工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-3-3	<b>3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 1. 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-3-4	<b>3-4-6 補強土壁工</b> 2. 盛土材については <b>設計図書</b> によるものとする。 <b>受注者</b> は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の <b>確認</b> を行い、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。 3. <b>受注者</b> は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> のうえ基盤面に排水処理工を行なわなければならない。	<b>3-4-6 補強土壁工</b> 2. 盛土材については <b>設計図書</b> によらなければならない。 <b>受注者</b> は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の <b>確認</b> を行い、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。 3. <b>受注者</b> は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議</b> のうえ基盤面に排水処理工を行わなければならない。	表現の変更 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第4編 砂防・地すべり・急傾斜編

頁	改定前	改定後	摘要
	6. <b>受注者</b> は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 <b>設計図書</b> で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5 cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。	6. <b>受注者</b> は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、 <b>設計図書</b> で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5 cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。	表現の変更
砂-3-5	<b>3-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水榭工、現場打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-5-1 一般事項</b> 1. 本節は、山腹水路工として作業土工（床掘り・埋戻し）、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、集水榭工、現場打水路工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-3-5	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-3-6	<b>3-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、地下水排除工として作業土工（床掘り・埋戻し）、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-3-7	<b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-3-7	<b>3-6-4 集排水ボーリング工</b> 2. 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、 <b>設計図書</b> に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。	<b>3-6-4 集排水ボーリング工</b> 2. 保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、 <b>設計図書</b> に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。	表現の変更
砂-3-7	<b>3-7-1 一般事項</b> 本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-7-1 一般事項</b> 本節は、地下水遮断工として作業土工（床掘り・埋戻し）、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-3-7	<b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
砂-3-7	<b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、抑止杭工として作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、シャフト工（深礎工）、合成杭工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
砂-3-8	<b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第5編 ダム編

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-1	<p>第1章 コンクリートダム</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第1章 コンクリートダム</p> <p>第2節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
ダ-1-1	<p>1-3-2 掘削分類</p> <p>掘削は、次の2種類に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。</p>	<p>1-3-2 掘削分類</p> <p>掘削は、以下に分類し、その判定は監督職員が行うものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
ダ-1-2	<p>1-3-9 岩盤確認後の再処理</p> <p>受注者は、次の場合には、監督職員の指示に従い第5編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	<p>1-3-9 岩盤確認後の再処理</p> <p>受注者は、以下の場合には、監督職員の指示に従い第5編1-3-5岩盤面処理4項の岩盤清掃を行い、コンクリート打設直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
ダ-1-3	<p>1-4-5 材料の計量</p> <p>2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよいものとする。</p>	<p>1-4-5 材料の計量</p> <p>2. 受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。</p>	<p>表現の変更</p>
ダ-1-4	<p>1-4-6 練りませ</p> <p>5. 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告する。</p> <p>9. 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。</p>	<p>1-4-6 練りませ</p> <p>5. 受注者は、1練りの量及び練りませ時間を、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により試験を行ったうえで決定しなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、強制練りミキサを用いる場合は、JIS A 1119（ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法）により練りませ性能試験を行い、十分な性能を有することを確かめるものとし、試験結果は整理・保管するとともに監督職員または検査職員から請求が合った場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果、異常が発見された場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。</p> <p>9. 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、以下に示す配合とならなかった場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについては、適切に運搬し、処分しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
ダ-1-5	<p>1-4-9 コンクリートの打込み</p> <p>4. 1リフトの高さは、設計図書によらなければならない。</p> <p>5. 受注者は、次の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。</p>	<p>1-4-9 コンクリートの打込み</p> <p>4. 1リフトの高さは、設計図書による。</p> <p>5. 受注者は、以下の場合には、ハーフリフト高さとしなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
ダ-1-6	<p>6. 受注者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。</p>	<p>6. 受注者は、コンクリートの打ち上がり速度等については、以下によらなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第5編 ダム編

頁	改定前	改定後	摘要
	(2) 旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材令3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材令4日、1.5m以上～2.0m未満のリフトの場合は材令5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	(2) 旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材令3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材令4日、1.5m以上～2.0m未満のリフトの場合は材令5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	表現の変更 誤謬
ダ-1-6	12. 受注者は、次の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。	12. 受注者は、以下の事項に該当する場合には、コンクリートの打込みについて、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
ダ-1-8	1-5-1 一般事項 2. 型枠は、鋼製型枠とするものとする。ただし、これ以外の場合、監督職員の承諾を得なければならない。	1-5-1 一般事項 2. 型枠は、鋼製型枠とするものとする。受注者は、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
ダ-1-8	1-5-2 せき板 3. せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものでなければならない。	1-5-2 せき板 3. せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものとする。	表現の変更
ダ-1-8	1-5-4 型枠の取りはずし後の処理 1. 受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	1-5-4 型枠の取りはずし後の処理 1. 受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処置方法を定め施工計画書へ記載することとする。	表現の変更
ダ-1-9	1-7-4 止水板 1. 受注者は、次に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	1-7-4 止水板 1. 受注者は、以下に示す方法により止水板の接合を行わなければならない。	表現の変更
ダ-1-10	1-8-3 冷却用設備 1. 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1-8-3 冷却用設備 1. 受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、以下の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
ダ-1-10 ダ-1-11	1-8-4 冷却工 4. 冷却完了後の処置 (2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会のもとに冷却管内にセメントミルクを充てんしなければならない。 (3) 受注者は、セメントミルクの充てんに先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。 (4) 受注者は、冷却管充てん後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	1-8-4 冷却工 4. 冷却完了後の処置 (2) 受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会のもとに冷却管内にセメントミルクを充填しなければならない。 (3) 受注者は、セメントミルクの充填に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。 (4) 受注者は、冷却管充填後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	表現の変更 表現の変更 表現の変更
ダ-1-11	1-10-2 施工方法 2. 注入時における継目の動きの限度は、設計図書によらなければならない。 4. 受注者は、次に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	1-10-2 施工方法 2. 注入時における継目の動きの限度は、設計図書による。 4. 受注者は、以下に示す順序でグラウチングを行わなければならない。	表現の変更 表現の変更
ダ-1-12 ダ-1-13	1-10-4 施工 4. 注入 (4) 受注者は、次の手順を経て注入を完了するものとする。 5. 測定 受注者は、注入水開始と同時に、次の各項の測定を行わなければならない。	1-10-4 施工 4. 注入 (4) 受注者は、以下の手順を経て注入を完了するものとする。 5. 測定 受注者は、注入水開始と同時に、以下の各項の測定を行わなければならない。	表現の変更 表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第5編 ダム編

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-1-13	1-11-1 一般事項 2. 受注者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に詰めるものとする。	1-11-1 一般事項 2. 受注者は、堤内仮排水路部、その他工事 <del>で</del> 便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。	表現の変更
ダ-1-13	1-11-2 コンクリートの施工 3. 受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を <b>施工計画書</b> に記載する。 4. 受注者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。	1-11-2 コンクリートの施工 3. 受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を <b>施工計画書</b> に記載し <b>なければならない</b> 。 4. 受注者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、 <b>設計図書</b> による。	表現の変更 表現の変更
ダ-2-1	2-2-2 掘削分類 掘削は、 <b>次</b> の2種類に分類し、その判定は <b>監督職員</b> が行うものとする。	2-2-2 掘削分類 掘削は、 <b>以下</b> の2種類に分類し、その判定は <b>監督職員</b> が行うものとする。	表現の変更
ダ-2-1	2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理 3. 受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、 <b>監督職員</b> の <b>立会</b> を受けなければならない。 4. 仕上げ掘削	2-2-5 基礎地盤面及び基礎岩盤面処理 3. 受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形 <b>状況</b> については、 <b>監督職員</b> の <b>立会</b> を受けなければならない。 4. 仕上げ掘削	表現の変更
ダ-2-2	(3) 仕上げ掘削の厚さは、 <b>設計図書</b> によるものとする。	(3) 仕上げ掘削の厚さは、 <b>設計図書</b> による。	表現の変更
ダ-2-2	2-2-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 受注者は、 <b>次</b> の場合には <b>監督職員</b> の <b>指示</b> に従い、第5編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に <b>監督職員</b> の <b>再確認</b> を受けなければならない。	2-2-9 基礎地盤及び基礎岩盤確認後の再処理 受注者は、 <b>以下</b> の場合には <b>監督職員</b> の <b>指示</b> に従い、第5編2-2-5基礎地盤面及び基礎岩盤面処理5項の基礎地盤清掃または6項の基礎岩盤清掃を行い、盛立直前に <b>監督職員</b> の <b>再確認</b> を受けなければならない。	表現の変更
ダ-2-3	2-3-2 材料採取 1. 受注者は、 <b>設計図書</b> に示す場所より材料を採取するとともに、 <b>次</b> の事項を満足するものでなければならない。	2-3-2 材料採取 1. 受注者は、 <b>設計図書</b> に示す場所より材料を採取するとともに、 <b>以下</b> の事項を満足するものでなければならない。	表現の変更
ダ-2-4	2-3-6 フィルターの盛立 ただし、斜面付近では、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得てダム軸と直角方向に走行させる <b>ものとする</b> 。	2-3-6 フィルターの盛立 ただし、斜面付近では、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得てダム軸と直角方向に走行させる <b>ことができるものとする</b> 。	表現の変更
ダ-2-4 ダ-2-5	2-3-7 ロックの盛立 ただし、斜面付近では、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得てダム軸と直角方向に走行させる <b>ものとする</b> 。	2-3-7 ロックの盛立 ただし、斜面付近では、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得てダム軸と直角方向に走行させる <b>ことができるものとする</b> 。	表現の変更
ダ-3-1	第3章 基礎グラウチング 第1節 適用 3. 受注者は、 <b>次</b> の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	第3章 基礎グラウチング 第1節 適用 3. 受注者は、 <b>以下</b> の順序で基礎グラウチングの施工を行わなければならない。	表現の変更
ダ-3-1	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類等による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類等による <b>ものとし</b> 、これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第5編 ダム編

頁	改定前	改定後	摘要
ダ-3-2 ダ-3-3	<p>3-4-7 注入</p> <p>7. 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一次中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>3-4-7 注入</p> <p>7. 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p>	誤謬
ダ-3-3	<p>3-4-8 注入効果の判定</p> <p>2. 追加グラウチング</p> <p>なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。</p>	<p>3-4-8 注入効果の判定</p> <p>2. 追加グラウチング</p> <p>なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第6編 道路編

頁	改定前	改定後	摘要
道路-1-1	<p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成12年3月） 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成11年3月）</p>	<p>第1章 道路改良</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（平成24年5月） 日本道路協会 道路土工一擁壁工指針（平成24年7月）</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p>
道路-1-2	<p>1-4-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編（日本道路協会、平成21年6月）、道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工（日本道路協会、平成22年4月）のり枠工の設計・施工指針第5章施工（全国特定法面保護協会、平成15年3月）、グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工（地盤工学会、平成12年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>1-4-1 一般事項</p> <p>2. 受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成15年3月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更 改定による修正</p>
道路-1-3	<p>1-4-6 アンカー工</p> <p>1. 受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ、方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p> <p>11. 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法はグラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする。</p>	<p>1-4-6 アンカー工</p> <p>1. 受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。</p> <p>10. 受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実に所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。</p> <p>11. 受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験」（地盤工学会、平成24年5月）によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道路-1-3	<p>1-4-7 かが工</p> <p>2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。</p>	<p>1-4-7 かが工</p> <p>2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。</p>	<p>なお書き以降改行</p>

頁	改定前	改定後	摘要
道路-1-4	<p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、擁壁工の施工にあたっては、道路土工—擁壁工指針 <b>2-5・3-4</b> 施工一般（日本道路協会、平成11年3月）及び土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>1-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、擁壁工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針<b>5-11・6-10</b>施工一般」（日本道路協会、平成24年7月）及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会、平成12年9月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>改定による修正</p>
道路-1-4	<p><b>1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-1-4	<p><b>1-5-7 補強土壁工</b></p> <p>2. 盛土材については<b>設計図書によるものとする</b>。<b>受注者</b>は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の<b>確認</b>を行い、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>1-5-7 補強土壁工</b></p> <p>2. 盛土材については<b>設計図書によらなければならない</b>。<b>受注者</b>は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の<b>確認</b>を行い、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-1-5	<p>3. <b>受注者</b>は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、<b>監督職員と協議</b>のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、<b>設計図書</b>で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5 cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>3. <b>受注者</b>は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、<b>監督職員と協議</b>のうえ、基盤面に排水処理工を行わなければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、<b>設計図書</b>で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5 cm程度の重ね合せ幅を確保<b>しなければならない</b>。</p> <p>9. <b>受注者</b>は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
道路-1-6	<p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>1-6-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-1-6	<p><b>1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-1-6	<p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、<b>および</b>「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>1-7-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、カルバート工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）、<b>及び</b>「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定前	改定後	摘要
		4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、以下によるものとする。	追記
		（1） <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。	追記
		（2）非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（以下、「要領」という。）」に従い行わなければならない。	追記
		（3）本試験に関する資料を整備及び保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	追記
		（4）要領（案）により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	追記
道路-1-6 道路-1-7	<b>1-7-2 材料</b> <b>受注者</b> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針4-4材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	<b>1-7-2 材料</b> <b>受注者</b> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-1-7	<b>1-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-7-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-1-7	<b>1-7-7 プレキャストカルバート工</b> 3. <b>受注者</b> は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、道路土工-ボックスカルバート工指針 <b>4-2-2（2）</b> 敷設工（日本道路協会、平成11年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	<b>1-7-7 プレキャストカルバート工</b> 3. <b>受注者</b> は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工-ボックスカルバート工指針 <b>7-2（2）2</b> 」敷設工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	改定による修正
	4. <b>受注者</b> は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように <b>施工するものとする。</b>	4. <b>受注者</b> は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように <b>施工しなければならない。</b>	表現の変更
道路-1-8	<b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>1-8-1 一般事項</b> 1. 本節は排水構造物工（小型水路工）として、作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工（小段排水・縦排水）その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
	2. <b>受注者</b> は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	2. <b>受注者</b> は、排水構造物工（小型水路工）の施工にあたっては、「道路土工要綱 2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-1-8	<b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-1-9	<p><b>1-8-6 地下排水工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、<b>監督職員に報告</b>し、その対策について<b>監督職員の指示</b>によらなければならない。</p>	<p><b>1-8-6 地下排水工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、地下排水工の施工については、<b>設計図書</b>で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、<b>監督職員に報告</b>し、その対策について<b>監督職員の指示</b>によらなければならない。</p>	なお書き以降改行
道路-1-9	<p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、落石雪崩防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>1-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、落石雪崩防止工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
道路-1-10	<p><b>1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-9-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-1-11	<p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他</p>	<p><b>1-10-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、遮音壁工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
道路-1-11	<p><b>1-10-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>1-10-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-2-1	<p style="text-align: center;"><b>第2章 舗装</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 国土交通省 防護柵の設置基準の改訂について（平成16年3月）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2章 舗装</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p><b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p>日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月） 国土交通省 防護柵の設置基準の改正について（平成16年3月）</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>改定による修正 誤謬</p>
道路-2-1 道路-2-2	<p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-1 一般事項</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の規定に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
道路-2-2	<p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、<b>設計図書によるものとする。</b></p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査（日本舗装協会、平成19年3月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-2 材料</b></p> <p>2. 舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、<b>設計図書によらなければならない。</b></p> <p>6. 橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧 第4章4.2照査」（日本舗装協会、平成19年3月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>
道路-2-2	<p><b>2-3-4 橋面防水工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、橋面防水工の施工にあたっては、道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工（日本舗装協会、平成19年3月）の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-4 橋面防水工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本舗装協会、平成19年3月）の規定及び第1編3-6-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-2-2	<p><b>2-3-6 半たわみ性舗装工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工（日本舗装協会、平成4年12月）の規定、施工舗装再生便覧第2章2-7施工（日本舗装協会、平成22年12月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-3-6 半たわみ性舗装工</b></p> <p>4. <b>受注者</b>は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」（日本舗装協会、平成4年12月）の規定、「施工舗装再生便覧第2章2-7施工」（日本舗装協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更 誤謬
道路-2-2	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、排水性舗装工の施工にあたっては、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、舗装再生便覧2-7施工（日本舗装協会、平成22年12月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、第2編4-16-7表4-10の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-3を標準とし、表2-4に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本舗装協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について<b>監督職員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することが<b>出来る</b>。</p>	<p><b>2-3-7 排水性舗装工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、排水性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」（日本舗装協会、平成18年2月）の規定、「舗装再生便覧2-7施工」（日本舗装協会、平成22年11月）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p> <p>3. ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、第2編4-16-7表4-12の標準的性状を満足するものでなければならない。</p> <p>5. ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-3を標準とし、表2-4に示す目標値を満足するように決定する。 なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本舗装協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について<b>監督職員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することが<b>できる</b>。</p>	表現の変更 誤謬 表の追加による番号のずれ
道路-2-4	<p><b>表2-4 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、<b>D交通</b>の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）</p> <p>7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。 （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと<b>および</b>製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	<p><b>表2-4 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、<b>交通量区分N7</b>の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）</p> <p>7. 施工方法については、以下の各規定によらなければならない。 （2）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと<b>及び</b>製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。</p>	表現の変更 表現の変更
道路-2-5	<p>8. <b>受注者</b>は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	<p>8. <b>受注者</b>は、第1編1-1-6第1項の<b>施工計画書</b>の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。</p>	なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要																																																						
道路-2-5	<p><b>2-3-8 透水性舗装工</b></p> <p>2. ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-5を標準とし、表2-6に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、舗装設計施工指針（日本舗装協会、平成18年2月）、舗装施工便覧（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について<b>監督職員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。</p>	<p><b>2-3-8 透水性舗装工</b></p> <p>2. ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-5を標準とし、表2-6に示す目標値を満足するように決定する。</p> <p>なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本舗装協会、平成18年2月）及び「舗装施工便覧」（日本舗装協会、平成18年2月）に従い最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について<b>監督職員が承諾</b>した場合に限り、配合設計を省略することができる。</p>	表現の変更																																																						
	<p><b>表2-6 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、D交通の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）</p>	<p><b>表2-6 ポーラスアスファルト混合物の目標値</b></p> <p>注1：突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、<b>交通量区分N7</b>の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）</p>	表現の変更																																																						
道路-2-6	<p><b>2-3-9 グースアスファルト舗装工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。</p>	<p><b>2-3-9 グースアスファルト舗装工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。</p>	なお書き以降改行																																																						
	<p><b>表2-7 接着剤の規格鋼床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="297 767 1068 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833	粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	<p><b>表2-7 接着剤の規格鋼床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="1117 767 1888 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>規格値</th> <th rowspan="2">試験法</th> </tr> <tr> <th>ゴムアスファルト系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>50以上</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]</td> <td>5(0.5)以下</td> <td>JIS K 6833-1,2</td> </tr> <tr> <td>指触乾燥時間(分)</td> <td>90以下</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>低温風曲試験(-10℃、3mm)</td> <td>合格</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>基盤目試験(点)</td> <td>10</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> <tr> <td>耐湿試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5664</td> </tr> <tr> <td>塩水暴露試験後の基盤目試験(点)</td> <td>8以上</td> <td>JIS K 5600</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。</p>	項目	規格値	試験法	ゴムアスファルト系	不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2	粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2	指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600	低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600	基盤目試験(点)	10	JIS K 5600	耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664	塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600	表現の変更				
項目	規格値		試験法																																																						
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833																																																							
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																							
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																							
項目	規格値	試験法																																																							
	ゴムアスファルト系																																																								
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1,2																																																							
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2																																																							
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600																																																							
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600																																																							
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600																																																							
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664																																																							
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600																																																							
	<p><b>表2-8(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="297 1158 1068 1345"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する)</p> <p>※2 試験方法は、JIS K 6833、JIS K 6387などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	<p><b>表2-8(1) 接着剤の規格コンクリート床版用</b></p> <table border="1" data-bbox="1117 1158 1888 1345"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">アスファルト系(ゴム入り)溶剤型</th> <th colspan="2">ゴム系溶剤型</th> <th rowspan="2">試験方法</th> </tr> <tr> <th>1次プライマー</th> <th>2次プライマー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(20℃)</td> <td>60分以内</td> <td>30分以内</td> <td>60分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>10分以上</td> <td>25分以上</td> <td>JIS K 6833-1,2※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐久性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼版を使用する)</p> <p>※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。</p>	項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法	1次プライマー	2次プライマー	指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833-1,2※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	表現の変更
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型			ゴム系溶剤型			試験方法																																																		
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833※2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
項目	アスファルト系(ゴム入り)溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法																																																					
		1次プライマー	2次プライマー																																																						
指触乾燥時間(20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1※1																																																					
不揮発分(%)	20分以上	10分以上	25分以上	JIS K 6833-1,2※2																																																					
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																					

頁	改定前	改定後	摘要																																																		
	<p>表2-8(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。  ※2 試験方法は、JIS K 6833、JIS L 6387などを参考に実施する。  ※3 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	<p>表2-8(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱擁着型、常温粘着型)プライマーの品質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>溶剤型</th> <th>水性型</th> <th>水性型</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指触乾燥時間(23℃)</td> <td>60分以内</td> <td>60分以内</td> <td>180分以内</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>不揮発分(%)</td> <td>20分以上</td> <td>50分以上</td> <td>35分以上</td> <td>JIS K 6833-1,2※2</td> </tr> <tr> <td>作業性</td> <td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> <tr> <td>耐水性</td> <td colspan="3">5日間で異常のないこと</td> <td>JIS K 5600-1※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。  ※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS L 6387-1,2などを参考に実施する。  ※3 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による</p>	項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法	指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1	不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833-1,2※2	作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1	耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1	表現の変更
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																	
指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1																																																	
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833※2																																																	
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法																																																	
指触乾燥時間(23℃)	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1※1																																																	
不揮発分(%)	20分以上	50分以上	35分以上	JIS K 6833-1,2※2																																																	
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1※1																																																	
道路-2-8	<p>9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(4) <b>受注者</b>は、配合を決定したときには、<b>設計図書</b>に示す品質が得られることを<b>確認し、確認</b>のための資料を整備・保管し<b>監督職員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	<p>9. 設計アスファルト量の決定については、以下の各規定によらなければならない。</p> <p>(4) <b>受注者</b>は、配合を決定したときには、<b>設計図書</b>に示す品質が得られることを<b>確認し、確認</b>のための資料を整備<b>及び</b>保管し<b>監督職員</b>の請求があった場合は直ちに<b>提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p>	表現の変更																																																		
道路-2-9	<p><b>2-3-10 コンクリート舗装工</b></p> <p>3. 粗面仕上げは、フロート<b>及び</b>ハケ、<b>ホーキ</b>等で行うものとする。</p>	<p><b>2-3-10 コンクリート舗装工</b></p> <p>3. 粗面仕上げは、フロート、ハケ<b>及び</b>ほうき等で行うものとする。</p>	表現の変更																																																		
道路-2-10	<p>4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/㎡程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。</p> <p>6. 横収縮目地はダウ<b>ウ</b>エルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔</p>	<p>4. 初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/㎡程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行う<b>ものとする</b>。</p> <p>6. 横収縮目地はダウ<b>ウ</b>エルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は表2-14を標準とする。</p>	表現の変更																																																		
	<p>表2-14 目地間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>版の構造</th> <th>版厚</th> <th>間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄網および縁部補強鉄筋を省略</td> <td>25cm 未満</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>25cm 以上</td> <td>6 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄網および縁部補強鉄筋を使用</td> <td>25cm 未満</td> <td>8 m</td> </tr> <tr> <td>25cm 以上</td> <td>10 m</td> </tr> </tbody> </table>	版の構造	版厚	間隔	鉄網および縁部補強鉄筋を省略	25cm 未満	5 m	25cm 以上	6 m	鉄網および縁部補強鉄筋を使用	25cm 未満	8 m	25cm 以上	10 m	<p>表2-14 目地間隔</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>版の構造</th> <th>版厚</th> <th>間隔</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">鉄網<b>及び</b>縁部補強鉄筋を省略</td> <td>25cm 未満</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>25cm 以上</td> <td>6 m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">鉄網<b>及び</b>縁部補強鉄筋を使用</td> <td>25cm 未満</td> <td>8 m</td> </tr> <tr> <td>25cm 以上</td> <td>10 m</td> </tr> </tbody> </table>	版の構造	版厚	間隔	鉄網 <b>及び</b> 縁部補強鉄筋を省略	25cm 未満	5 m	25cm 以上	6 m	鉄網 <b>及び</b> 縁部補強鉄筋を使用	25cm 未満	8 m	25cm 以上	10 m	表現の変更																								
版の構造	版厚	間隔																																																			
鉄網および縁部補強鉄筋を省略	25cm 未満	5 m																																																			
	25cm 以上	6 m																																																			
鉄網および縁部補強鉄筋を使用	25cm 未満	8 m																																																			
	25cm 以上	10 m																																																			
版の構造	版厚	間隔																																																			
鉄網 <b>及び</b> 縁部補強鉄筋を省略	25cm 未満	5 m																																																			
	25cm 以上	6 m																																																			
鉄網 <b>及び</b> 縁部補強鉄筋を使用	25cm 未満	8 m																																																			
	25cm 以上	10 m																																																			
道路-2-10	<p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹(街渠樹)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>2-4-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工(<b>床掘り・埋戻し</b>)、側溝工、管渠工、集水樹(街渠樹)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更																																																		
道路-2-10	<p><b>2-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>2-4-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(<b>床掘り・埋戻し</b>)の規定によるものとする。</p>	表現の変更																																																		
道路-2-11	<p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、縁石工の施工にあたって、道路土工-盛土工指針(日本舗装協会、平成22年4月)の施工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-5-1 一般事項</b></p> <p>1. 本節は、縁石工として作業土工(<b>床掘り・埋戻し</b>)、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、縁石工の施工にあたって、「道路土工-盛土工指針」(日本舗装協会、平成22年4月)の施工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更																																																		

頁	改定前	改定後	摘要
道路-2-11	<b>2-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>2-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-2-12	<b>2-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、踏掛版工の施工については、道路土工-盛土工指針(日本舗装協会、平成22年4月)の踏掛版及び施工の規定、2-6-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>2-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、踏掛版工として作業土工(床掘り・埋戻し)、踏掛版工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、踏掛版工の施工については、「道路土工-盛土工指針」(日本舗装協会、平成22年4月)の踏掛版及び施工の規定、2-7-4踏掛版工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-2-12	<b>2-6-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>2-6-3 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-2-12	<b>2-6-4 踏掛版工</b> 1. 床掘り・埋戻しを行う場合は、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>2-6-4 踏掛版工</b> 1. <b>作業土工(床掘り・埋戻し)</b> を行う場合は、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-2-12	<b>2-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、防護柵工の施工にあたって、防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定(日本舗装協会、平成20年1月)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本舗装協会、平成21年6月)の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>2-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。 3. <b>受注者</b> は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説4-1. 施工の規定」(日本舗装協会、平成20年1月)、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本舗装協会、平成21年6月)の規定、及び第1編3-3-11路側防護柵工、3-3-10防止柵工の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-2-13	<b>2-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>2-7-2 作業土工(床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-2-13	<b>2-7-3 路側防護柵工</b> 2. <b>受注者</b> は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、視線誘導標設置基準同解説(昭和59年10月社団法人日本道路協会)により取付けなければならない。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。防護柵の規格は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>2-7-3 路側防護柵工</b> 2. <b>受注者</b> は、防護柵に視線誘導標を取り付ける場合は、「視線誘導標設置基準・同解説」(昭和59年10月社団法人日本道路協会)により取付けなければならない。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。防護柵の規格は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
道路-2-13 道路-2-14	<b>2-8-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、標識工の施工にあたって、道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工(日本舗装協会、昭和62年1月)の規定、道路土工要綱第5章施工計画(日本道路協会、平成21年6月)の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び道路標識ハンドブック(全国道路標識、平成16年8月)による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>2-8-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章基礎及び施工」(日本舗装協会、昭和62年1月)の規定、「道路土工要綱 第5章施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定第1編3-3-9小型標識工の規定、3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定3-10-5土留・仮締切工の規定及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識、平成16年8月)による。これにより難い場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-2-14	<p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、道路土工要綱 第5章施工計画（日本舗装協会、平成21年6月）の規定、第1編3-3-12区画線工の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、区画線工の施工にあたって、道路標識・区画線及び道路表示に関する命令、「道路土工要綱 第5章施工計画」（日本舗装協会、平成21年6月）の規定、第1編3-3-12区画線工の規定によらなければならない。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
道路-2-15	<p><b>2-10-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、道路植栽工の施工については、道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工（日本舗装協会、昭和63年12月）の規定、道路土工要綱（日本舗装協会、平成21年6月）の規定、本編2-10-2道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-10-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、道路植栽工の施工については、「道路緑化技術基準・同解説第4章設計・施工」（日本舗装協会、昭和63年12月）の規定、「道路土工要綱」（日本舗装協会、平成21年6月）の規定及び本編2-10-2道路植栽工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
道路-2-15	<p><b>2-10-2 材料</b></p> <p>4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。</p>	<p><b>2-10-2 材料</b></p> <p>4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類の特殊樹にあつて「幹高」とする場合は幹部の垂直高とする。</p>	なお書き以降改行
道路-2-16	<p>7. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上がりの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上合つた場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和が70%の値を幹周とする。</p>	<p>7. 枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方法により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値であつて、一部突き出し枝は含まないものとする。周長は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上がりの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおの幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上合つた場合は、個々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和が70%の値を幹周とする。</p>	なお書き以降改行
道路-2-16	<p><b>2-10-3 道路植栽工</b></p> <p>6. <b>受注者</b>は植え付けにあつては、以下の各規定によらなければならない。</p>	<p><b>2-10-3 道路植栽工</b></p> <p>6. <b>受注者</b>は植え付けにあつては、以下の各規定によらなければならない。</p>	
道路-2-17	<p>(1) <b>受注者</b>は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、<b>監督職員</b>に<b>報告し指示</b>を受けなければならない。<b>ただし</b>、修復に関しては、<b>受注者</b>の負担で行わなければならない。</p> <p>17. <b>受注者</b>は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p>	<p>(1) <b>受注者</b>は、植え付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行なうとともに、<b>監督職員</b>に<b>報告し指示</b>を受けなければならない。<b>なお</b>、修復に関しては、<b>受注者</b>の負担で行わなければならない。</p> <p>17. <b>受注者</b>は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。</p>	なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要
道路-2-17 道路-2-18	<p><b>2-11-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、道路付属施設工の施工にあたって、視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、道路土工要綱（日本道路協会、平成21年6月）の規定、道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第1編第3章道路付属物工の規定、本編<b>2-11-3境界工、2-11-5ケーブル配管工及び2-11-6照明工</b>の規定による。これにより難い場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>2-11-1 一般事項</b></p> <p>3. <b>受注者</b>は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」（日本道路協会、昭和59年10月）の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」（日本道路協会、平成19年10月改訂）の規定、「道路土工要綱」（日本道路協会、平成21年6月）の規定<b>及び</b>「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」（日本道路協会、昭和55年12月）の規定、第1編第3章道路付属物工の規定、本編<b>2-4-3側溝工、2-4-5集水枡（街渠枡）・マンホール工、2-11-3境界工及び2-11-6照明工</b>の規定による。これにより難い場合は、<b>監督職員</b>の<b>承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更
道路-2-18	<p><b>2-11-6 照明工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を<b>行なう</b>とともに、<b>監督職員</b>に<b>報告し指示</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>2-11-6 照明工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を<b>行う</b>とともに、<b>監督職員</b>に<b>報告し指示</b>を受けなければならない。</p>	表現の変更
道路-2-19	<p><b>2-12-2 伸縮装置工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定し、<b>監督職員</b>に<b>報告</b>しなければならない。</p>	<p><b>2-12-2 伸縮装置工</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定<b>しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示</b>しなければならない。</p>	表現の変更
道路-3-1	<p style="text-align: center;"><b>第3章 橋梁下部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、次によるものとする。</p> <p>（2）非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行うものとし、試験結果の判定は要領（案）中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。</p> <p>（3）本試験に関する資料を整備・保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、遅滞なく<b>提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>（4）要領（案）により難い場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b>するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3章 橋梁下部</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p>4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、<b>以下</b>によるものとする。</p> <p>（2）非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領<b>（案）</b>（以下、「要領<b>（案）</b>」という。）」に従い<b>行わなければならない。試験結果の判定は要領（案）中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。</b></p> <p>（3）本試験に関する資料を整備<b>及び</b>保管し、<b>監督職員</b>の請求があった場合は、<b>速やかに提示</b>するとともに検査時まで<b>提出</b>しなければならない。</p> <p>（4）要領（案）により難い場合は、<b>監督職員</b>と<b>協議</b><b>しなければならない。</b></p>	表現の変更 改定による修正
	<p>5. コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、次によるものとする。</p> <p>（1）<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊<b>又は</b>非破壊試験によりコンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>（2）微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行うものとする。</p>	<p>5. コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、<b>以下</b>によるものとする。</p> <p>（1）<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊<b>または</b>非破壊試験によりコンクリートの強度測定を実施しなければならない。</p> <p>（2）微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い<b>行わなければならない。</b></p>	表現の変更
			表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
	(3) <b>受注者</b> は、本試験に関する資料を整備および保管し <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>監督職員</b> へ提出しなければならない。	(3) <b>受注者</b> は、本試験に関する資料を整備 <b>及び</b> 保管し <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>監督職員</b> へ提出しなければならない。	表現の変更
	(4) 要領(案)により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。	(4) 要領(案)により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更
道路-3-1	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 II 鋼橋編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (I 共通編 IV 下部構造編) (平成24年3月)	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成14年3月)	日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (V 耐震設計編) (平成24年3月)	改定による修正
道路-3-2	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成11年3月)	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針 (平成24年7月)	改定による修正
道路-3-2	<b>3-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>製作に着手する前に</b> 、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を <b>それぞれ施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	<b>3-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <del>製作に着手する前に</del> 、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を <b>それぞれ施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	表現の変更 なお書き以降改行
	3. <b>受注者</b> は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得るものとする。	3. <b>受注者</b> は、JIS B 7512 (鋼製巻尺) の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得るものとする。	なお書き以降改行
	7. <b>受注者</b> は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、 <b>設計図書</b> に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <b>または</b> 著しいひずみ並びに内部欠損がないものを使用しなければならない。	7. <b>受注者</b> は、鋳鉄品及び鋳鋼品の使用にあたって、 <b>設計図書</b> に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズ <b>及び</b> 著しいひずみ並びに内部欠損がないものを使用しなければならない。	表現の変更
道路-3-2	<b>3-3-3 鋼製橋脚製作工</b> 3. 製品として購入するボルト・ナットについては、第1編2-7-6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、 <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>3-3-3 鋼製橋脚製作工</b> 3. 製品として購入するボルト・ナットについては、第1編2-7-6ボルト用鋼材の規定によるものとする。また、工場にて製作するボルト・ナットの施工については、 <b>設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
道路-3-3	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-4-1 一般事項</b> 本節は、橋台工として、作業土工 ( <b>床掘り・埋戻し</b> )、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-3	<b>3-4-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-4-2 作業土工 (床掘り・埋戻し)</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工 ( <b>床掘り・埋戻し</b> ) の規定によるものとする。	表現の変更

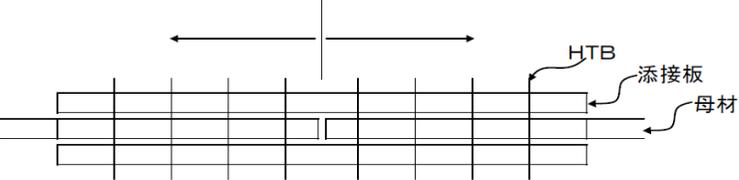
頁	改定前	改定後	摘要
道路-3-4	<b>3-4-8 橋台躯体工</b> 4. <b>受注者</b> は、支承部の箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-4-8 橋台躯体工</b> 4. <b>受注者</b> は、支承部の箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-3-4	<b>3-5-1 一般事項</b> 本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-5-1 一般事項</b> 本節は、RC橋脚工として、作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-4	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	<b>3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-3-5	<b>3-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-6-1 一般事項</b> 1. 本節は、鋼製橋脚工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工、検査路工、その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-5	<b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	<b>3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-3-6	<b>3-6-9 橋脚フーチング工</b> 4. <b>受注者</b> は、アンカーフレームの架設については、鋼道路橋施工便覧IV 架設編第3章架設工法（日本道路協会、昭和60年2月）による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。 5. <b>受注者</b> は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、 <b>設計図書によるものとする。</b> 6. <b>受注者</b> は、フーチングの箱抜き施工については、道路橋支承便覧第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-6-9 橋脚フーチング工</b> 4. <b>受注者</b> は、アンカーフレームの架設については、「鋼道路橋施工便覧IV 架設編第3章架設工法」（日本道路協会、昭和60年2月）による他、コンクリートの打込みによって移動することがないように据付け方法を定め、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。 5. <b>受注者</b> は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、 <b>設計図書によらなければならない。</b> 6. <b>受注者</b> は、フーチングの箱抜き施工については、「道路橋支承便覧第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更  表現の変更
道路-3-6	<b>3-6-10 橋脚架設工</b> 1. <b>受注者</b> は、橋脚架設工の施工については、第6編4-4-4 鋼橋架設工（クレーン架設）、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第17章施工（日本道路協会、平成14年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-6-10 橋脚架設工</b> 1. <b>受注者</b> は、橋脚架設工の施工については、第6編4-4-4 鋼橋架設工（クレーン架設）、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）第18章施工」（日本道路協会、平成24年3月）の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	改定による修正

頁	改定前	改定後	摘要
道路-3-7	<b>3-6-11 現場継手工</b> 2. <b>受注者</b> は、現場継手工の施工については、道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）17章施工（日本道路協会、平成14年3月）、鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事（日本道路協会、昭和60年2月）の規定によらなければならない。これ以外による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	<b>3-6-11 現場継手工</b> 2. <b>受注者</b> は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋編）」18章施工（日本道路協会、平成24年3月）、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」（日本道路協会、昭和60年2月）の規定によらなければならない。これ以外による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	改定による修正
道路-3-7	<b>3-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-7-1 一般事項</b> 1. 本節は、護岸基礎工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-7	<b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-3-8	<b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-8-1 一般事項</b> 1. 本節は、矢板護岸工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-8	<b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-3-10	<b>3-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>3-10-1 一般事項</b> 1. 本節は、擁壁護岸工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-3-10	<b>3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>3-10-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-4-1	<b>第4章 鋼橋上部</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	<b>第4章 鋼橋上部</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成14年3月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編）（平成24年3月）	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）	改定による修正
道路-4-1	<b>4-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>製作に着手する前に</b> 、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を <b>施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員の承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	<b>4-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <del><b>製作に着手する前に</b></del> 、原寸、工作、溶接、仮組立に関する事項を <b>施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員の承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	表現の変更 なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要																			
道路-4-2	<p><b>4-3-2 材 料</b>  1. <b>受注者</b>は、鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、<b>下記によるものとする。</b></p>	<p><b>4-3-2 材 料</b>  1. <b>受注者</b>は、<del>鋼材の材料について、第1編第2章の規定により材料確認を行わなければならない。</del>  <b>なお、確認にあたり、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む）については、以下のとおり確認しなければならない。</b></p>	表現の変更																			
	<p>①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。</p>	<p>①鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。  <b>なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。</b></p>	なお書き以降改行																			
	<p>②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお機械試験の対象とする材料の選定については<b>監督職員と協議</b>するものとする。</p>	<p>②鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。  <b>なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議</b>するものとする。</p>	なお書き以降改行																			
	<p style="text-align: center;"><b>表4-1 溶接材料区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">使 用 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> </tbody> </table>	使 用 区 分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	<p style="text-align: center;"><b>表4-1 溶接材料区分</b></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">使 用 区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強度の同じ鋼材を溶接する場合</td> <td>母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td>強度の異なる鋼材を溶接する場合</td> <td>低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料</td> </tr> <tr> <td><b>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</b></td> <td><b>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b></td> </tr> <tr> <td><b>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</b></td> <td><b>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b></td> </tr> <tr> <td><b>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</b></td> <td><b>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</b></td> </tr> <tr> <td><b>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</b></td> <td><b>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</b></td> </tr> </tbody> </table>	使 用 区 分		強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料	<b>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</b>	<b>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b>	<b>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</b>	<b>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b>	<b>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</b>	<b>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</b>	<b>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</b>	<b>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</b>
使 用 区 分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																					
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																					
使 用 区 分																						
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																					
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材と同等もしくはそれ以上の機械的性質を有する溶接材料																					
<b>じん性の同じ鋼材を溶接する場合</b>	<b>母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b>																					
<b>じん性の異なる鋼材を溶接する場合</b>	<b>低じん性側の母材の要求値と同等またはそれ以上のじん性を有する溶接材料</b>																					
<b>耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合</b>	<b>普通鋼の母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料</b>																					
<b>耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合</b>	<b>母材と同等またはそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料</b>																					
道路-4-3	<p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で<b>次</b>の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 工場塗装工の材料については、<b>下記</b>の規定によるものとする。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>工事着手前</b>に色見本により<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	<p>なお、被覆アーク溶接で施工する場合で<b>以下</b>の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。</p> <p>6. 工場塗装工の材料については、<b>以下</b>の規定によるものとする。</p> <p>(1) <b>受注者</b>は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また<b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>に特に明示されていない場合は、<b>施工前</b>に色見本により<b>監督職員</b>の承諾を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p> <p>表現の変更</p>																			

頁	改定前	改定後	摘要
	(2) <b>受注者</b> は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは、関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	(2) <b>受注者</b> は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱 <b>について</b> 、関係諸法令 <b>及び</b> 諸法規を遵守 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
道路-4-5	<b>4-3-5 鋼製伸縮継手製作工</b> (1) <b>受注者</b> は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	<b>4-3-5 鋼製伸縮継手製作工</b> (1) <b>受注者</b> は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。	なお書き以降改行
道路-4-6	<b>4-3-12 アンカーフレーム製作工</b> アンカーフレーム製作工の施工については、第1編3-3-14 <b>桁</b> 製作工の規定によるものとする。	<b>4-3-12 アンカーフレーム製作工</b> アンカーフレーム製作工の施工については、第1編3-3-14 <b>アンカーフレーム</b> 製作工の規定によるものとする。	誤謬
道路-4-6 道路-4-7	<b>4-4-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	<b>4-4-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行い、その結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	なお書き以降改行
道路-4-7	<b>4-4-3 地組工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>次の</b> 各項目について調査し、材料の品質・性能を <b>確認</b> しなければならない。 1. 地組部材の仮置きについては、 <b>下記の</b> 規定によるものとする。 (1) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように <b>防護するものとする</b> 。 (2) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <b>するものとする</b> 。 (3) 仮置き中に部材について汚損および腐食を生じないように対策を講じる <b>ものとする</b> 。 (4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損、腐食が生じた場合は、すみやかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講じる <b>ものとする</b> 。 2. 地組立については、 <b>下記の</b> 規定によるものとする。 (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <b>うものとする</b> 。 (2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講じる <b>ものとする</b> 。	<b>4-4-3 地組工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に定めた仮設構造物の材料の選定にあたっては、 <b>以下の</b> 各項目について調査し、材料の品質・性能を <b>確認</b> しなければならない。 1. 地組部材の仮置きについては、 <b>以下の</b> 規定によるものとする。 (1) 仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように <b>防護しなければならない</b> 。 (2) 部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように <b>しなければならない</b> 。 (3) 仮置き中に部材について汚損 <b>及び</b> 腐食を生じないように対策を講じ <b>なければならない</b> 。 (4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損 <b>及び</b> 腐食が生じた場合は、すみやかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講じ <b>なければならない</b> 。 2. 地組立については、 <b>以下の</b> 規定によるものとする。 (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 <b>わなければならない</b> 。 (2) 組立て中に損傷があった場合、すみやかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、取り替え、または補修等の処置を講じ <b>なければならない</b> 。	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更
道路-4-7	<b>4-4-4 架設工（クレーン架設）</b> 2. 桁架設については、 <b>下記の</b> 規定によるものとする。 (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。 (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	<b>4-4-4 架設工（クレーン架設）</b> 2. 桁架設については、 <b>以下の</b> 規定によるものとする。 (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行 <b>わなければならない</b> 。 (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 <b>しなければならない</b> 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更 表現の変更 表現の変更
道路-4-8	<b>4-4-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b> 2. 桁架設については、 <b>下記の</b> 規定によるものとする。	<b>4-4-6 架設工（ケーブルエレクション架設）</b> 2. 桁架設については、 <b>以下の</b> 規定によるものとする。	表現の変更
道路-4-8	<b>4-4-7 架設工（架設桁架設）</b> 3. 桁架設については、 <b>下記の</b> 規定によるものとする。	<b>4-4-7 架設工（架設桁架設）</b> 3. 桁架設については、 <b>以下の</b> 規定によるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要																				
	(3) 横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	(3) 横取り工法 ① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。 ② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。	表現の変更 表現の変更																				
道路-4-9	<b>4-4-10 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	<b>4-4-10 支承工</b> 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更																				
道路-4-9	<b>4-4-11 現場継手工</b> 1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。  また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、表4-5に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	<b>4-4-11 現場継手工</b> 1. 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。  また、接合される材片の接触面を表4-5に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。 (2) 接触面を塗装する場合は、表4-6に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	表現の変更 表の追加による番号のずれ																				
		<p style="text-align: center;"><b>表4-5 すべり係数</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>すべり係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a) 接触面を塗装しない場合</td> <td>0.40 以上</td> </tr> <tr> <td>b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合</td> <td>0.45 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	すべり係数	a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上	b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上	適用すべき諸基準との整合														
項目	すべり係数																						
a) 接触面を塗装しない場合	0.40 以上																						
b) 接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上																						
	<p style="text-align: center;"><b>表4-5 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>30 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>90~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径（50%平均粒径）</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上	<p style="text-align: center;"><b>表4-6 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚</td> <td>50 μm</td> </tr> <tr> <td>接触面の合計乾燥塗膜厚</td> <td>100~200 μm</td> </tr> <tr> <td>乾燥塗膜中の亜鉛含有量</td> <td>80%以上</td> </tr> <tr> <td>亜鉛末の粒径（50%平均粒径）</td> <td>10 μm 程度以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	条件	接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm	接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm	乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上	亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上	適用すべき諸基準との整合
項目	条件																						
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	30 μm																						
接触面の合計乾燥塗膜厚	90~200 μm																						
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																						
亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上																						
項目	条件																						
接触面片面あたりの最小乾燥塗膜厚	50 μm																						
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μm																						
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上																						
亜鉛末の粒径（50%平均粒径）	10 μm 程度以上																						
道路-4-10	3. ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。 (1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。 (2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。 (3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。 (4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。	3. ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。 (1) ボルト軸力の導入をナットをまわして行わなければならない。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。 (2) ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。 (3) トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。 (4) ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えなければならない。	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更																				

頁	改定前	改定後	摘要
道路-4-11	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を <b>確認するものとする</b> 。	(6) ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を <b>確認しなければならない</b> 。	表現の変更
	4. 締付けボルト軸力については、 <b>下記の規定によるものとする</b> 。	4. 締付けボルト軸力については、 <b>以下の規定によるものとする</b> 。	表現の変更
	(2) 摩擦接合ボルトを、表4-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付ける <b>ものとする</b> 。 <b>表4-6 設計ボルト軸力 (kN)</b>	(2) 摩擦接合ボルトを、表4-7に示す設計ボルト軸力が得られるように締付け <b>なければならない</b> 。 <b>表4-7 設計ボルト軸力 (kN)</b>	表の追加による番号のずれ 表の追加による番号のずれ
(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	(3) トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする <b>ものとする</b> 。	表現の変更	
(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表4-7及び表4-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。 <b>表4-7 常温時 (10℃~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</b>	(4) トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表4-8及び表4-9に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。 <b>表4-8 常温時 (10℃~30℃) の締付けボルト軸力の平均値</b>	表の追加による番号のずれ	
<b>表4-8 常温時以外の (0℃~10℃, 30℃~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</b>	<b>表4-9 常温時以外の (0℃~10℃, 30℃~60℃) の締付けボルト軸力の平均値</b>	表の追加による番号のずれ	
(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4-9に示すボルトの軸力の範囲に入 <b>なければならない</b> 。 <b>表4-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</b>	(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表4-10に示すボルトの軸力の範囲に入 <b>るものとする</b> 。 <b>表4-10 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値</b>	表の追加による番号のずれ 表現の変更	
$\delta_y$ : ボルト試験片の耐力 (N/mm <sup>2</sup> ) (JIS 4号試験片による)	$\delta_y$ : ボルト試験片の耐力 (N/mm <sup>2</sup> ) (JIS Z 2241の4号試験片による)	表の追加による番号のずれ 表現の変更	
5. <b>受注者</b> は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に <b>確認</b> できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行なうものとする。	5. <b>受注者</b> は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図4-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に <b>確認</b> できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更	
 <b>図4-1 ボルト締付け順序</b>	 <b>図4-1 ボルト締付け順序</b>	図の変更	
7. 締付け確認については、 <b>下記の規定によるものとする</b> 。	7. 締付け確認については、 <b>以下の規定によるものとする</b> 。	表現の変更	
(2) ボルトの締付け確認については、 <b>下記の規定によるものとする</b> 。	(2) ボルトの締付け確認については、 <b>以下の規定によるものとする</b> 。	表現の変更	
① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行 <b>うものとする</b> 。	① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更	

頁	改定前	改定後	摘要
	② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の <b>確認</b> とマーキングによる外観確認を行うものとする。	② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の <b>確認</b> とマーキングによる外観確認を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行うものとする。	(3) 回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	9. 現場溶接 ⑤ <b>受注者</b> は、溶接現場の気象条件が <b>下記</b> に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	9. 現場溶接 ⑤ <b>受注者</b> は、溶接現場の気象条件が <b>以下</b> に該当するときは、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。	表現の変更
道路-4-13	<b>4-5-3 現場塗装工</b> 8. <b>受注者</b> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗い <b>するものとする</b> 。 9. <b>受注者</b> は、 <b>下記</b> の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表4-10に示すとおりである。	<b>4-5-3 現場塗装工</b> 8. <b>受注者</b> は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分付着の疑いがある場合は、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m <sup>2</sup> 以上の時は水洗い <b>しなければならない</b> 。 9. <b>受注者</b> は、 <b>以下</b> の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表4-11に示すとおりである。	表現の変更
	(2) 風が強いとき、及びじんあいが多いとき。	(2) 風が強いとき、 <del>及び</del> じんあいが多いとき。	表現の変更
道路-4-14	<b>表4-10 塗装禁止条件</b>	<b>表4-11 塗装禁止条件</b>	表の追加による番号のずれ
道路-4-15	13. 下塗り (1) <b>受注者</b> は、被塗装面の素地調整状態を <b>確認</b> したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、 <b>塗装するものとする</b> 。 (5) <b>受注者</b> は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、 <b>受注者</b> は、防錆剤の使用については、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	13. 下塗り (1) <b>受注者</b> は、被塗装面の素地調整状態を <b>確認</b> したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、 <b>塗装しなければならない</b> 。 (5) <b>受注者</b> は、現場溶接を行う部分及びこれに隣接する両側の幅10cmの部分に工場塗装を行ってはならない。 ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。 なお、 <b>受注者</b> は、防錆剤の使用については、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
	14. 中塗り、上塗り (1) <b>受注者</b> は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を <b>確認</b> したうえで行わなければならない。	14. 中塗り、上塗り (1) <b>受注者</b> は、中塗り <b>及び</b> 上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を <b>確認</b> したうえで行わなければならない。	表現の変更
	16. 検査 (6) <b>受注者</b> は、 <b>次</b> に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	16. 検査 (6) <b>受注者</b> は、 <b>以下</b> に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	表現の変更
	④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査 <b>するものとする</b> 。	④ 平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い、基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
道路-4-16	<b>4-6-2 床版工</b> 1. 鉄筋コンクリート床版については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	<b>4-6-2 床版工</b> 1. 鉄筋コンクリート床版については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-4-17	(2) 施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を <b>確認するものとする</b> 。出来形に誤差のある場合、その処置について <b>監督職員と協議するものとする</b> 。	(2) <b>受注者は</b> 、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を <b>確認しなければならない</b> 。出来形に誤差のある場合、その処置について <b>監督職員と協議しなければならない</b> 。	表現の変更
	(3) コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮 <b>するものとする</b> 。	(3) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	(4) スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ <b>監督職員の承諾を得るものとする</b> 。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つ <b>ようにしなければならない</b> 。	(4) <b>受注者は</b> 、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとし <b>なければならない</b> 。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ <b>監督職員と協議しなければならない</b> 。スペーサーは、1㎡当たり4個を配置の目安とし、組立、またはコンクリートの打込中、その形状を保つ <b>ものとする</b> 。	表現の変更 なお書き以降改行
	(5) 床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書を確認</b> してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <b>するものとする</b> 。	(5) <b>受注者は</b> 、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、 <b>設計図書を確認</b> してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	(6) コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は <b>下記によるものとする</b> 。	(6) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は <b>以下によらなければならない</b> 。	表現の変更
	① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <b>下げて</b> はならない。	① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を <b>低下させて</b> はならない。	表現の変更
	② 吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	② 吐出 <b>口</b> におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	表現の変更
	(7) 橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	(7) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	表現の変更
	(8) 橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	(8) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込 <b>まなければならない</b> 。	表現の変更
	(9) コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編5-6-9養生に基づき施工しなければならない。	(9) <b>受注者は</b> 、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。またコンクリート打ち込み後の養生については、第1編5-6-9養生に基づき施工しなければならない。	表現の変更
	(10) 鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	(10) <b>受注者は</b> 、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きをして、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	表現の変更
	(11) 工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-34後片付け)を行わなければならない。	(11) <b>受注者は</b> 、工事完了時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-34後片付け)を行わなければならない。	表現の変更
	(12) <b>受注者は</b> 、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は速やかに <b>提示するものとする</b> 。	(12) <b>受注者は</b> 、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は速やかに <b>提示しなければならない</b> 。	表現の変更
	2. 鋼床版については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	2. 鋼床版については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	(1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。 なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。	表現の変更 なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要
道路-4-18	<b>4-7-2 伸縮装置工</b> 1. <b>受注者</b> は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定 <b>すること</b> 。また、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	<b>4-7-2 伸縮装置工</b> 1. <b>受注者</b> は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定 <b>しなければならない</b> 。また、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は、速やかに <b>提示</b> しなければならない。	表現の変更
道路-4-18 道路-4-19	<b>4-7-9 銘板工</b> 図4-3	<b>4-7-9 銘板工</b> 図4-3 <b>銘板の寸法及び記載事項</b>	追記
道路-4-19	<b>4-8-1 一般事項</b> 本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>4-8-1 一般事項</b> 本節は、歩道橋本体工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋（側道橋）架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-4-19	<b>4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>4-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-5-1	<b>第5章 コンクリート橋上部</b> <b>第1節 適用</b> 4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <b>次</b> によるものとする。	<b>第5章 コンクリート橋上部</b> <b>第1節 適用</b> 4. コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）については、 <b>以下</b> によるものとする。	表現の変更
	（2）非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行うものとし、試験結果の判定は要領（案）中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。	（2）非破壊試験は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（ <del>案</del> ）（以下、「要領（ <del>案</del> ）」という。）」に従い行 <b>わなければならない</b> 。試験結果の判定は要領（ <del>案</del> ）中の「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。	改定による修正
	（3）本試験に関する資料を整備・保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	（3）本試験に関する資料を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、 <b>速やかに提示</b> するとともに検査時まで <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	（4）要領（案）により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。	（4）要領（案）により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	5. コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、 <b>次</b> によるものとする。	5. コンクリート構造物微破壊・非破壊試験（強度測定）については、 <b>以下</b> によるものとする。	表現の変更
	（1） <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において、微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <b>又は</b> 非破壊試験によりコンクリートの強度測定を実施しなければならない。	（1） <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において、微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊 <b>または</b> 非破壊試験によりコンクリートの強度測定を実施しなければならない。	表現の変更
	（2）微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行うものとする。	（2）微破壊・非破壊試験は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）（以下、「要領（案）」という。）」に従い行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	（3） <b>受注者</b> は、本試験に関する資料を整備 <b>および</b> 保管し <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>監督職員</b> へ <b>提出</b> しなければならない。	（3） <b>受注者</b> は、本試験に関する資料を整備 <b>及び</b> 保管し <b>監督職員</b> の請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに検査時まで <b>監督職員</b> へ <b>提出</b> しなければならない。	表現の変更
	（4）要領（案）により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。	（4）要領（案）により難しい場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> <b>しなければならない</b> 。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-5-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）</p>	<p>表現の変更  なお書き以降改行</p> <p>改定による修正  改定による修正</p>
道路-5-2	<p><b>5-3-1 一般事項</b>  2. <b>受注者</b>は、原寸、工作、溶接、仮組立に係わる事項を<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合、または<b>設計図書</b>について<b>監督職員の承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>について<b>監督職員の承諾</b>を得るものとする。</p>	<p><b>5-3-1 一般事項</b>  2. <b>受注者</b>は、原寸、工作、溶接、仮組立に係わる事項を<b>施工計画書</b>へ記載しなければならない。なお、<b>設計図書</b>に示されている場合、または<b>設計図書</b>について<b>監督職員の承諾</b>を得た場合は、上記項目の全部または、一部を省略することができるものとする。</p> <p>3. <b>受注者</b>は、JIS B 7512（鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>設計図書</b>について<b>監督職員の承諾</b>を得るものとする。</p>	<p>なお書き以降改行</p> <p>なお書き以降改行</p>
道路-5-3	<p><b>5-4-1 一般事項</b>  2. <b>受注者</b>は、コンクリート橋の製作工について、<b>施工計画書</b>へ<b>次の</b>事項を記載しなければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を<b>監督職員</b>に<b>提示</b>しなければならない。なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、<b>監督職員</b>に測量結果を速やかに<b>提出</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p><b>5-4-1 一般事項</b>  2. <b>受注者</b>は、コンクリート橋の製作工について、<b>施工計画書</b>へ<b>以下の</b>事項を記載しなければならない。</p> <p>6. <b>受注者</b>は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を<b>監督職員</b>に<b>提示</b>しなければならない。なお、測量結果が<b>設計図書</b>に示されている数値と差異を生じた場合は、<b>監督職員</b>に測量結果を速やかに<b>提出</b>し、<b>指示</b>を受けなければならない。</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
道路-5-3	<p><b>5-4-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b>  1. <b>受注者</b>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証工場において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。  （2）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<b>35N/mm<sup>2</sup></b>以上であることを<b>確認</b>し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の<b>確認</b>は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。  （3）コンクリートの施工については、<b>下記の</b>規定により製作されたもの。</p> <p>3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに<b>下記の</b>事項を表示するものとする。</p>	<p><b>5-4-2 プレテンション桁製作工（購入工）</b>  1. <b>受注者</b>は、プレテンション桁を購入する場合は、JIS 表示認証<b>製品を製造している</b>工場において製作したものを用いなければならない。</p> <p>2. <b>受注者</b>は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。  （2）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、<b>30N/mm<sup>2</sup></b>以上であることを<b>確認</b>し、製作されたものとする。なお、圧縮強度の<b>確認</b>は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。  （3）コンクリートの施工については、<b>以下の</b>規定により製作されたもの。</p> <p>3. 型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに<b>以下の</b>事項を表示<b>しなければならない</b>。</p>	<p>表現の変更</p> <p>適用すべき諸基準との整合  なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p>
道路-5-4	<p><b>5-4-3 ポストテンション桁製作工</b>  1. <b>受注者</b>は、コンクリートの施工については、<b>下記の</b>事項に従わなければならない。</p>	<p><b>5-4-3 ポストテンション桁製作工</b>  1. <b>受注者</b>は、コンクリートの施工については、<b>以下の</b>事項に従わなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>

頁	改定前	改定後	摘要
	(4) <b>受注者</b> は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲、 <b>あるいは型枠</b> のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	(4) <b>受注者</b> は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲 <b>及び</b> 型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。	表現の変更
	2. PCケーブルの施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	2. PCケーブルの施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧倒に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように <b>するものとする</b> 。	(3) シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も圧倒に耐える強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	(4) PC鋼材またはシースが <b>設計図書</b> で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定める <b>ものとする</b> 。	(4) PC鋼材またはシースが <b>設計図書</b> で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定め <b>なければならない</b> 。	表現の変更
	(5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てる <b>ものとする</b> 。	(5) PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立て <b>なければならない</b> 。	表現の変更
	(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護 <b>するものとする</b> 。	(6) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	3. PC緊張の施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	3. PC緊張の施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを <b>確認するものとする</b> 。なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	(1) プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを <b>確認しなければならない</b> 。なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	表現の変更 なお書き以降改行
	(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを <b>確認するものとする</b> 。	(2) プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを <b>確認しなければならない</b> 。	表現の変更
道路-5-5	(3) プレストレッシングに先立ち、 <b>次の</b> 調整及び試験を行う <b>ものとする</b> 。	(3) プレストレッシングに先立ち、 <b>以下の</b> 調整及び試験を行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、 <b>監督職員</b> に緊張管理計画書を <b>提出するものとする</b> 。	(4) プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、 <b>監督職員</b> に緊張管理計画書を <b>提出しなければならない</b> 。	表現の変更
	(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理 <b>するものとする</b> 。	(5) 緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
	(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> するとともに原因を調査し、適切な措置を講 <b>ずるものとする</b> 。	(6) 緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> するとともに原因を調査し、適切な措置を講 <b>じなければならない</b> 。	表現の変更
	(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行う <b>ものとする</b> 。	(7) プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行 <b>わなければならない</b> 。	表現の変更
	(8) プレストレッシングの施工については、道路橋示方書・同解説Ⅲコンクリート橋編19.8 PC鋼材工及び緊張工（日本道路協会、平成14年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備・保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>に提出</b> しなければならない。	(8) プレストレッシングの施工については、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋編）20.8 PC鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成24年3月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時及びコンクリートの強度等の記録を整備 <b>及び</b> 保管し、 <b>監督職員</b> または <b>検査職員</b> から請求があった場合は速やかに <b>提示</b> するとともに、検査時まで <b>に提出</b> しなければならない。	改定による修正 表現の変更
	(11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定め <b>るものとする</b> 。	(11) PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定め <b>なければならない</b> 。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-5-6	4. <b>受注者</b> は、グラウトの施工については、 <b>下記</b> の規定によらなければならない。	4. <b>受注者</b> は、グラウトの施工については、 <b>以下</b> の規定によらなければならない。	表現の変更
	(1) <b>受注者</b> は、本条で使用するグラウト材料は、 <b>次</b> の規定によるものを使用しなければならない。	(1) <b>受注者</b> は、本条で使用するグラウト材料は、 <b>以下</b> の規定によるものを使用しなければならない。	表現の変更
	② <b>混和剤</b> は、 <b>ノンブリーディングタイプ</b> を使用するものとする。	② <b>グラウト</b> は、 <b>ノンブリーディングタイプ</b> を使用するものとする。	表現の変更
	④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、 <b>20.0N/mm<sup>2</sup></b> 以上とするものとする。	④ グラウトの材令28日における圧縮強度は、 <b>30.0N/mm<sup>2</sup></b> 以上とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	⑤ グラウトは <b>膨張率が0.5%以下の配合</b> とするものとする。	⑤ グラウトの <b>体積変化率は±0.5%の範囲内</b> とする。	適用すべき諸基準との整合
	⑥ グラウトのブリーディング率は、 <b>0.0%以下</b> とするものとする。	⑥ グラウトのブリーディング率は、 <b>24時間後0.0%</b> とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	⑦ グラウト中の全塩化物イオン量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。	⑦ グラウト中の全塩化物イオン量は、 <b>普通ポルトランドセメント</b> 質量の0.08%以下とするものとする。	適用すべき諸基準との整合
	(2) <b>受注者</b> は、使用グラウトについて事前に <b>次</b> の試験及び測定を行い、 <b>設計図書</b> に示す品質が得られることを <b>確認</b> しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとするとする。	(2) <b>受注者</b> は、使用グラウトについて事前に <b>以下</b> の試験及び測定を行い、 <b>設計図書</b> に示す品質が得られることを <b>確認</b> しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとするとする。	表現の変更
	② ブリーディング率及び <b>膨張率</b> 試験	② ブリーディング率及び <b>体積変化率</b> の試験	適用すべき諸基準との整合
	(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること <b>および</b> ダクトの気密性を <b>確認</b> した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを <b>確認</b> して作業を完了するものとする。	(3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること <b>及び</b> ダクトの気密性を <b>確認</b> した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを <b>確認</b> して作業を完了するものとする。	表現の変更
(4) <del>グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</del>	<del>(4) グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。</del>	削除	
(5) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように <b>行うものとする</b> 。	(4) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように <b>行わなければならない</b> 。	(4) 削除による番号のずれ 表現の変更	
(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>監督職員の承諾を得るものとする</b> 。	(5) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に <b>監督職員の承諾を得なければならない</b> 。	(4) 削除による番号のずれ 表現の変更	
なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。		
(7) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	(6) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	(4) 削除による番号のずれ	
(8) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設ける <b>ものとする</b> 。	(7) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設け <b>なければならない</b> 。	(4) 削除による番号のずれ 表現の変更	
6. 主桁製作設備の施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	6. 主桁製作設備の施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更	
7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	7. プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更	
(1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有する <b>ものでなければならない</b> 。	(1) PC鋼材は、JIS G 3536 (PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有する <b>ものとする</b> 。	表現の変更	

頁	改定前	改定後	摘要
	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。	表現の変更
	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものでなければならない。	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図れるものとする。	表現の変更
	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。	表現の変更
道路-5-6	5-4-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工) プレキャストブロック購入については、第6編5-4-2プレテンション桁製作工 (購入工) の規定によるものとする。	5-4-4 プレキャストセグメント製作工 (購入工) プレキャストセグメント製作工 (購入工) については、第6編5-4-2プレテンション桁製作工 (購入工) の規定によるものとする。	誤謬
道路-5-6	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。	5-4-5 プレキャストセグメント主桁組立工 2. ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。	表現の変更
道路-5-7	なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) コンクリート標準示方書 (規準編) (土木学会、平成22年11月) によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤 (橋げた用) 品質規格 (案) 「コンクリート標準示方書 (規準編)」 (土木学会、平成22年11月) によるものとする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除くものとする。	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。	表現の変更
	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。	表現の変更
	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければならない。	表現の変更
	4. グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。 (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。	4. グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。 (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-5-7	5-4-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-4-6 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 (日本道路協会) 第5章 支承部の施工」 (日本道路協会、平成16年4月) による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
道路-5-8	5-5-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	5-5-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	なお書き以降改行
	4. 受注者は、コンクリート橋の製作工について次の事項を記載しなければならない。	4. 受注者は、コンクリート橋の製作工について以下の事項を記載しなければならない。	表現の変更
道路-5-8	5-5-2 プレブーム桁製作工 (現場) 1. プレフレクション (応力導入) の施工については、下記の規定によるものとする。	5-5-2 プレブーム桁製作工 (現場) 1. プレフレクション (応力導入) の施工については、以下の規定によるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-5-9	(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5-2の値とするものとする。	(2) 鋼桁のプレフレクションの管理を、荷重計の示度及び鋼桁のたわみ量によって行うものとする。なお、このときの荷重及びたわみ量の規格値は、表5-2の値とするものとする。	なお書き以降改行
	2. リリース（応力解放）の施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	2. リリース（応力解放）の施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを <b>確認</b> するものとする。なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	(1) リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを <b>確認</b> するものとする。なお、圧縮強度の <b>確認</b> は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	なお書き以降改行
	(2) リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、 <b>受注者</b> は、その養生方法を <b>施工計画書</b> に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	(2) リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、 <b>受注者</b> は、その養生方法を <b>施工計画書</b> に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	表現の変更
	(3) <b>受注者</b> は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。	(3) <b>受注者</b> は、リリース時導入応力の管理は、プレビーム桁のたわみ量により行わなければならない。なお、たわみ量の許容値は、設計値に対して±10%で管理するものとする。	なお書き以降改行
6. <b>受注者</b> は、主桁製作設備の施工については、 <b>下記</b> の規定によらなければならない。	6. <b>受注者</b> は、主桁製作設備の施工については、 <b>以下</b> の規定によらなければならない。	表現の変更	
道路-5-9	5-5-3 支承工 <b>受注者</b> は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	5-5-3 支承工 <b>受注者</b> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（ <b>日本道路協会、平成16年4月</b> ）による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-5-10	5-5-7 局部（部分）プレストレス工 部分プレストレスの施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	5-5-7 局部（部分）プレストレス工 部分プレストレスの施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更
道路-5-10	5-5-8 床版・横桁工 2. <b>受注者</b> は、床版 <b>および</b> 横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	5-5-8 床版・横桁工 2. <b>受注者</b> は、床版 <b>及び</b> 横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	表現の変更
道路-5-10	5-6-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	5-6-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を <b>監督職員</b> に <b>提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出</b> し、 <b>指示</b> を受けなければならない。	なお書き以降改行
	4. <b>受注者</b> は、コンクリート橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	4. <b>受注者</b> は、コンクリート橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	表現の変更
道路-5-11	5-6-3 支承工 <b>受注者</b> は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	5-6-3 支承工 <b>受注者</b> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（ <b>日本道路協会、平成16年4月</b> ）による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-5-11	5-6-4 PCホロースラブ製作工 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	5-6-4 PCホロースラブ製作工 5. 受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	表現の変更
道路-5-11	5-7-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	5-7-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	なお書き以降改行  表現の変更
道路-5-12	5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-7-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
道路-5-12	5-8-1 一般事項 2. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	5-8-1 一般事項 2. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	表現の変更
道路-5-13	5-9-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	5-9-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	なお書き以降改行  表現の変更
道路-5-13	5-9-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	5-9-3 支承工 受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
道路-5-14	5-10-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ次の事項を記載しなければならない。	5-10-1 一般事項 2. 受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。  4. 受注者は、コンクリート橋の製作工については、施工計画書へ以下の事項を記載しなければならない。	なお書き以降改行  表現の変更
道路-5-14	5-10-2 PC片持箱桁製作工 3. 受注者は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）がある場合はプレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	5-10-2 PC片持箱桁製作工 3. 受注者は、PC鋼棒のPC固定及びPC継手（普通継手・緊張端継手）がある場合は「プレストレストコンクリート工法設計施工指針 第6章施工」（土木学会、平成3年3月）の規定により施工しなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-5-15	5-10-3 支承工 は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	5-10-3 支承工 <b>受注者</b> は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（日本道路協会、平成16年4月）による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-5-15	5-11-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を <b>監督職員に提示</b> しなければならない。なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出し、指示</b> を受けなければならない。  4. <b>受注者</b> は、コンクリート橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>次</b> の事項を記載しなければならない。	5-11-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を <b>監督職員に提示</b> しなければならない。 なお、測量結果が <b>設計図書</b> に示されている数値と差異を生じた場合は、 <b>監督職員</b> に測量結果を速やかに <b>提出し、指示</b> を受けなければならない。  4. <b>受注者</b> は、コンクリート橋の製作工については、 <b>施工計画書</b> へ <b>以下</b> の事項を記載しなければならない。	なお書き以降改行  表現の変更
道路-5-15 道路-5-16	5-11-2 PC押出し箱桁製作工 4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第6編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 5. 主桁製作設備の施工については、 <b>下記</b> の規定によるものとする。	5-11-2 PC押出し箱桁製作工 4. 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第6編5-4-3ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。 5. 主桁製作設備の施工については、 <b>以下</b> の規定によるものとする。	表現の変更  表現の変更
道路-5-17	5-12-8 銘板工  <b>図5-1</b>	5-12-8 銘板工  <b>図5-1 銘板の寸法及び記載事項</b>	追記
道路-6-1	<b>第6章 トンネル（NATM）</b> <b>第1節 適用</b> 9. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時までに <b>監督職員</b> へ <b>提出</b> しなければならない。	<b>第6章 トンネル（NATM）</b> <b>第1節 適用</b> 9. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> により、坑内観察調査等を行わなければならない。なお、地山条件等に応じて計測Bが必要と判断される場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。また、計測は、技術的知識、経験を有する現場責任者により、行わなければならない。なお、計測記録を整備保管し、 <b>監督職員</b> の請求があった場合は、遅滞なく <b>提示</b> するとともに、検査時までに <b>監督職員</b> へ <b>提出</b> しなければならない。	なお書き以降改行
道路-6-1	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と協議しなければならない。	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と協議しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
道路-6-2	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成11年3月） 労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成20年3月） 建設労働災害防止協会 ずい道における換気技術指針（設計及び粉じん等の測定）（平成17年6月）	日本道路協会 道路土工－擁壁工指針（平成24年7月） 厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成23年3月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（平成24年3月）	改定による修正 改定による修正  改定による修正

頁	改定前	改定後	摘要
道路-6-3	<b>6-4-2 材料</b> 3. 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）または、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の規格によるものとする。	<b>6-4-2 材料</b> 3. 鋼製支保工に使用する鋼材の種類は、S S 400材相当品以上のものとする。なお、鋼材の材質は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）または、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の規格によるものとする。	なお書き以降改行
道路-6-4	<b>6-4-4 ロックボルト工</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、 <b>設計図書</b> に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。  4. <b>受注者</b> は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・削孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。	<b>6-4-4 ロックボルト工</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> に示す定着長が得られるように、ロックボルトを施工しなければならない。なお、地山条件や穿孔の状態、湧水状況により、 <b>設計図書</b> に示す定着長が得られない場合には、定着材料や定着方式等について <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。  4. <b>受注者</b> は、ロックボルトを定着する場合の定着方式は、全面接着方式とし、定着材は、ドライモルタルとしなければならない。なお、地山の岩質・地質・削孔の状態等からこれにより難い場合は、定着方式・定着材について <b>監督職員</b> と <b>協議</b> するものとする。	なお書き以降改行  なお書き以降改行
道路-6-4	<b>6-4-5 鋼製支保工</b> 1. <b>受注者</b> は、鋼製支保工を使用する場合は、あらかじめ加工図を作成して <b>設計図書</b> との <b>確認</b> をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにするものとする。	<b>6-4-5 鋼製支保工</b> 1. <b>受注者</b> は、鋼製支保工を使用する場合は、あらかじめ加工図を作成して <b>設計図書</b> との <b>確認</b> をしなければならない。なお、曲げ加工は、冷間加工により正確に行うものとし、他の方法による場合には <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得るものとする。また、溶接、穴あけ等にあたっては素材の材質を害さないようにするものとする。	なお書き以降改行
道路-6-4 道路-6-5	<b>6-5-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が <b>設計図書</b> に示されていない場合は <b>監督職員</b> の <b>指示</b> により設置しなければならない。刻示方法は、図6-1を標準とするものとする。	<b>6-5-1 一般事項</b> 3. <b>受注者</b> は、覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側に設置しなければならない。なお、覆工厚が <b>設計図書</b> に示されていない場合は <b>監督職員</b> の <b>指示</b> により設置しなければならない。刻示方法は、図6-1を標準とするものとする。	なお書き以降改行
	図6-1	図6-1 <b>覆工厚変化箇所の刻示標準図</b>	追記
道路-6-6	<b>6-5-6 トンネル防水工</b> 2. <b>受注者</b> は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	<b>6-5-6 トンネル防水工</b> 2. <b>受注者</b> は、防水工に止水シートを使用する場合には、止水シートが破れないように、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行わなければならない。なお、防水工に止水シートを使用する場合の固定は、ピン等により固定させなければならない。また、シートの接合面は、漏水のないように接合させるものとする。	なお書き以降改行
道路-6-6	<b>6-6-2 材料</b> インバートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>6-6-2 材料</b> インバートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、 <b>設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
道路-6-6	<b>6-6-3 インバート掘削工</b> 1. <b>受注者</b> は、インバートの施工にあたり <b>設計図書</b> に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで <b>充填</b> しなければならない。	<b>6-6-3 インバート掘削工</b> 1. <b>受注者</b> は、インバートの施工にあたり <b>設計図書</b> に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インバートと同質のコンクリートで <b>充填</b> しなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-6-6	<p><b>6-6-4 インバート本体工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充てんされるよう施工するものとする。</p>	<p><b>6-6-4 インバート本体工</b></p> <p>2. <b>受注者</b>は、コンクリート仕上げ面の傾斜が急で、打設したコンクリートが移動するおそれのある場合のコンクリートの打設にあたっては、型枠を使用して行わなければならない。また、側壁コンクリートの打設後、インバートを施工する場合には、打継目にコンクリートが十分充填されるよう施工するものとする。</p>	表現の変更
道路-6-7	<p><b>6-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>6-8-1 一般事項</b></p> <p>本節は、坑門工として坑口付工、作業土工（床掘り・埋戻し）、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
道路-6-7	<p><b>6-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>6-8-3 作業土工（床掘り・埋戻し）</b></p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-6-8	<p><b>6-8-6 銘板工</b></p>	<p><b>6-8-6 銘板工</b></p> <p><b>図6-2 表示板の刻示方法</b></p>	追記
道路-6-8	<p><b>6-9-2 材料</b></p> <p><b>受注者</b>は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、<b>監督職員</b>と協議するものとする。なお、<b>協議</b>の結果については、第1編第1章1-1-6第3項に基づく<b>施工計画書</b>を作成し提出しなければならない。</p>	<p><b>6-9-2 材料</b></p> <p><b>受注者</b>は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、<b>監督職員</b>と協議するものとする。なお、<b>協議</b>の結果については、第1編第1章1-1-6第3項に基づく<b>施工計画書</b>を作成し提出しなければならない。</p>	なお書き以降改行
道路-6-8 道路-6-9	<p><b>6-9-3 掘削補助工A</b></p> <p><b>受注者</b>は、掘削補助工Aの施工については、<b>設計図書</b>に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、<b>監督職員</b>と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で<b>確認</b>して、<b>監督職員</b>と協議し、必要最小限としなければならない。</p>	<p><b>6-9-3 掘削補助工A</b></p> <p><b>受注者</b>は、掘削補助工Aの施工については、<b>設計図書</b>に基づきフォアパイリング、先受け矢板、岩盤固結、増し吹付、増しロックボルト、鏡吹付、鏡ロックボルト、仮インバート、ミニパイプルーフ等の掘削補助工法Aをすみやかに施工しなければならない。また、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、<b>監督職員</b>と協議しなければならない。なお、掘削補助工Aの範囲については、地山状態を計測等で<b>確認</b>して、<b>監督職員</b>と協議し、必要最小限としなければならない。</p>	なお書き以降改行
道路-6-9	<p><b>6-9-4 掘削補助工B</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、掘削補助工Bの施工については、<b>設計図書</b>に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、<b>監督職員</b>と協議しなければならない。なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で<b>確認</b>して、<b>監督職員</b>と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	<p><b>6-9-4 掘削補助工B</b></p> <p>1. <b>受注者</b>は、掘削補助工Bの施工については、<b>設計図書</b>に基づき水抜きボーリング、垂直縫地、パイプルーフ、押え盛土、薬液注入、ディープウエル、ウエルポイント、トンネル仮巻コンクリート等の掘削補助工法Bを速やかに施工しなければならない。また、<b>設計図書</b>に示されていない場合は、<b>監督職員</b>と協議しなければならない。なお、掘削補助工法Bの範囲については、地山状態を計測等で<b>確認</b>して、<b>監督職員</b>と協議し、必要最小限としなければならない。また、その範囲により周辺環境に影響を与える恐れがあるため、関連法規や周辺環境を調査して、<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要
道路-8-1	<p align="center"><b>第8章 コンクリートシェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成14年3月）  道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成14年3月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成14年3月）  日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成11年3月）  土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年3月）  日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年3月）  土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成20年3月）  土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成20年3月）</p>	<p align="center"><b>第8章 コンクリートシェッド</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下の</b>基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員と協議</b>しなければならない。</p> <p>道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編）（平成24年3月）  道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編）（平成24年3月）  日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅴ耐震設計編）（平成24年3月）  日本道路協会 道路土工擁壁工指針（平成24年7月）  土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針（平成3年4月）  日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧（平成6年2月）  土木学会 コンクリート標準示方書（設計編）（平成25年3月）  土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成25年3月）</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正 誤謬</p> <p>誤謬</p> <p>改定による修正</p> <p>改定による修正</p>
道路-8-1	<p><b>8-3-1 一般事項</b>  本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p><b>8-3-1 一般事項</b>  本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-8-2	<p><b>8-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>  作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p><b>8-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b>  作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-8-2	<p><b>8-3-6 受台工</b>  3. <b>受注者</b>は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得るものとする。</p>	<p><b>8-3-6 受台工</b>  3. <b>受注者</b>は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>なお書き以降改行 表現の変更</p>
道路-8-2	<p><b>8-4-3 架設工</b>  2. <b>受注者</b>は、支承工の施工については、道路橋支承便覧（日本道路協会）第5章 支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p><b>8-4-3 架設工</b>  2. <b>受注者</b>は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」（<b>日本道路協会、平成16年4月</b>）の規定による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-8-3	<p><b>8-4-6 横締め工</b>  P C緊張の施工については、下記の規定によるものとする。  1. プレストレッシングに先立ち、<b>次の</b>調整及び試験を行うものとする。</p> <p>5. プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備・保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p><b>8-4-6 横締め工</b>  P C緊張の施工については、<b>以下の</b>規定によるものとする。  1. プレストレッシングに先立ち、<b>以下の</b>調整及び試験を行うものとする。</p> <p>5. プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、P C鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備<b>及び</b>保管し、<b>監督職員</b>または<b>検査職員</b>から請求があった場合は速やかに<b>提示</b>しなければならない。</p>	<p>表現の変更 表現の変更</p> <p>表現の変更</p>

頁	改定前	改定後	摘要
	6. プレストレッシング終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <b>するものとする。</b>	6. プレストレッシング終了後、P C鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないように <b>しなければならない。</b>	表現の変更
	8. P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定める <b>ものとする。</b>	8. P C鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のP C鋼材の引張力を定め <b>なければならない。</b>	表現の変更
道路-8-3	<b>8-5-1 一般事項</b> 本節は、R Cシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>8-5-1 一般事項</b> 本節は、R Cシェッド工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-8-3	<b>8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>8-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-8-4	<b>8-6-5 銘板工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>標示板</b> の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、 <b>設計図書</b> に基づき施工しなければならない。ただし、 <b>設計図書</b> に明示のない場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。 2. <b>標示板</b> の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とする。 3. <b>受注者</b> は <b>標示板</b> に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	<b>8-6-5 銘板工</b> 1. <b>受注者</b> は、 <b>銘板</b> の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、 <b>設計図書</b> に基づき施工しなければならない。ただし、 <b>設計図書</b> に明示のない場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。 2. <b>銘板</b> の材質はJIS H 2202（鋳物用黄銅合金地金）とする。 3. <b>受注者</b> は <b>銘板</b> に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	誤謬 誤謬
道路-9-1	<b>第9章 鋼製シェッド</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の基準</b> 類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	<b>第9章 鋼製シェッド</b> <b>第2節 適用すべき諸基準</b> <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の基準</b> 類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成14年3月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（I 共通編 II 鋼橋編）（平成24年3月）	改定による修正
	道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成14年3月）	道路橋示方書・同解説（I 共通編 IV 下部構造編）（平成24年3月）	改定による修正
	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成14年3月）	日本道路協会 道路橋示方書・同解説（V 耐震設計編）（平成24年3月）	改定による修正
	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年8月）	日本道路協会 鋼道路橋設計便覧（昭和55年9月）	改定による修正
	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針（平成11年3月）	日本道路協会 道路土工-擁壁工指針（平成24年7月）	改定による修正
		<b>日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧（平成24年4月）</b>	追加
道路-9-2	<b>9-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>製作に着手する前に</b> 、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を <b>それぞれ施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	<b>9-3-1 一般事項</b> 2. <b>受注者</b> は、 <b>製作に着手する前に</b> 、原寸、工作、溶接等製作に関する事項を <b>それぞれ施工計画書</b> へ記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示されている場合または <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	表現の変更 なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要
道路-9-2	<b>9-4-1 一般事項</b> 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>9-4-1 一般事項</b> 本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工（床掘り・埋戻し）、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-9-2	<b>9-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>9-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-9-3	<b>9-5-3 架設工</b> 1. 受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	<b>9-5-3 架設工</b> 1. 受注者は、架設準備として沓座高及び支承間距離等の検測を行い、その結果を監督職員に提示しなければならない。なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	なお書き以降改行
道路-9-4	<b>9-5-6 屋根コンクリート工</b> 1. 受注者は、溶接金網の施工にあたっては、下記に留意するものとする。 (2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。	<b>9-5-6 屋根コンクリート工</b> 1. 受注者は、溶接金網の施工にあたっては、以下に留意するものとする。 (2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-9-4	<b>9-6-5 銘板工</b> 1. 受注者は、標示板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。	<b>9-6-5 銘板工</b> 1. 受注者は、銘板の作成については、材質はJIS H 2202（鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図9-1によらなければならない。	誤謬
道路-9-5	2. 受注者は、標示板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。	2. 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。	誤謬
	3. 受注者は、標示板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	3. 受注者は、銘板に記載する年月は、鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。	誤謬
	4. 受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	4. 受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	誤謬
道路-10-1	<b>第10章 地下横断歩道</b>	<b>第10章 地下横断歩道</b>	
	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
道路-10-1	<b>10-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	<b>10-3-1 一般事項</b> 2. 受注者は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。	表現の変更
	3. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	3. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	なお書き以降改行

頁	改定前	改定後	摘要
	4. <b>受注者</b> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、 <b>監督職員と協議するものとする。</b>	4. <b>受注者</b> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、 <b>監督職員と協議しなければならない。</b>	表現の変更
道路-10-1	10-3-2 掘削工 2. <b>受注者</b> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、 <b>監督職員と協議するものとする。</b>	10-3-2 掘削工 2. <b>受注者</b> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、 <b>監督職員と協議しなければならない。</b>	表現の変更
道路-10-2	10-4-1 一般事項 本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。	10-4-1 一般事項 本節は、現場打構築工として作業土工（床掘り・埋戻し）、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-10-2	10-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工の規定によるものとする。	10-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-11-1	第11章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	第11章 地下駐車場 第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下の</b> 基準類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
道路-11-1	11-3-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。	11-3-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、工場製作工において、 <b>設計図書</b> で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。	表現の変更
道路-11-1 道路-11-2	11-4-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、道路管理台帳及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を <b>明確にするものとする。</b> 3. <b>受注者</b> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。 4. <b>受注者</b> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、 <b>監督職員と協議するものとする。</b>	11-4-1 一般事項 2. <b>受注者</b> は、道路管理台帳等及び占用者との現地確認にて埋設管の位置を <b>明確にしなければならない。</b> 3. <b>受注者</b> は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。 4. <b>受注者</b> は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更の必要な場合は、 <b>監督職員と協議しなければならない。</b>	表現の変更 なお書き以降改行
道路-11-2	11-4-2 掘削工 2. <b>受注者</b> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、 <b>監督職員と協議するものとする。</b>	11-4-2 掘削工 2. <b>受注者</b> は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、 <b>監督職員と協議しなければならない。</b>	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-12-1	<p>第12章 共同溝</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第12章 共同溝</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
道路-12-1	<p>12-3-1 一般事項 2. 受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	<p>12-3-1 一般事項 2. 受注者は、工場製作工において、<b>設計図書</b>で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り<b>施工計画書</b>に記載しなければならない。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-12-1 道路-12-2	<p>12-4-1 一般事項 2. 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。 3. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p>	<p>12-4-1 一般事項 2. 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に<b>しなければならない</b>。 3. 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
道路-12-2	<p>12-4-2 掘削工 2. 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、<b>監督職員と協議するものとする</b>。</p>	<p>12-4-2 掘削工 2. 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、<b>監督職員と協議しなければならない</b>。</p>	<p>表現の変更</p>
道路-13-1	<p>第13章 電線共同溝</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>第13章 電線共同溝</p> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>表現の変更 なお書き以降改行</p>
道路-13-2	<p>13-5-2 管路工（管路部） 1. 受注者は、管路工（管路部）に使用する材料について、<b>監督職員の承諾を得るものとする</b>。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、<b>金槌</b>を用いて行うものをいう。 2. 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。 5. 受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。</p>	<p>13-5-2 管路工（管路部） 1. 受注者は、管路工（管路部）に使用する材料について、<b>監督職員の承諾を得なければならない</b>。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、<b>テストハンマ</b>を用いて行うものをいう。 2. 受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。 5. 受注者は、管路工（管路部）の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。</p>	<p>表現の変更 表現の変更 表現の変更</p>

頁	改定前	改定後	摘要
	なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	表現の変更
道路-14-1	<p style="text-align: center;"><b>第14章 情報ボックス工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第14章 情報ボックス工</b></p> <p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行
道路-14-1	<b>14-3-1 一般事項</b> 本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定めるものとする。	<b>14-3-1 一般事項</b> 本節は、情報ボックス工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、管路工（管路部）その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-14-1	<b>14-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	<b>14-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</b> 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-1	<p style="text-align: center;"><b>第15章 道路維持</b></p> <p><b>第1節 適用</b>  <b>5. 受注者</b>は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第15章 道路維持</b></p> <p><b>第1節 適用</b>  <b>5. 受注者</b>は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行う必要がある場合は、第1編1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。</p>	表現の変更
道路-15-1	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>下記</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	<p><b>第2節 適用すべき諸基準</b>  <b>受注者</b>は、<b>設計図書</b>において特に定めのない事項については、<b>以下</b>の基準類による。これにより難しい場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。なお、基準類と<b>設計図書</b>に相違がある場合は、原則として<b>設計図書</b>の規定に従うものとし、疑義がある場合は<b>監督職員</b>と<b>協議</b>しなければならない。</p>	表現の変更 なお書き以降改行
	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	改定による修正
道路-15-2	<b>15-3-2 道路巡回工</b> 1. 通常巡回は、 <b>設計図書</b> に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として <b>下記</b> 事項について情報収集を行うものとする。 6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	<b>15-3-2 道路巡回工</b> 1. 通常巡回は、 <b>設計図書</b> に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として <b>以下</b> の事項について情報収集を行うものとする。 6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	表現の変更  表現の変更
道路-15-3	<b>15-4-2 材料</b> 1. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。  なお、ブローンアスファルトの針入度は <b>設計図書</b> によるものとする。	<b>15-4-2 材料</b> 1. アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207（石油アスファルト）の規格に適合するものとする。  なお、ブローンアスファルトの針入度は <b>設計図書</b> によらなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-15-4	15-4-6 オーバーレイ工 2. 舗設 (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は <b>設計図書によるものとする。</b>	15-4-6 オーバーレイ工 2. 舗設 (1) セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は <b>設計図書によらなければならない。</b>	表現の変更
道路-15-4	15-4-7 路上再生工 1. 路上 <b>再生路盤</b> 工については、以下の規定によるものとする。 (1) 施工面の整備 ② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破碎などの処置は <b>設計図書によるものとする。</b> (2) 添加材料の使用量 ① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は <b>設計図書によるものとする。</b> ② <b>受注者</b> は、施工に先立って舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）の5-3再生路盤材料に関する試験に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、 <b>設計図書</b> に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について <b>監督職員が承諾</b> した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	15-4-7 路上再生工 1. 路上 <b>路盤再生</b> 工については、以下の規定によるものとする。 (1) 施工面の整備 ② 既設アスファルト混合物の切削除去または予備破碎などの処置は <b>設計図書によらなければならない。</b> (2) 添加材料の使用量 ① セメント、アスファルト乳剤、補足材などの使用量は <b>設計図書によらなければならない。</b> ② <b>受注者</b> は、施工に先立って「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）の「5-3再生路盤材料に関する試験」に示される試験法により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量について <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。ただし、これまでの実績がある場合で、 <b>設計図書</b> に示すセメント量の混合物が基準を満足し、施工前に使用するセメント量について <b>監督職員が承諾</b> した場合には、一軸圧縮試験を省略することができるものとする。	誤謬 表現の変更 表現の変更 表現の変更
道路-15-5	④ <b>施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。</b>	④ <b>施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。</b>	削除
	(3) 最大乾燥密度 <b>受注者</b> は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、舗装調査・試験法便覧（日本道路協会、平成19年6月）に示されるG021 砂置換法による路床の密度の測定方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	(3) 最大乾燥密度 <b>受注者</b> は、施工開始日に採取した破碎混合直後の試料を用い、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示されるG021 砂置換法による路床の密度の測定方法により路上再生安定処理材料の最大乾燥密度を求め、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
	(4) 気象条件 気象条件は、第1編3-6-5アスファルト舗装工によるものとする。	(4) 気象条件 気象条件は、第1編3-6-5アスファルト舗装工の <b>規定</b> によるものとする。	表現の変更
	(7) 養生 養生については、第1編3-6-5アスファルト舗装工 <b>により施工するものとする。</b>	(7) 養生 養生については、第1編3-6-5アスファルト舗装工の <b>規定によるものとする。</b>	表現の変更
道路-15-6	2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。 (4) 基準密度 <b>受注者</b> は、路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。 (4) 基準密度 <b>受注者</b> は、「路上表層再生工法技術指針（案）の7-3-2品質管理」（日本道路協会、昭和62年1月）に示される方法に従い、アスファルト混合物の基準密度を求め、施工前に基準密度について <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
	(5) 気象条件 気象条件は、第1編3-6-5アスファルト舗装工によるものとする。	(5) 気象条件 気象条件は、第1編3-6-5アスファルト舗装工の <b>規定</b> によるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-15-7	15-4-9 コンクリート舗装補修工 2. <b>受注者</b> は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。 なお、配置については <b>設計図書によるものとする。</b>	15-4-9 コンクリート舗装補修工 2. <b>受注者</b> は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。 なお、配置については <b>設計図書によらなければならない。</b>	表現の変更
道路-15-9	15-4-11 グルーピング工 1. <b>受注者</b> は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、 <b>監督職員と承諾</b> を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更がある場合は、 <b>監督職員と協議することとする。</b>  3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、 <b>設計図書によるものとする。</b>	15-4-11 グルーピング工 1. <b>受注者</b> は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、 <b>監督職員と承諾</b> を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更がある場合は、 <b>監督職員と協議しなければならない。</b>  3. グルーピング施工箇所の既設舗装の不良部分除去、不陸の修正などの処置は、 <b>設計図書によらなければならない。</b>	表現の変更  表現の変更
道路-15-9	15-5-1 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。	15-5-1 一般事項 本節は、排水構造物工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-15-9	15-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	15-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-10	15-6-1 一般事項 本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	15-6-1 一般事項 本節は、防護柵工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-15-10	15-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	15-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-10	15-7-2 材料 2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するもの <b>を用いるものとする。</b>	15-7-2 材料 2. 標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621（一般用錆止めペイント）からJIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）に適合するもの <b>を用いるものとする。</b>	表現の変更
道路-15-11	15-8-2 材料 4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第1編2-9-2セメントコンクリート製品の規定 <b>および設計図書</b> によるものとする。	15-8-2 材料 4. 組立歩道工でプレキャスト床版を用いる場合は、第1編2-9-2セメントコンクリート製品の規定 <b>及び設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
道路-15-12	15-9-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	15-9-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-15-12	15-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	15-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-12	15-10-1 一般事項 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	15-10-1 一般事項 本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-15-12	15-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	15-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-12	15-11-1 一般事項 1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. カルバートの施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および道路土工要綱 2-6構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	15-11-1 一般事項 1. 本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. カルバートの施工については、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び道路土工要綱 2-6構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-15-12 道路-15-13	15-11-2 材料 プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	15-11-2 材料 プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更
道路-15-13	15-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	15-11-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-15-14	15-13-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	15-13-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	表現の変更
道路-15-14	15-13-4 床版補強工(増桁架設工法) 3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。 6. 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。 10. 受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。 11. 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、事前に監督職員と協議するものとする。	15-13-4 床版補強工(増桁架設工法) 3. 既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。 6. 受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。 10. 受注者は、クラック処理の施工で使用する注入材・シール材はエポキシ系樹脂とする。 11. 受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、事前に監督職員と協議しなければならない。	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更
道路-15-16	15-14-7 検査路工 1. 既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	15-14-7 検査路工 1. 受注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	表現の変更
道路-15-16	15-15-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	15-15-2 材料 床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。	表現の変更
道路-15-18	15-17-3 裏込注入工 1. 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については監督職員の承諾を得るものとする。 2. 受注者は、グラウトパイプの配置については、監督職員の承諾を受けるものとする。	15-17-3 裏込注入工 1. 受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については監督職員の承諾を得なければならない。 2. 受注者は、グラウトパイプの配置については、監督職員の承諾を得なければならない。	表現の変更 表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
	3. <b>受注者</b> は、裏込注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。	3. <b>受注者</b> は、裏込注入の施工にあたって、縦断方向の施工順序としては埋設注入管のうち標高の低い側より、逐次高い方へ片押しで作業しなければならない。また、トンネル横断面内の施工順序としては、下部から上部へ作業を進めるものとする。 なお、下方の注入管より注入するに際して、上部の注入孔の栓をあけて空気を排出するものとする。	なお書き以降改行
道路-15-21	15-20-2 材料 2. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、ごみ、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	15-20-2 材料 2. 客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、ごみ、雑草、がれき、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの <b>でなければならない</b> 。	表現の変更
	3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。	3. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根廻した細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品 <b>でなければならない</b> 。	表現の変更
	5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。	5. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。	なお書き以降改行
	6. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、 <b>設計図書によるものとする</b> 。	6. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、 <b>設計図書によらなければならない</b> 。	表現の変更
道路-15-22	7. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、 <b>設計図書によるものとする</b> 。	7. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、 <b>設計図書によらなければならない</b> 。	表現の変更
	8. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合は、樹名板の規格は、 <b>設計図書によるものとする</b> 。	8. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合は、樹名板の規格は、 <b>設計図書によるものとする</b> 。	表現の変更
道路-15-22	15-20-3 樹木・芝生管理工 2. <b>受注者</b> は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> があった場合は、その <b>指示</b> によらなければならない。	15-20-3 樹木・芝生管理工 2. <b>受注者</b> は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。 なお、剪定形式について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> があった場合は、その <b>指示</b> によらなければならない。	なお書き以降改行
	9. <b>受注者</b> は、移植先の土壌に問題があった場合は <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	9. <b>受注者</b> は、移植先の土壌に問題があった場合は <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。	表現の変更
	10. <b>受注者</b> は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、 <b>協議するものとする</b> 。	10. <b>受注者</b> は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し、 <b>協議しなければならない</b> 。	表現の変更
	11. <b>受注者</b> は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、 <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し <b>指示</b> を受けなければならない。 <b>ただし</b> 、修復に関しては、 <b>受注者</b> の負担で行わなければならない。	11. <b>受注者</b> は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、 <b>監督職員</b> に <b>報告</b> し <b>指示</b> を受けなければならない。 <b>なお</b> 、修復に関しては、 <b>受注者</b> の負担で行わなければならない。	なお書き以降改行
	13. <b>受注者</b> は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。	13. <b>受注者</b> は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。 なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽 <b>しなければならない</b> 。	なお書き以降改行 表現の変更
道路-15-23	17. <b>受注者</b> は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。	17. <b>受注者</b> は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥 <b>及び</b> 鉢崩れを防止しなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
	18. <b>受注者</b> は、施肥、灌水、 <b>薬剤散布</b> の施工にあたり、施工前に施工箇所 の状況を調査するものとし、 <b>設計図書</b> に示す使用材料の種類、使用量等が 施工箇所に適さない場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	18. <b>受注者</b> は、施肥、灌水 <b>及び</b> 薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所 の状況を調査するものとし、 <b>設計図書</b> に示す使用材料の種類、使用量等 が施工箇所に適さない場合は、 <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更
	24. 植栽樹木の植替え 3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <b>受注者</b> が <b>立会</b> の上行うもの とし、植替えの時期については、発注者と <b>協議</b> するものとする。	24. 植栽樹木の植替え 3) 枯死、または形姿不良の判定は、発注者と <b>受注者</b> が <b>立会</b> の上行うもの とし、植替えの時期については、発注者と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更
	27. <b>受注者</b> は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工 するものとする。	27. <b>受注者</b> は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工 しなければならない。	表現の変更
道路-15-24	15-21-2 道路除草工 1. <b>受注者</b> は、道路除草工の施工については、時期、箇所について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> を <b>うける</b> ものとし、完了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなけれ ばならない。	15-21-2 道路除草工 1. <b>受注者</b> は、道路除草工の施工については、時期、箇所について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> を <b>受ける</b> ものとし、完了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなけれ ばならない。	表現の変更
道路-15-24	15-22-2 冬期安全施設工 1. <b>受注者</b> は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> を <b>うける</b> ものとし、完了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しな ければならない。	15-22-2 冬期安全施設工 1. <b>受注者</b> は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について <b>監督職員</b> より <b>指示</b> を <b>受ける</b> ものとし、完了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しな ければならない。	表現の変更
道路-16-1	第16章 雪 寒 第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準 類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。 なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の 規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	第16章 雪 寒 第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準 類による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。 なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定 に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。	表現の変更 なお書き以降改行
道路-16-1	16-3-1 一般事項 2. 除雪工においては、 <b>施工計画書</b> へ以下に示す事項を記載しなければなら ない。なお、第1編1-1-6 <b>施工計画書</b> 第1項において規定している 計画工程表については、記載しなくてよいものとする。	16-3-1 一般事項 2. 除雪工においては、 <b>施工計画書</b> へ以下に示す事項を記載しなければなら ない。 なお、第1編1-1-6 <b>施工計画書</b> 第1項において規定している計画工程 表については、記載しなくてよいものとする。	なお書き以降改行
道路-16-2	6. <b>受注者</b> は、除雪工の各作業の開始時期については、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> に よるものとし、作業終了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始 し、 <b>遅滞なく</b> <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。	6. <b>受注者</b> は、除雪工の各作業の開始時期については、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> に よるものとし、作業終了後は速やかに <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始 し、 <b>速やかに</b> <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。	表現の変更
	8. <b>受注者</b> は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況につい て、 <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。なお、観測及び <b>報告</b> 時間、 <b>報告</b> 方法は <b>設計図書</b> によらなければならない。	8. <b>受注者</b> は、工事期間中は毎日、作業内容及び気象、道路状況につい て、 <b>監督職員</b> に <b>報告</b> しなければならない。 なお、観測及び <b>報告</b> 時間、 <b>報告</b> 方法は <b>設計図書</b> によらなければならない。	なお書き以降改行
道路-16-2	16-3-3 一般除雪工 一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> によるも のとする。	16-3-3 一般除雪工 <b>受注者</b> は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> を受けなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-16-3	16-3-5 凍結防止工 4. <b>受注者</b> は、凍結防止剤の保管等については、除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込みの規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	16-3-5 凍結防止工 4. <b>受注者</b> は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック（除雪編）8.5.8貯蔵及び積み込み」（ <b>日本建設機械化協会、平成16年12月</b> ）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-16-3	16-3-6 歩道除雪工 1. 歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> によるものとする。 2. <b>受注者</b> は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針（案）を参考とするものとする。	16-3-6 歩道除雪工 1. <b>受注者</b> は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> を受けなければならない。 2. <b>受注者</b> は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針（案）」を参考とするものとする。	表現の変更 表現の変更
道路-16-3	16-3-7 安全処理工 1. 雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> によるものとする。また、実施時期、施工方法については、第1編1-1-6 <b>施工計画書</b> の規定に則して記載し、 <b>監督職員</b> に提出しなければならない。 2. 人工雪崩の施工については、除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	16-3-7 安全処理工 1. <b>受注者</b> は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、 <b>監督職員</b> の <b>指示</b> を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、第1編1-1-6 <b>施工計画書</b> の規定に則して記載し、 <b>監督職員</b> に提出しなければならない。 2. 人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（ <b>日本建設機械化協会、平成16年12月</b> ）の規定による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。	表現の変更 表現の変更
道路-16-3	16-3-8 雪道巡回工 1. 雪道通常巡回は、 <b>設計図書</b> に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <b>下記</b> 事項について情報収集を行うものとする。	16-3-8 雪道巡回工 1. 雪道通常巡回は、 <b>設計図書</b> に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として <b>以下</b> の事項について情報収集を行うものとする。	表現の変更
道路-16-4	6. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	6. 雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで <b>監督職員</b> が <b>承諾</b> した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。	表現の変更
道路-17-1	第17章 道路修繕 第1節 適用 5. <b>受注者</b> は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。	第17章 道路修繕 第1節 適用 5. <b>受注者</b> は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の処置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-47の規定に基づき処置しなければならない。	表現の変更
道路-17-1	第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>下記</b> の基準類による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	第2節 適用すべき諸基準 <b>受注者</b> は、 <b>設計図書</b> において特に定めのない事項については、 <b>以下</b> の基準類による。これにより難い場合は、 <b>監督職員</b> の <b>承諾</b> を得なければならない。なお、基準類と <b>設計図書</b> に相違がある場合は、原則として <b>設計図書</b> の規定に従うものとし、疑義がある場合は <b>監督職員</b> と <b>協議</b> しなければならない。 日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年11月）	表現の変更 なお書き以降改行
道路-17-2	17-3-1 一般事項 3. <b>受注者</b> は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたって、 <b>設計図書</b> に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	17-3-1 一般事項 3. <b>受注者</b> は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、 <b>設計図書</b> に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-17-2	<p>17-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工</p> <p>2. 鋼板製作 (1) <b>受注者</b>は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、<b>監督職員の承諾を受けなければならない。</b></p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>3. 型鋼製作 (1) <b>受注者</b>は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、<b>監督職員の承諾を受けなければならない。</b></p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p>	<p>17-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工</p> <p>2. 鋼板製作 (1) <b>受注者</b>は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、<b>監督職員の承諾を得なければならない。</b></p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p> <p>3. 型鋼製作 (1) <b>受注者</b>は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、<b>監督職員の承諾を得なければならない。</b></p> <p>(3) 工場塗装工の施工については、第1編3-3-15工場塗装工の規定によるものとする。なお、塗装種類、回数、使用量は<b>設計図書</b>によるものとする。</p>	<p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p> <p>表現の変更</p> <p>なお書き以降改行</p>
道路-17-3	<p>17-4-5 切削オーバーレイ工</p> <p>切削オーバーレイ工の施工については、第6編15-4-5切削オーバーレイ工の規定によるものとする。</p>	<p>17-4-5 切削オーバーレイ工</p> <p>切削オーバーレイ工の施工については、第6編15-4-3路面切削工の規定によるものとする。</p>	誤謬
道路-17-4	<p>17-5-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、排水構造土工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	<p>17-5-1 一般事項</p> <p>1. 本節は、排水構造土工として、作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	表現の変更
道路-17-4	<p>17-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>17-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-17-4	<p>17-6-1 一般事項</p> <p>本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>17-6-1 一般事項</p> <p>本節は、縁石工として作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、縁石工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
道路-17-4	<p>17-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>17-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-17-5	<p>17-7-1 一般事項</p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	<p>17-7-1 一般事項</p> <p>本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。</p>	表現の変更
道路-17-5	<p>17-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。</p>	<p>17-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）</p> <p>作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（<b>床掘り・埋戻し</b>）の規定によるものとする。</p>	表現の変更
道路-17-5	<p>17-8-2 材料</p> <p>5. <b>受注者</b>は、標識板の下地処理に<b>あつたて</b>は脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	<p>17-8-2 材料</p> <p>5. <b>受注者</b>は、標識板の下地処理に<b>あつたて</b>は脱脂処理を行い、必ず洗浄を行わなければならない。</p>	表現の変更
道路-17-6	<p>6. <b>受注者</b>は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	<p>6. <b>受注者</b>は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（標識令）及び道路標識設置基準・同解説（日本道路協会、昭和62年1月）による色彩と寸法で、標示<b>しなければならない</b>。これにより難い場合は、<b>監督職員の承諾</b>を得なければならない。</p>	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-17-6	17-11-2 材料 3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 <b>設計図書</b> によるものとする。	17-11-2 材料 3. 踏掛版工で使用するラバーシューの品質規格については、 <b>設計図書</b> によるものとする。	表現の変更
道路-17-7	17-12-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	17-12-1 一般事項 本節は、擁壁工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-17-7	17-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	17-12-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-17-8	17-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	17-13-2 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-17-8	17-14-1 一般事項 1. 本節は、カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、カルバートの施工にあたっては、道路土工-カルバート工指針7-1基本方針（日本道路協会、平成22年3月）および道路土工要綱2-6構造物の排水施設的设计、2-7排水施設の施工（日本道路協会、平成21年6月）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	17-14-1 一般事項 1. 本節は、カルバート工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定めるものとする。 2. <b>受注者</b> は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工-カルバート工指針7-1基本方針」（日本道路協会、平成22年3月）及び「道路土工要綱2-6構造物の排水施設的设计、2-7排水施設の施工」（日本道路協会、平成21年6月）の規定によるものとする。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-17-8	17-14-2 材料 <b>受注者</b> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが記載なき場合、道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	17-14-2 材料 <b>受注者</b> は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、 <b>設計図書</b> によるものとするが、記載なき場合、「道路土工-カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これにより難しい場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	表現の変更
道路-17-8	17-14-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	17-14-3 作業土工（床掘り・埋戻し） 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）の規定によるものとする。	表現の変更
道路-17-9	17-15-1 一般事項 2. 法面の施工にあたって、道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」（全国特定法面保護協会、平成12年3月）、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成15年3月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	17-15-1 一般事項 2. 法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針 のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会、平成21年6月）、「道路土工-盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」（日本道路協会、平成22年4月）、「のり枠工の設計・施工指針第7章吹付枠工、第8章プレキャスト枠工、第9章現場打ちコンクリート枠工」（全国特定法面保護協会、平成18年11月）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会、平成24年5月）の規定によるものとする。これ以外の施工方法による場合は、 <b>監督職員の承諾</b> を得なければならない。	改定による修正
道路-17-9	17-16-1 一般事項 1. 本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。	17-16-1 一般事項 1. 本節は、落石雪害防止工として作業土工（ <b>床掘り・埋戻し</b> ）、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-17-9	17-16-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	17-16-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-17-11	17-19-3 鋼橋支承工 2. 受注者は、補修計画について、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示された条件と一致しない場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 3. 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を <b>期</b> たさないようにしなければならない。	17-19-3 鋼橋支承工 2. 受注者は、補修計画について、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示された条件と一致しない場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 3. 受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を <b>きた</b> さないようにしなければならない。	なお書き以降改行 表現の変更
道路-17-11	17-19-4 PC橋支承工 2. 受注者は、補修計画について、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示された条件と一致しない場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	17-19-4 PC橋支承工 2. 受注者は、補修計画について、 <b>施工計画書</b> に記載しなければならない。なお、 <b>設計図書</b> に示された条件と一致しない場合は、 <b>監督職員と協議</b> しなければならない。	なお書き以降改行
道路-17-12	17-20-4 落橋防止装置工 2. 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <b>う</b> ものとする。 3. 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議するものとする</b> 。	17-20-4 落橋防止装置工 2. 受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行 <b>わ</b> なければならない。 3. 受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、 <b>設計図書</b> に関して <b>監督職員と協議しなければならない</b> 。	表現の変更 表現の変更
道路-17-12	17-20-10 沓座拡幅工 3. 鋼製沓座設置については、 <b>設計図書</b> によるものとする。	17-20-10 沓座拡幅工 3. 鋼製沓座設置については、 <b>設計図書</b> によらなければならない。	表現の変更
道路-17-13	17-22-1 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定めるものとする。	17-22-1 一般事項 本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り・埋戻し)、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定めるものとする。	表現の変更
道路-17-13	17-22-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工の規定によるものとする。	17-22-3 作業土工(床掘り・埋戻し) 作業土工の施工については、第1編3-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	表現の変更
道路-17-13	17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工 1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚 <b>および</b> 基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に <b>確認するものとする</b> 。 2. 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に <b>監督職員と協議するものとする</b> 。 7. 受注者は、アンカー孔 <b>および</b> 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 8. 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 <b>しなければならない</b> 。 11. フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋 <b>および</b> コンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔 <b>しなければならない</b> 。	17-22-4 RC橋脚鋼板巻立て工 1. 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚 <b>及び</b> 基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に <b>確認しなければならない</b> 。 2. 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に <b>監督職員と協議しなければならない</b> 。 7. 受注者は、アンカー孔 <b>及び</b> 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に <b>監督職員と協議</b> しなければならない。 8. 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 <b>するものとする</b> 。 11. フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋 <b>及び</b> コンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更 表現の変更 表現の変更 表現の変更

頁	改定前	改定後	摘要
道路-17-14	14. 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定 <b>しなければならない</b> 。	14. 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定 <b>するものとする</b> 。	表現の変更
	16. 鋼板下端 <b>および</b> 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように <b>しなければならない</b> 。また、美観にも留意してシール <b>しなければならない</b> 。	16. 鋼板下端 <b>及び</b> 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように <b>するものとする</b> 。また、美観にも留意してシール <b>するものとする</b> 。	表現の変更
	20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力 <b>および</b> モルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。	20. 無収縮モルタルを連続して注入する高さは、注入時の圧力 <b>及び</b> モルタルによる側圧等の影響を考慮して、3 m以下を標準とする。また、必要により補強鋼板が所定の位置、形状を確保できるように治具等を使用して支持するものとする。	表現の変更
	21. 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を <b>確認</b> 後、補強鋼板の変形等の異常がないことを <b>確認</b> しながら注入ポンプにて低い箇所への注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを <b>確認</b> 後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が <b>確認</b> されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、 <b>および</b> 鋼板上端のシール仕上げを行 <b>わなくてはならない</b> 。	21. 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を <b>確認</b> 後、補強鋼板の変形等の異常がないことを <b>確認</b> しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入する <b>ものとする</b> 。各々の注入パイプから流出するモルタルを <b>確認</b> 後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が <b>確認</b> されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2 cmの高さまで圧入するものとする。 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する <b>ものとする</b> 。 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、 <b>及び</b> 鋼板上端のシール仕上げを行 <b>うものとする</b> 。	表現の変更
	22. <b>受注者</b> は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の <b>確認</b> を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書（チェックリスト）を <b>監督職員に提出</b> しなければならない。	22. <b>受注者</b> は、注入を完了した鋼板について、硬化前に鋼板単位毎に番号を付けてチェックハンマー等で注入の <b>確認</b> を行い、未充填箇所が認められた場合は、直ちに再注入を行わなければならない。なお、注入後の確認書（チェックリスト）を <b>監督職員に提出</b> しなければならない。	なお書き以降改行
	24. 根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。	24. 根巻きコンクリート及び中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、コンクリート面用プライマーを塗布する <b>ものとする</b> 。	表現の変更
	25. <b>受注者</b> は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、鋼板両面用のプライマーを塗布 <b>するものとする</b> 。	25. <b>受注者</b> は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を <b>確認</b> した後、鋼板両面用のプライマーを塗布 <b>しなければならない</b> 。	表現の変更
27. <b>受注者</b> は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-36環境対策の規定による <b>ものとする</b> 。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、 <b>監督職員と協議</b> するものとする。	27. <b>受注者</b> は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-36環境対策の規定によら <b>なければならない</b> 。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、 <b>監督職員と協議</b> <b>しなければならない</b> 。	表現の変更	

頁	改定前	改定後	摘要																																
道路-17-15	<p style="text-align: center;"><b>表 17-2 現場溶接部の試験・検査基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">規格値（評価基準）</th> <th style="width: 50%;">検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 -1994</td> <td>JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343</td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  ※※超音波探傷試験の検査箇所は、<b>監督職員の指示</b>による。</p> <p>29. 超音波探傷試験の検査技術者は、（社）日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>	試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z 3060 -1994	JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする	浸透探傷試験	JIS Z 2343	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。	<p style="text-align: center;"><b>表 17-2 現場溶接部の試験・検査基準</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">試験項目</th> <th style="width: 15%;">試験方法</th> <th style="width: 20%;">規格値（評価基準）</th> <th style="width: 50%;">検査基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外観検査</td> <td></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと</td> <td>検査は全溶接箇所を対象とする。</td> </tr> <tr> <td>超音波探傷試験</td> <td>JIS Z 3060 <del>-1994</del></td> <td>JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上</td> <td>重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする</td> </tr> <tr> <td>浸透探傷試験</td> <td>JIS Z 2343 <del>-1, 2, 3, 4</del></td> <td>ビード部分に“われ”がないこと</td> <td>外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 重要部位は、円形柱下端の鉛直継手部（フーチング上面から上に直径Dの範囲）および矩形柱下端の円形鋼板の継手部を指し、その他を一般部位とする。  ※※超音波探傷試験の検査箇所は、<b>監督職員の指示</b>による。</p> <p>29. 超音波探傷試験の検査技術者は、（<del>社</del>）日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。</p>	試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準	外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。	超音波探傷試験	JIS Z 3060 <del>-1994</del>	JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする	浸透探傷試験	JIS Z 2343 <del>-1, 2, 3, 4</del>	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。	表現の変更
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																
超音波探傷試験	JIS Z 3060 -1994	JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする																																
浸透探傷試験	JIS Z 2343	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																
試験項目	試験方法	規格値（評価基準）	検査基準																																
外観検査		ビード部分に“われ”がないこと、およびその幅、高さに大きな変化がないこと	検査は全溶接箇所を対象とする。																																
超音波探傷試験	JIS Z 3060 <del>-1994</del>	JIS Z 3060 に規定するM 検出レベル 3 類以上	重要部位は当該溶接延長の10%以上、一般部位は同じく5%以上の抜取りによる検査を行う。 1 箇所当たりの検査長は30cm 以上とする																																
浸透探傷試験	JIS Z 2343 <del>-1, 2, 3, 4</del>	ビード部分に“われ”がないこと	外観検査の結果、ビード部分に“われ”の疑いがある箇所を対象とする。																																
	<p>30. 表17-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、<b>監督職員と協議</b>するものとする。</p> <p>31. <b>受注者</b>は、補修溶接した箇所は、再度外観検査<b>および</b>超音波探傷試験を実施<b>するものとする</b>。</p>	<p>30. 表17-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施するものとする。なお、不合格箇所の処置については、<b>監督職員と協議</b>するものとする。</p> <p>31. <b>受注者</b>は、補修溶接した箇所は、再度外観検査<b>及び</b>超音波探傷試験を実施<b>しなければならない</b>。</p>	なお書き以降改行																																
道路-17-15	<p><b>17-22-5 橋脚コンクリート巻立て工</b></p> <p>6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-36環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、<b>監督職員と協議</b>するものとする。</p>	<p><b>17-22-5 橋脚コンクリート巻立て工</b></p> <p>6. 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-36環境対策の規定によるものとする。なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、<b>監督職員と協議</b>するものとする。</p>	なお書き以降改行																																

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第7編 港湾・漁港編

頁	改定前	改定後	摘要
港-1-5	1-6-5 控 工 2. タイロッド (5) タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の破断強度の規格値以上でなければならない。	1-6-5 控 工 2. タイロッド (5) タイロッドの本体と付属品の各部材を組み合わせた場合の引張強度は、本体の棒径部の引張強度の規格値以上でなければならない。	表現の変更
港-1-6	表1-1 高張力鋼の機械的性質 降伏点 引張強さ	表1-1 高張力鋼の機械的性質 降伏点応力 引張強度 注) 応力度は特性値を示す。	表現の変更 追記
	3. タイワイヤー (5) 許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表1-2破断強度に対する安全率」としなければならない。ただし、0.2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する比が2/3を下回らないものとする。	<del>(5) 許容引張荷重の破断強度に対する安全率は、「表1-2破断強度に対する安全率」としなければならない。ただし、0.2%の永久歪を生じる応力を降伏点応力とみなし、これの破断強度に対する比が2/3を下回らないものとする。</del>	削除
	(6) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。	(5) 本体の鋼材は、被覆材を用いて、連続して防せい（錆）加工を行わなければならない。	(5) 削除による番号のずれ
	(7) 定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。	(6) 定着具付近の被覆材は、定着具とラップし、かつ、十分な水密性を保たなければならない。	(5) 削除による番号のずれ
	(8) 定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。	(7) 定着具の先端は、端部栓等を用いて、十分な水密性を保たなければならない。	(5) 削除による番号のずれ
	(9) 定着具は、ナット締めでなければならない。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。	(8) 定着具は、ナット締めでなければならない。なお、ねじ切り長さに余裕を持ち、取り付ける際に長さの調節が可能なものを用いなければならない。	(5) 削除による番号のずれ
	(10) 受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督職員に提出しなければならない。	(9) 受注者は、付属品の製作に先立ち、図面を監督職員に提出しなければならない。	(5) 削除による番号のずれ
	(11) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の断強度の規格値以上でなければならない。 表1-2 破断強度に対する安全率	(10) タイワイヤーの本体及び定着具を組み合わせた引張強度は、本体の鋼線部の引張強度の規格値以上でなければならない。	(5) 削除による番号のずれ 表現の変更 削除
港-1-7	1-6-6 コンクリート舗装用鋼材 2. タイバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295A)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	1-6-6 コンクリート舗装用鋼材 2. タイバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295AまたはSD345)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	追記
港-1-7	3. チェアーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SR235, SDR295A) 又は、「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SRR235, SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	3. チェアーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SR235, SDR295AまたはSD345) 又は、「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SRR235, SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	追記
	4. クロスバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295A) 又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	4. クロスバーは、「JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒鋼 (SD295AまたはSD345) 又は「JIS G 3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼 (SDR295)」に適合しなければならない。なお、形状寸法は、設計図書の定めによるものとする。	追記
港-1-9	1-12-3 被覆防食材料 2. モルタルライニングに使用する材料は、次によらなければならない。	1-12-3 被覆防食材料 2. モルタル被膜に使用する材料は、次によらなければならない。	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第7編 港湾・漁港編

頁	改定前	改定後	摘要
	(4) モルタルライニングに使用する型枠は、次によらなければならない。	(4) モルタル被膜に使用する型枠は、次によらなければならない。	表現の変更
	(5) 受注者は、施工に先立ちペトロラタムライトニングの保護カバーの材質は設計図書の定めによるものとする。	(5) 受注者は、施工に先立ちペトロラタム被膜の保護カバーの材質は設計図書の定めによるものとする。	表現の変更
港-1-9	<b>1-13-1 ゴム防舷材</b> 1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。	<b>1-13-1 ゴム防舷材</b> 1. 防舷材に使用するゴムは、次によるものとする。	
港-1-10	(2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、耐磨耗性等を有しなければならない。 3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1) ゴムの物理的性質は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。	(2) ゴムは、耐老化性、耐海水性、耐オゾン性、耐磨耗性等を有しなければならない。 3. ゴムの物質的性質は、次によらなければならない。 (1) ゴムの物理的性質は、「表1-2 ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。	表現の変更 表1-2削除による番号のずれ
港-1-10	(2) 物理試験は、「表1-3 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方」「JIS K 6257 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。  硬さ試験 (JIS K 6253) 老化試験 (JIS K 6257) ノーマルオープンA-2法試験 表1-3 ゴムの物理的性質 JIS K 6253	(2) 物理試験は、「表1-2 ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250 ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257:1993 加硫ゴムの老化試験方法」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び耐オゾン性試験は、次の方法によらなければならない。  硬さ試験 (JIS K 6253-3) 老化試験 (JIS K 6257:1993) ノーマルオープン法 表1-2 ゴムの物理的性質 JIS K 6253-3	表1-2削除による番号のずれ 表現の変更
港-1-11	<b>1-14-1 係船柱</b> 1. 係船柱及び付属品の材質は、「表1-4 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。 表1-4 係船柱及び付属品の材質	<b>1-14-1 係船柱</b> 1. 係船柱及び付属品の材質は、「表1-3 係船柱及び付属品の材質」の規格に適合しなければならない。 表1-3 係船柱及び付属品の材質	表1-2削除による番号のずれ
港-1-11	<b>1-15-1 車止め・縁金物</b> 2. 鋼製 (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表1-5 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。 表1-5 車止め及び付属品の材質規格	<b>1-15-1 車止め・縁金物</b> 2. 鋼製 (1) 車止め及び付属品の材質は、「JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材(SS400)」に適合しなければならない。なお、材質は、「表1-4 車止め及び付属品の材質規格」に示すものでなければならない。 表1-4 車止め及び付属品の材質規格	表1-2削除による番号のずれ
港-1-12			
港-1-14	<b>1-18-1 アスファルト舗装</b> 1. エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物は、「表1-6 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値」に示す基準値に適合しなければならない。なお、付き固め回数75回の欄は、設計荷重のタイヤ接地圧が0.7Mpa以上、若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する。 表1-6 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値	<b>1-18-1 アスファルト舗装</b> 1. エプロン舗装に使用する加熱アスファルト混合物は、「表1-5 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値」に示す基準値に適合しなければならない。なお、付き固め回数75回の欄は、設計荷重のタイヤ接地圧が0.7Mpa以上、若しくは大型交通が特に多くわだち掘れが生じる場合に適用する。 表1-5 マーシャル試験に対する表層及び基層の基準値	表1-2削除による番号のずれ

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第7編 港湾・漁港編

頁	改定前	改定後	摘要
港-3-1	<b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</b>	<b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</b>	
	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 (平成20年3月)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> 土木学会 コンクリート標準示方書【施工編】 (平成25年3月)	改定による修正
	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成20年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書【設計編】 (平成25年3月)	改定による修正
	土木学会 コンクリート標準示方書【維持管理編】 (平成20年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書【維持管理編】 (平成25年11月)	改定による修正
	土木学会 コンクリート標準示方書【基準編】 (平成23年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書【規準編】 (平成25年11月)	改定による修正
	土木学会 コンクリート標準示方書【構造照査編】 (平成14年3月)	<del>土木学会 コンクリート標準示方書【構造照査編】 (平成14年3月)</del>	削除
	土木学会 コンクリートポンプの施工指針 (平成12年2月)	土木学会 コンクリートポンプの施工指針 (平成24年6月)	改定による修正
港-4-1	<b>第4章 一般施工</b>	<b>第4章 一般施工</b>	
	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> (社)全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 (平成8年度版)	<b>第2節 適用すべき諸基準</b> (社)全国漁港協会 漁港海岸事業設計の手引 (平成25年度版)	改定による修正
港-4-27	<b>4-11-2 鋼矢板工</b> 2. 鋼 矢 板 (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	<b>4-11-2 鋼矢板工</b> 2. 鋼 矢 板 (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。 <del>ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</del>	表現の変更
港-4-28	<b>4-11-3 控 工</b>	<b>4-11-3 控 工</b>	
港-4-29	2. 控鋼矢板 (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	2. 控鋼矢板 (2) 受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。 <del>ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</del>	表現の変更
港-4-30	3. 控 鋼 杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。	3. 控 鋼 杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。 <del>ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</del>	表現の変更
港-4-33	<b>4-13-2 鋼 杭 工</b> 2. 鋼 杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。	<b>4-13-2 鋼 杭 工</b> 2. 鋼 杭 (1) 受注者は、杭の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、杭本体及び塗覆装面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、杭を2点吊りで吊り上げなければならない。 <del>ただし、打ち込みの際はこの限りではない。</del>	表現の変更

長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
第7編 港湾・漁港編

頁	改定前	改定後	摘要
港-4-46 港-4-47	4-17-5 車止・縁金物工 表4-4 塗装工程（新設） 1 素地調整 （2種ケレン）	4-17-5 車止・縁金物工 表4-4 塗装工程（新設） 1 素地調整 （2種ケレン（st3））	表現の変更
港-4-47	4-17-6 防食工 1. 電気防食 （1）受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。	4-17-6 防食工 1. 電気防食 （1）受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン（st2））を行わなければならない。	表現の変更
港-4-48	2. FRPモルタルライトニング （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。 3. ペトロラタムライトニング （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。	2. FRPモルタル被膜 （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン（st2））を行わなければならない。 3. ペトロラタム被膜 （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン（st2））を行わなければならない。	表現の変更 表現の変更
港-4-49	4. コンクリート被覆 （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン）を行わなければならない。	4. コンクリート被覆 （1）受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮さび等を除去し、素地調整（3種ケレン（st2））を行わなければならない。	表現の変更
港-4-58 港-4-59	4-24-2 維持塗装工 2. 車止塗装、縁金物塗装 表4-6 塗装工程（塗替） 1 素地調整 （3種ケレン） 1 素地調整 （2種ケレン）	4-24-2 維持塗装工 2. 車止塗装、縁金物塗装 表4-6 塗装工程（塗替） 1 素地調整 （3種ケレン（st2）） 1 素地調整 （2種ケレン（st3））	表現の変更



長崎県建設工事共通仕様書 修正箇所一覧【H26.4.1 改定】  
 第12編 住宅編

頁	改定前	改定後	摘要
住-1-1	第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 公共住宅建設工事標準仕様書 (平成16年版) <span style="color: blue; margin-left: 20px;">国土交通省住宅局住宅総合整備課監修</span>	第1章 総則 第2節 適用すべき諸基準 公共住宅建設工事共通仕様書 (平成22年版) <span style="color: red; margin-left: 20px;">国土交通省住宅局住宅総合整備課監修</span>	